2025 年度

自己点検・評価報告書

神奈川歯科大学

2026 年 9 月 10 日

目次

第1章　理念・目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第2章　内部質保証　・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第3章　教育研究組織　・・・・・・・・・・・・・・・11
第4章　教育・学習◆歯学部◆　・・・・・・・・・14
第4章　教育・学習★大学院★　・・・・・・・・・31
第5章　学生の受け入れ◆歯学部◆　・・・37
第5章　学生の受け入れ★大学院★　・・・41
第6章　教員・教員組織　・・・・・・・・・・・・・・46
第7章　学生支援　◆歯学部◆　・・・・・・・55
第7章　学生支援　★大学院★　・・・・・・・63
第8章　教育研究等環境　・・・・・・・・・・・・・67
第9章　社会連携・社会貢献　・・・・・・・・・・78
第10章　大学運営・財務(1)大学運営　・・85
第10章　大学運営・財務(2)財務　・・・・・・91

第1章 理念･目的

評定：A

１．現状分析

評価項目①
大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。
＜評価の視点＞
・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

◆歯学教育◆　項目:使命･目的

評価の視点	評価のポイント
1-1　歯学教育（学士課程）が担う基本的使命及び当該歯学教育（学士課程）を設置する大学の理念･目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育（学士課程）の目的を設定していること。	**･歯学教育(学士課程)の目的の明確性と適切性 ･目的における個性化と多様性の視点 ･設置する大学の理念･目的との連関性**
1-2　歯学教育（学士課程）の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	**･目的の周知･公表方法 ･周知活動の効果の把握**

現状分析＜現状の説明＞

学校法人神奈川歯科大学（根拠資料 1-1）が設置する神奈川歯科大学は、「すべての人々への慈しみの心と、生命を尊ぶ愛の精神の実践」を建学の精神としている。この建学の精神は、明治 42 年に創設された本学の前身「東京女子歯科医学講習所」に由来し、創立者である大久保潜龍が、当時十分な教育機会に恵まれていなかった女性歯科医師の養成を目的として設立した経緯に基づくものである。

この建学の精神に基づき、本学歯学部における教育理念は、「歯科医師としての高度な専門性と人間性を兼ね備えた人材の育成」としている。その具体的内容として、「歯科医師としての熟練と人としての優しさを涵養するため、学問を修め、技術を習得し、人間理解を深める“愛の教育”」を掲げている。また、歯学部の教育目的は、学則第 1 章第 1 条（根拠資料 1-2、1-3）において、教育基本法の精神に則り、高い人格と豊かな識見を養い、歯科医学に関する高度な理論および技術を教授・研究し、有為な歯科医師を育成することにより、文化の向上および社会福祉の増進に寄与することと明記している。大学院歯学研究科においては、「学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」を教育理念としている。その教育目的は、学則第 1 章第 1 条に基づき、歯学部における教育の基盤の上に、専攻分野において自立して研究活動を遂行するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養い、文化の向上および社会福祉の増進に寄与する人材を育成することとしている。さらに、研究理念として、歯科医学研究を通じて新たな価値を創出し、生活の革新、文化の向上および将来社会への貢献を通じて「愛の精神」の実現を目指すことを掲げている。

これら歯学部および大学院歯学研究科の理念・目的は、それぞれ学則第 1 章第 1 条に明記されているとともに、「神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE」（根拠資料 1-4）および「大学院

CAMPUS GUIDE」(根拠資料 1-5) に掲載し、毎年度学生に配布することで周知を図っている。また、建学の精神および教育理念については、「神奈川歯科大学 GUIDEBOOK」(根拠資料 1-6)、「入学試験要項」(根拠資料 1-7)、「大学院歯学研究科学生募集要項」(根拠資料 1-8) 等に掲載し、受験生に対しても周知している。教職員においては、職員証の裏面にも記載し、常に目に触れるよう工夫している。さらに、本学ホームページ (根拠資料 1-9、1-10) に掲載し、社会に対する情報公開を行っている。

加えて歯学部においては、建学の精神および教育理念を記載したプレートを各教室および図書館に掲示するとともに、学生が使用する出欠管理アプリ (根拠資料 1-11) および試験用紙 (根拠資料 1-12) にも記載するなど、日常的に理念に接する機会を確保するための取り組みを行っている。

◆歯学教育◆　項目:目的の検証

評価の視点	評価のポイント
1-3　歯学教育 (学士課程) の目的の適切性について定期的に検証を行っていること。	**・目的の適切性の検証** **・検証の結果に基づく具体的な改善事例**

現状分析＜現状の説明＞

2025 (令和 7) 年度においては、新規入職の教員を対象に、建学の精神、教育理念・目的・目標、3 つのポリシー等の理解促進を目的とした新人研修を辞令交付直後に実施した (根拠資料 1-13)。あわせて、FD・SD 講演会を通じて教職員の理解深化および意識向上を図り、教育活動への反映に努めている。

これらの取り組みの効果を検証するため、教職員を対象としたアンケートを実施したところ、建学の精神や教育理念、3 つのポリシー等について「よく知っている」「知っている」との回答は教職員の平均 62.8%に留まり、十分な理解が浸透しているとは言い難い状況にある (根拠資料 1-14)。

また、学生については、1 年次に当該内容に関する授業を実施していることから、1 年次生の理解度は 99.2%～100%と極めて高い。しかしながら、2～6 年次生では 26.6～45.0%と大幅に低下しており、経年による意識の希薄化が顕著となっている (根拠資料 1-15)。

以上の結果を踏まえ、次年度は教職員および 2～6 年次生に対し、継続的な周知を目的とした説明用動画の視聴を促すなど、認知度および理解度の再向上を目指す。

評価項目②
大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。
＜評価の視点＞
・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学では、大学の理念・目的および歯学部・大学院歯学研究科における教育目的の実現に向けて、将来を見据えた中・長期的なビジョンとして、2019 (令和元) 年から 10 年間を見通した KDU2028 計画を策定している (根拠資料 1-16)。これに先立ち、2013 (平成 25)

年から2017（平成29）年にかけて実施された一連の改革を「第1期改革期」と位置づけ、その成果と課題を踏まえ、以降の10年間を3段階に区分している。具体的には、2019（令和元）年度から2020（令和2）年度までを「第2期改革期（加速期)」、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までを「第3期改革期（成長期)」、2025（令和7）年度から2028（令和10）年度までを「第4期改革期（充実期)」と定義している。

また、本計画は、「教育」「研究」「臨床」「管理・運営」「地域・社会・国際連携」の5つの柱により構成されており、本学の現状分析に基づき、改善を要する課題を体系的に整理した上で、各種施策を設定している。またKDU2028 計画を基とした年度計画を毎年実施しており年度末に定期的な評定を行っている。とりわけ、第2期改革期においては、計画初動の2年間を加速期と位置づけ、重点的かつ集中的に取り組みを推進した。

さらに、第3期改革期が2024（令和6）年度をもって終了したことを受け、2025（令和7）年度から開始した第4期改革期では、目標達成のため点検・評価を実施し、その結果を踏まえ次年度の改善策としている（根拠資料1-17)。

２．分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

本学においては、建学の精神を具体的に体現することを教職員の到達目標と位置づけている。この目標の共有および実現に向けた組織的取り組みとして、中期計画であるKDU2028計画を策定している。さらに、単年度計画（根拠資料1-18）に基づき、「教育」「研究」「臨床」「管理・運営」「地域・社会・国際連携」の各分野における進捗状況について、継続的な点検・評価を実施している。加えて、2025（令和7）年度には新たに「内部質保証」の観点を評価項目に位置づけ、点検・評価を行うとともに、その結果を踏まえ、第4期改革期（充実期）における目標を策定している。このように、本学では内部質保証に関する基本方針に基づき、計画（Plan)・実行（Do)・点検（Check)・改善（Act）のサイクルを通じて、目標達成に向けた計画的かつ段階的な改善を推進している点に特色がある。なお、2025（令和 7）年度の点検において、アセスメント・プランにおける科目設定と到達度評価指標との整合性に課題が認められたため、教育企画部を中心として内容の精査を行い、さらなる改善に向けた取り組みを進めている。

３．改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

昨年度に改訂したアセスメント・プランについては、当該年度において運用を開始しており、今後も継続的かつ定期的に点検・評価を実施する予定である。また、2019（令和元）年度には建学の精神の改定を行い、これに伴い学内外への周知を目的とした取り組みを実施した。具体的には、本学ホームページおよび学内掲示の更新を行い、周知の徹底を図っている。さらに、学生に対してはガイダンスや授業、試験用紙を通じて、教職員に対してはFD・SD講演会等を通じて、建学の精神および教育理念の理解促進に努めている。

社会環境が大きく変化する中、教育の在り方の見直しが求められていることを踏まえ、本学では従来の枠組みにとらわれない柔軟な教育体制の構築を進めている。特に昨今進歩が著しいAIを講義に取り入れるなど、教育効果の改善に取り組んでいる。今後は、KDU2028計画充実期目標（根拠資料1-17）に基づき、教職員および学生が協働して学修・教育活動に取り組む環境整備を推進し、継続的な改善を通じて大学の発展に資することを目指す。

第２章　内部質保証

評定：A

１．現状分析

評価項目①
内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
　※　具体的な例
　　・３つの方針の策定の調整・支援。
　　・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
　　・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
　　・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
　　・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

◆歯学教育◆ 項目：自己点検･評価

評価の視点	評価のポイント
5-1　組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。	**･組織レベル･個人レベルでの自己点検･評価のための体制構築** **･歯学教育（学士課程）の質保証の仕組みと全学的な質保証の仕組みの有機的な連関**
5-2　教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。	**･教員の教育研究活動評価を踏まえた組織的な自己点検･評価の実施** **･定期的な自己点検･評価の実施**
5-3　学外の有識者による第三者評価を受けていること。	**･機関別認証評価や法人評価等の第三者評価の申請と評価結果の受領**

現状分析＜現状の説明＞

5-1:組織的な自己点検･評価に関する体制を整備していること。

本学の自己点検・評価に関する体制は「内部質保証に関する基本方針」に明示しており（根拠資料 2-1)、「内部質保証委員会」をはじめとした内部質保証に大きな役割を果たす組織と役割分担は次の通り整備している（根拠資料 2-2、2-3、2-4)。

内部質保証に関する基本方針

神奈川歯科大学が掲げる建学の精神・教育理念・目的及び使命を実現するために定められた教育目標を達成するための内部質保証に関する基本的方針について以下の通り定める。

１．基本的な考え方

本学の建学の精神の実現に向けて、学校教育法第 109 条の定めるところにより、教育

及び研究、組織構成及び運営、施設・設備等の状況について、自ら点検及び評価を行い、教育の充実と学修成果の向上をはかるとともに、その結果を公表することにより社会に対する説明責任を果たすこととする。

２．全学的内部質保証推進組織

神奈川歯科大学学則第２条並びに神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第２条に基づき、学長の指揮の下に全学的内部質保証推進のための組織を編成する。全学的内部質保証の観点から、責任体系を（1）内部質保証・自己点検・評価（2）教育研究（3）学生募集（4）組織・環境・運営・財務（5）社会連携・貢献の５つに分けて構成するものとする。それぞれの果たすべき主たる役割を以下に示し、明文化が困難な点については各組織が相互に補完し合うことで全学的内部質保証を達成することとする。

（1）　内部質保証・自己点検・評価

１）　学長

教育研究活動の全般を統括し、法人の基本的運営方針や事業計画に鑑み、建学の精神・教育理念の実現に向けて、必要な全学的内部質保証推進組織を編成し、各組織の活動を推進する。

中長期計画を策定し、各部門の単年度計画を統括する。

２）　内部質保証委員会

全学的な内部質保証体制整備の責を負うとともに、自己点検・評価活動を評価して改善策を提言し、PDCA サイクルの推進を監視する。

３）　自己点検・評価委員会

中長期計画に基づく自己点検・評価を実施し、PDCA サイクルを推進する。また、外部評価委員会による第三者的視点からの客観的評価・意見を加味して自己点検・評価報告書を纏め、改善を要する事項については可能であれば改善方策等を加え、改善計画立案のための資料を提供する。

なお、自己点検・評価活動の実務については教学 IR 室が担当する。

４）　外部評価委員会

自己点検・評価委員会による内部評価に対し、第三者的視点から客観的評価・意見を行う。

（2）　教育研究

５）　教授会・大学院教授会

学校教育法第 93 条、神奈川歯科大学歯学部教授会規程第５条、同大学院教授会規程第５条の定めに則り、教育研究に関する重要な事項等について、内部質保証推進のための意見を述べる。

６）　教育委員会

大学の理念・目的をもとに学部教育から博士課程教育まで一連の教育研究活動について、順序性・系統性・整合性等の視点から、適切かつ効果的な教育研究活動方針を策定するとともに、４つのポリシーの最適化をはかる。

７）　教育企画部

学部教育のディプロマ・ポリシー(DP)を達成するため、カリキュラム・ポリシー(CP)に基づいて学部教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況につ

いて監視・評価し改善をはかる。

８）　病院運営委員会

ディプロマ・ポリシー（DP）を達成するため、カリキュラム・ポリシー（CP）に基づいた参加型臨床実習に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。

９）　臨床実習連絡委員会

病院運営委員会が策定した実施計画に基づき、参加型臨床実習を実行する。

10）　臨床系教授連絡会

参加型臨床実習の学修成果を評価･判定し、病院運営委員会へ答申して改善をはかる。

11）　大学院運営委員会

博士課程教育のディプロマ・ポリシー（DP）を達成するため、カリキュラム・ポリシー（CP）に基づいて博士課程教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。また、学修支援に関する方針に則り、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための支援を行う。

12）　学生支援委員会

学修支援に関する方針に則り、関連部署･委員会と連携し、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための学修環境を整備し、組織的な支援を行う。

13）　教学部

学部教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。学生支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進する。

14）　大学院教育研究部

博士課程教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。教育部会、学生生活支援部会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進する。

15）　教学 IR 室

内部質保証の充実を目的に、主として教育研究に関する情報の収集・分析に努め、教育改善計画に必要なデータを提供する。

16）　FD・SD 委員会

教職員の資質向上、大学改善のための研修や講演会などを企画・実施・点検・評価・改善を行う。

（3）　学生募集

17）　募集広報部

優れた学生を確保するため、学生募集に関する情報を分析し、効果的な学生募集戦略を立案し、全学的な協力体制のもと学生募集戦略を実行する。

18）　入試委員会

学部のアドミッション・ポリシー（AP）に基づく学生選抜を行うため、入学試験に関する具体的実施計画を立案するとともに、入学試験を実施・評価し改善をはかる。

19）　大学院運営委員会

大学院のアドミッション・ポリシー（AP）に基づく学生選抜を行うため、入学試験に関する具体的実施計画を立案するとともに、入学試験を実施・評価し改善をはかる。

（4）　組織・環境・運営・財務

20）　理事会

法人の基本的運営方針や事業計画を示し、経営的視点から学長が定める全学的内部質保証推進組織の在り方を検証し、組織の運用に必要な財源を確保する。

21）　評議員会

法人の示す基本的運営方針や事業計画、事業報告、経営状況等に対し意見を述べ、運営基盤の強化、教育の質の向上などの観点から理事会と協働して内部質保証の推進を支援する。

22）　監事

理事及び理事会の業務執行状況を監視・監督する。

23）　法人運営協議会

理事会の諮問組織として法人の構成単位の長により構成し、理事会の活動を支援する。

24）　組織検討委員会

教職員組織の最適化をはかり、適切な教職員の人員配置を推進する。

25）　改革推進委員会

国内外の情勢、教育研究の状況、施設・設備の状態、人的資源の適切性、財務状況等の多角的視点から、大学の中長期的方針の在り方について検討し、必要な施策を提言する。

（5）　社会連携・貢献

26）　社会連携・貢献委員会

建学の精神実現のための社会連携・社会貢献活動に関する方針に基づき、広く社会と連携し、社会に貢献するため活動を計画し、必要な事業を展開する。

また、組織的な自己点検・評価に関する体制については、各委員会の各年度における事業計画の立案、報告書の作成と自己点検を実施しており、内部質保証委員会で確認、場合により指摘することにより体制を整えている。また、個人レベルの自己点検においては、所属長との面談による年度計画の立案、半期ごとの進捗状況、年度末の自己評価および所属長または学系長による評価を実施している。この一連のプロセスと各自へのフィードバックを通じて、次年度に向けた個人の PDCA サイクルを機能させている。

5-2:教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。

教育研究活動における自己点検・評価においては、中長期計画である KDU2028 計画（根拠資料 1-16）に基づき策定された年度計画（根拠資料 1-18）が、次年度当初に評価指標に従い自己評価された後、その結果が事業報告書（根拠資料 2-5）として学長に提出され、それに基づき自己点検・評価報告書（根拠資料 2-6）が作成される。2020（令和 2）年度に新設された内部質保証委員会は、自己点検・評価報告書を確認、検証して、指摘事項に対して各部署・委員会へフィードバックし、回答を得てから改革推進委員会へも提出し、各担当での改善の必要性と進捗を明らかにすることにより内部質保証の質を担保している

（根拠資料 2-7、2-8)。さらに、学外の有識者による外部評価（根拠資料 2-9）を行って客観性と妥当性を保持し、内部質保証システムを一層の充実に努めている。

また、内部質保証に関する基本方針や内部質保証体系図は、組織変更等に合わせて定期的に改訂を重ねて実効性を担保している。現在も、諸活動の有効性を高め、各組織が設置された目的や組織間の関係性を明確にして夫々の自己点検･評価活動を活性化させるため、さらに改訂を進めているところである（根拠資料 2-10)。

5-3:**学外の有識者による第三者評価を受けていること。**

5-1 にも記述しているが、第三者としての客観的視点から評価・提示を行う外部評価委員会を設けており（根拠資料 2-1、2-11、2-12)、前年度の自己点検・評価報告書による評価ならびに指摘事項より、次年度に向けての PDCA サイクルの一環としている。

◆歯学教育◆ 項目：結果に基づく教育研究活動の改善･向上

評価の視点	評価のポイント
5-5　自己点検･評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。	**･自己点検･評価及び第三者評価の結果に基づく当該歯学教育課程の活動全般に関する改善･向上を図るための計画の策定** **･当該歯学教育課程の活動全般に関する改善･向上を図るための計画の実行及び具体的な改善事例**

現状分析＜現状の説明＞

自己点検･評価の結果に基づき､内部質保証委員会が教育研究活動の確認と検証を行い、改善の必要性と進捗を明らかにすることにより、内部質保証の質を担保するとともに教育研究活動の改善・向上に結びつけている（根拠資料 2-7)。

また、学外の有識者による第三者評価として外部評価（根拠資料 2-8、2-9）を行って客観性と妥当性を保持し、内部質保証システムの一層の充実に努めている。具体的には、外部評価委員からの検討事項を基に、内部質保証委員会においても以前より作成していた改善要望書にフィードバック先を追加し、関連部署や委員会から教育研究活動の見直しを図ることや（根拠資料 2-7、2-8)、KDU2028 計画における第 3 期改革期（成長期）を評価し、第 4 期改革期（充実期）の目標を設定（根拠資料 1-17）するなどを行った。

評価項目②
大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。
＜評価の視点＞
･教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
･教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

◆歯学教育◆ 項目：自己点検･評価

評価の視点	評価のポイント

5-4　自己点検・評価及び第三者評価の結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	**・組織的な自己点検・評価結果の公表 ・説明責任を果たすための情報公開における工夫**

現状分析＜現状の説明＞

本学は、ホームページ等の各種媒体を通じて、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等、積極的な公表に努めている。特に、ホームページによる公開情報は、教育研究に関する諸活動（根拠資料 2-13、2-14)、研究業績（根拠資料 2-15)、大学基準協会による機関別認証評価の結果（根拠資料 2-16)、自己点検・評価報告書、財務諸表を含む年度別事業報告書、学生数など、多岐に及んでいる（根拠資料 2-17)。これらの公表する情報のうち、法的な義務に基づく公表情報及びこれに準ずる公表情報については、教学 IR 室による精査と事務局長の決裁を経て、その正確性を担保している。また、第三者評価（外部評価委員会）の結果も同様に公表をしている。以上から、本学は社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

評価項目③
内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。
＜評価の視点＞
・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

自己点検・評価委員会は、各部局の長により組織され、十分な権限をもって自己点検・評価に取り組むことができる体制が取られてきた。その一方で、各部局の内部質保証はその長に委ねられている部分が多く、必要な改善事項の指摘は行われているものの、各部局の改善活動に関する全学的な視点からの適切性の検証は充分とは言えない状況であった。以上の理由から、本学の内部質保証システムの在り方を改めて検討し、2020（令和 2）年度より「内部質保証委員会」を設置した。さらに、2018（平成 30）年に明文化した内部質保証に関する基本方針（根拠資料 2-1）や内部質保証体系図（根拠資料 2-18）は、組織変更等に合わせて定期的に改定を重ねて実効性を担保している。2023（令和 5）年度は組織変更に合わせて、各組織が設置された目的や組織間の関係性を明確にして各々の自己点検・評価活動を活性化させるため、主幹委員会を明確に示し、2024（令和 6）年 3 月に改定し、さらに現在も改定を進めている（根拠資料 2-10)。また、方針に則り各委員会等の目的の達成に関して、より具体的な到達目標を年度単位計画において設定する方法を進めている。

２．分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

2020（令和 2）年度に内部質保証委員会を設立し、2022（令和 4）年 5 月には内部質保証に関する基本方針を改定して内部質保証の基本的な考え方、全学的な推進組織をさらに明確にし、基本的な手続きおよび組織の役割分担を整備した。KDU2028 計画の中・長期的な目標を根幹として、各組織からの単年度計画（根拠資料 1-18)、事業報告書（根拠資料 2-5）を基に、点検・評価・改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、内部質保証を推進するために主に教育上データを教学 IR 室が集積し、分析により問題点を抽出させ、改

善方策の立案の一助となるように年々体制が整備されていることも長所と言える。

2024（令和 6）年度に受審した大学基準協会での認証評価結果では適合となり（根拠資料 2-19)、「全学的な内部質保証の責任組織を中心として、内部質保証に関する基本方針を見直すなど自己点検・評価を行っており、引き続き内部質保証システムの改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。」との回答をいただき，各部署や委員会での PDCA サイクルに基づいた運営に努めていた。しかし、「内部質保証の体系図等については、点検・評価の結果に基づく改善の手続や内部質保証に係る各会議体の関係性等をより分かりやすく明示するよう、調整が望まれる。」との指摘を受けたことから、内部質保証体系図を整えた（根拠資料 2-18)。

３．改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

以上のように、内部質保証の方針と体制を整備して運用しているが、本学の喫緊の課題である在学生の満足度の向上や歯科医師国家試験合格率の向上、留年率の減少、優れた学生の確保といった諸問題への取り組みでは、2025（令和 7）年度も到達目標の達成に至っていないものがあることも事実である。内部質保証システムについては、各部局に浸透し始め、各委員会での議事録の作成、公表可能なデータの整理などを基に具体的な取り組みがされ、内部質保証委員会から、課題、改善点などを明確に指摘事項に挙げて、フィードバックが行われている。また、KDU2028 計画は、第 3 期改革期（成長期）が終了し（根拠資料 1-17)、第 4 期改革期（充実期）に向けて、内部質保証システムについては、各部署への指摘事項の効果は部署により異なるため、継続して PDCA サイクルのシステムとして検討することは必要である。

第3章 教育研究組織

評定：A

１．現状分析

評価項目①
大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。
＜評価の視点＞
・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は、1964（昭和 39）年の開学以来、一貫して建学の精神の実現に向け、愛の精神を実践できる有能な歯科医師を輩出してきた。さらに、歯科医療の発展には歯科医学研究の充実が必要であることから、研究者の養成と高度な医療を提供できる専門的職業人としての歯科医師の養成を行い、社会に貢献することを目指している。これらの目的のために、本学は教育研究上の基本組織として歯学部（根拠資料 3-1）および大学院歯学研究科（根拠資料 3-2）を開設している。

歯学部は教養・教育学系の 1 講座、基礎歯科学系の 4 講座、社会歯科学系の 2 講座、臨床科学系の 11 講座、計 18 講座を置き、教育研究活動を行っている。また教育課程の編成に責を負う教育企画部は、本学における教育に係る戦略的な意思決定を行うため、学長直轄組織として 2021（令和 3）年度に新設され（根拠資料 3-3）、専任の教授 5 名、准教授 1 名から成る。2014（平成 26）年からは教学 IR 室（根拠資料 3-4）を整備して専任職員を置き、教育改善を支援する組織として、様々な教育データを収集し、分析を行っている（根拠資料 3-5）。

大学院歯学研究科は 1975（昭和 50）年に開設され、現在は歯学専攻の 1 専攻としている。運営については、大学院運営委員会がその実務を担い、大学院教授会は、大学院運営委員会等の各種委員会から上程される案件､大学院教員の資格審査､学位審査等について、学則（根拠資料 1-3）及び大学院教授会規程（根拠資料 3-6）に基づき審議している。

さらに研究推進組織として、共有機器を集約的に配備し、各種研究を支援する大学院附属中央研究支援センターを 2019（令和元）年に設立した。

附属病院（根拠資料 3-7）は、教育病院としての位置づけを踏まえ、最先端の治療と臨床教育を提供している。学生教育に必要な 1 口腔単位での治療や、地域の診療所からの紹介患者を受け入れる医療機関として、専門性を備えた治療と教育を行える体制となっており、診療参加型臨床実習の充実や地域医療連携への主体的貢献を果たしている。さらに医科診療科として、内科、腎臓内科、消化器内科、認知症・高齢者総合内科、糖尿病・内分泌内科、画像診断科を開設している。これらの医科の診療科には専門医が所属して歯科と日常的な院内連携を行い、医科歯科連携による診療及び教育の充実化に努めている。臨床研修歯科医に対しては、附属病院と附属横浜クリニック・横浜研修センター（根拠資料 3-8）の 2 施設を設置し、臨床研修歯科医の円滑な研修を支援している。2017（平成 29）年度に開院した新病院は、地域連携支援型の歯学部附属病院として、医科歯科連携の強化をコンセプトに地域医療への貢献に努めている（根拠資料 3-9）。

横浜市神奈川区に設置する附属横浜クリニック・横浜研修センターにおいても、教育医療機関としての位置づけを踏まえ、医科と歯科の密接な関係を持たせた卒後研修体制が構

築されている。さらに、歯科医師臨床研修施設として、臨床研修歯科医の円滑な研修を支援している。

附属図書館（根拠資料 3-10）は、図書、学術雑誌、視聴覚資料等に関する資料の収集、管理運営を行い、本学教職員ならびに学生の調査・研究活動の支援、教養の向上を支援すると共に、学生の学修支援機能を備えて運営されている。

以上の組織は、建学の精神に基づく歯科医師及び博士の養成において、適切な教育研究組織を構築するための礎となっている。

評価項目②
教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教育研究組織の適切性については、自己点検・評価委員会により、全学的な立場から検証を行ってきた。さらに、自己点検・評価委員会の上位組織である内部質保証委員会、外部評価委員会が設置され、内部質保証体制が強化された。

また組織検討委員会では、全学的な施策や企画に基づき、教職員組織の適切性を点検・評価するとともに、人員の適正配置等を考慮し、歯学部及び歯学研究科における円滑な運営を図るための組織と人員配置について検討している。（根拠資料 3-11）。2025（令和 7）年度においては、自己点検・評価で指摘のあった人材育成のビジョンを明確にするため、神奈川歯科大学人材育成ビジョンを作成した（根拠資料 3-12）。

大学院歯学研究科における教育研究組織は、従前の大講座制について見直しが行われることとなった。具体的には、2021（令和 3）年度より大講座制に基づく人員配置を廃止し、大学院教育に必要な教員を、１号教員、２号教員および３号教員として発令することとした。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学は、1964（昭和 39）年の開学以来、「愛の精神」の実践を理念として掲げ、有能な歯科医師の育成に一貫して取り組んできた。加えて、歯科医療の発展には研究の充実が不可欠であるとの認識のもと、研究者や高度な専門的知識を備えた歯科医師の養成を通じて、社会貢献を目指している。そのための組織として、歯学部および大学院歯学研究科を設置し、体系的かつ専門的な教育研究体制を構築している点は、本学の大きな強みといえる。

歯学部においては、臨床科学系を中心に 18 講座が配置されており、2021（令和 3）年度には教育課程編成を担う教育企画部を新たに設置するなど、時代に即した教育体制の整備が進められている。さらに、教学 IR 室を通じて教育改善に向けたデータ収集・分析を行い、質の高い教育実現に向けた取り組みが見られる。また、大学院歯学研究科では、大学院教授会および大学院運営委員会を中心に、教育・研究に関する意思決定が制度的に行われており、組織的な運営が確立されている。

研究支援の面では、中央研究支援センターを設置し、共有機器の整備や研究活動の支援を行い、研究環境の充実化に努めている。さらに、附属病院をはじめとする医療機関では、専門的治療と臨床教育の両立を実現しており、地域医療との連携や医科歯科連携にも積極的に取り組んでいる。とりわけ、医科診療科を併設し、専門医による医科歯科の協働体制を整えている点は、教育と臨床の両面において特色ある取り組みといえる。

本学では、教育研究組織の適切性について、全学的な視点からの継続的な検証が行われており、内部質保証体制の整備が進められている点は大きな長所といえる。具体的には、自己点検・評価委員会による検証に加え、その上位組織として内部質保証委員会および外部評価委員会が設置されており、組織的かつ多面的な評価体制が構築されている。これにより、教育・研究活動に対する客観的な見直しと質の保証が制度的に支えられている。

また、組織検討委員会では、全学的な施策や方針に基づき、教職員の組織や人員配置の妥当性について検討が行われており、歯学部および大学院歯学研究科の円滑な運営に資するよう組織体制の調整が行われている。こうした取り組みは、教育研究組織の柔軟な見直しと、教育・研究の質向上に向けた継続的な改善努力の表れである。

さらに、歯学部においては、教育企画部による教育課程の編成・改善に特化した組織体制が整備されている点も評価できる。

一方で、大学院歯学研究科においては、従来の大講座制を廃止し、新たに教員を１号、２号、３号に区分して発令する制度へ移行しているが、この人員配置の新体制が教育の質や研究活動にどのような影響を与えているのか、現時点では評価が示されていない点が課題といえる。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学の教育研究組織は、KDU2028 計画により順調に充実を果たしている。一方で、教員数の減少や入れ替わりが近年増加しており、教育研究組織の礎である教員をどう養成していくかが重要である。昨年度の指摘を受けて、人材育成におけるビジョンが明確化されたためビジョンの具体化を進めていく。

第4章 教育･学習 ◆歯学部◆

評定：A

１．現状分析

評価項目①
達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。
＜評価の視点＞
・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

◆歯学教育◆　項目:学位授与方針及び教育課程の編成･実施方針

評価の視点	評価のポイント
2-1　歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。	･学位授与方針の策定 ･学位授与方針における修得すべき知識･技能･態度など(臨床能力を含む)期待する学習成果の明示 ･教育課程の編成･実施方針の策定 ･歯学教育(学士課程)の目的と学位授与方針の整合性 ･学位授与方針と教育課程の編成･実施方針の整合性
2-2　学位授与方針及び教育課程の編成･実施方針を教職員及び学生に周知し､かつ広く社会一般に公表していること。	･学位授与方針及び教育課程の編成･実施方針の周知･公表方法 ･周知活動の効果の把握

現状分析＜現状の説明＞

◆歯学教育◆　項目:学位授与方針及び教育課程の編成･実施方針

評価の視点	評価のポイント
2-1　歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。	･学位授与方針の策定 ･学位授与方針における修得すべき知識･技能･態度など(臨床能力を含む)期待する学習成果の明示 ･教育課程の編成･実施方針の策定 ･歯学教育(学士課程)の目的と学位授与方針の整合性 ･学位授与方針と教育課程の編成･実施方針の整合性
2-2　学位授与方針及び教育課程の編成･実施方針を教職員及び学生に周知し､かつ広く社会一般に公表していること。	･学位授与方針及び教育課程の編成･実施方針の周知･公表方法 ･周知活動の効果の把握

現状分析＜現状の説明＞

歯学部では、学士（歯学）の学位に対して、以下の学位授与方針を定め、歯学部歯学科ホームページ（根拠資料 4-1)、神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-4)、神奈川歯科大学入学試験要項（根拠資料 1-7)、履修ガイド（根拠資料 4-2）等を通じ教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般へと公表している。

学位授与方針

1. 社会人としての必要な知識、教養、誠実さを備え、多様化する時代に対応できる能力を有する。
 (1) 幅広い知識と教養を得るための主体的学修を行う能力を有する。(知識)
 (2) 人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力を有する。(技能)
 (3) 社会人としての倫理観と誠実さを有する。(態度)
2. 医療人としての（生命に対する畏敬の念を旨とし、）豊かな愛の精神を備え、問題発見と解決能力を有する。
 (1) 基礎医学と隣接医学に関する歯科医師として必要な知識を有する。(知識)
 (2) 患者や医療スタッフと良好な情報共有を図るために必要なコミュニケーション能力を有する。(技能)
 (3) 情報収集・分析力をもって医療に対する社会的ニーズを把握しようとする姿勢と他者（患者やスタッフ）を敬愛する態度を有する。(態度)
3. 歯科医師として必要な臨床歯学を体系的に理解し、高度な専門的学識を展開できる能力を有する。
 (1) 歯科保健医療に必要な専門的知識を有する。(知識)
 (2) 科学的根拠に基づいた歯科保健医療に必要な技術を有する。(技能)
 (3) 状況に応じて適切な対応が図れるプロフェッショナル意識を有する。(態度)

教育課程方針

本学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる知識、技能、態度を総合的に修得するため、教養系科目、基礎系科目、臨床系科目のすべてを「歯科咬合医療系」、「生命科学口腔病態系」、「社会と歯科医療系」および「神奈川歯科大学固有科目系」という 4 つのコースで体系的に編成し、それぞれ講義・演習・実習等を適切に組合せた授業を開講する。

知識：教養および基礎医学知識から専門知識まで、全学年を通し累進的なカリキュラムを編成し、主体的学修が身につくカリキュラムを編成する。

技能：コミュニケーション能力および医療技術の教育を段階的に編成し、歯科医師に必要な総合的技能を体得できるカリキュラムを編成する。

態度：倫理教育およびプロフェッショナリズム教育を累進的に編成し、患者さんと誠実に向き合う医療を実践するためのカリキュラムを編成する。

また毎年、歯学部１年生第１ステージ「臨床医科歯科概論」の第１回目講義において学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について学長が新入生に対して講義を行っており周知に努めている（根拠資料 4-3)。2025（令和 7）年度にも、新規入職者を含めて建学の精神および教育理念等に関する新人研修や FD・SD 講演会を開催し、教職員の理解深化と意識向上に努め学生教育に活かしている（根拠資料 1-13)。しかしながら、事後アンケート結果では、教職員における建学の精神や教育理念、3 つのポリシー等についての理解度（「よく知っている」「知っている」の割合）は平均 62.8%に留まり、十分な理解が浸透しているとは言い難い状況にあることが確認された。これらの結果より、今後も継続的かつ効果的な周知・啓発活動に取り組む必要がある。

評価項目②
学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。
＜評価の視点＞
・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
※　具体的な例
・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

◆歯学教育◆　項目：教育課程の編成･実施

評価の視点	評価のポイント
2-3　教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、歯科医師として求められる基本的資質・能力を醸成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。 **（１）社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、学士課程教育として、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。** **（２）歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。**	**・教育課程の編成･実施方針に沿った適切な授業科目の体系的な配置** **・カリキュラムの体系性、学生が修得すべき知識･技能との関連性を可視化する仕組み（例えば、カリキュラムマップの策定など）** **・準備教育の充実** **・独自の教育カリキュラムの編成とその適切性** **・医療人育成に向けた各大学の特色ある講義・実習** **・「モデル・コア・カリキュラム」と「アドバンスド・カリキュラム」のバランスに配慮した組合せ** **・リサーチマインドの涵養、グローバル人材の育成に配慮した教育課程の編成** **・学生のキャリアパスに応じた教育課程の編成**

現状分析＜現状の説明＞

歯学部では、大学設置基準第 19 条に定められる教育課程の編成方針や、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを遵守した上で、2013（平成 25）年度に 1 年間を 5 つの Stage に分割し、1 Stage を約 8 週間とした 5 Stage 制を導入し、短期集中型の教育課程を編成することにより、「学士力」の向上を目指した教育改革を実行した。5 Stage 制は、単に学期を細分化するものではなく、歯科医師を育成する上で必要な教育科目を体系的な 4 系統のコースに分類している。4 系統のコースは、歯科咬合医療系、生命科学口腔病態系、社会と歯科医療系、神奈川歯科大学固有系から構成し、各コースは学修の順次性を考慮して初級から高度な内容へと積み重ねることにより確実に学修が進むよう配慮されている。教育課程の編成においては、毎年コース間の関係性、各モジュールの教育目標の妥当性についても顧慮している（根拠資料 4-4、4-5、4-6、4-7）。

2021（令和 3）年度には、講座・分野とは別に、学長直轄組織として教育企画部（根拠資料 3-3）が新編され、カリキュラム・ポリシーに基づき、学生満足度向上を一義としてシームレスな教育課程の策定を行っている（根拠資料 4-8）。教育課程の実効性については、年度計画やアセスメント・プランで提示した評価指標の達成度、各種アンケートの結果等によって測定し、改善すべき点を見極めた上で教育企画部が具体策を立案している。

2022（令和 4）年度は 1 年生の Stage 5 を Stage 1 から 4 までの学修内容を総括・振り

返る期間として位置づけた。初年次教育の最適化にあたっては、可及的に講義内容の重複を避け、学修密度を高めるべく講義コマ数の調整を行っている。また 1 年生 Stage 1 では、選択科目としてリメディアル教育を目的とした「基礎科学」と、早期からのプロフェッショナリズムの醸成および将来的なキャリアパス形成の基盤となるように意図された「歯科医療体験・見学演習（メディカルコンソーシアム見学)」を配置している。これらの科目の履修登録にあたっては、高校時の理数系科目の習熟度を重要な指標としており、入学直後に実施する「基礎学力調査」の結果やその結果に基づいた習熟度別学修の実施を行っている。

具体的には、教育企画部が個々の学力状況に応じた適切な振り分けを行うことで、理数系科目に不安を持つ学生には、着実な基礎固めを行うことで学力基盤を再構築し、専門科目の履修に備えさせている。一方で、十分な学力を持つ学生には歯科医師としての自覚向上を促すなど、「個別最適な学修支援」の実現に努めている。本取り組みを通じて、初年次における学年全体の底上げを図るとともに、高度な専門教育への円滑な移行を促進することを目指している。

また国際性を育むために主体的に取り組む科目として、韓国語入門や中国語入門を自由科目として設定した。数学・物理・化学・生物については、1 年生のみならず 2 年生以降の歯科専門科目との連続性を持たせ、広い視野で理解できる力を養うことを目指した（根拠資料 4-9、4-10)。また文部科学省が充実化を目指す「数理・データサイエンス・AI」、「キャリアデザイン」、「栄養学・食育」を加え、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに沿うように「チーム医療概論」に係る教育を充実させた。継続的な自己改革を展開できる批判的思考力、主体性などの育成を期待する「PBL 演習」を取り入れた。更には、本学ならではの特徴といえる留学生が一定数在籍すること、国際性涵養の必要性を踏まえて、2022（令和 4）年度に異なる価値観や文化を理解し、多様性が加速する社会に対応できるよう「異文化コミュニケーション」に係る科目を設けた。

2023（令和 5）年度には前年度授業評価アンケートの結果を踏まえ、授業目標の変更やグループワークを取り入れる等の工夫をしている。2 年次では、歯科咬合医療系および生命科学口腔病体系科目を配置し、体系的なプログラムを編成している。3 年次、4 年次では、可及的に歯科臨床の流れに沿ったプログラムを構築し、各モジュール内に専門領域の異なる複数の教員を配置し、分野横断的な教育が実施できるよう配慮している。また、医学系教育を統合したモジュール「総合医学」では全身疾患と歯科との関係について重点を置き、医師が教育を行っている。

なお、数理・データサイエンス AI については、1 年次の Stage 4 に開講しており、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル)」の認定を受けた。(根拠資料 4-11、4-12、4-13)。

2024（令和 6）年度には、1 年生から 3 年生までを対象に Stage 5 を Stage 1 から 4 までの学修内容を振り返る期間として自己探求学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとして科目を新設した。これらの科目名は学生参画による教育企画部の聴き取り調査をもとに意見を重ね決定した。(根拠資料 4-14、4-15)。自己探求学の特徴は、Stage 1 から Stage 4 までの成績が優秀で学修態度も優れた学生には、Stage 5 を利用して、さまざまな価値観の人と出会い、視野を広げ、自己成長する機会を設けた。アクティブラーニングをより広く取り入れることでリサ

ーチマインドの涵養やグローバル人材の育成を企図した教育課程の編成を視野に入れた科目となっている。具体的には、ボランティア活動、研究、インターンシップ、国内外短期留学での研鑽・体験等を通じたアクティブラーニングを 5 日間以上行うことで履修を認定することで、5 Stage 制をさらに深化させた（根拠資料 4-2、4-16）。

これらアクティブラーニングを履修した学生の成果は、2025（令和 7）年 6 月開催の神奈川歯科大学学会第 60 回学術大会において、ポスター発表し、優秀な発表に贈られる「Student Award」を受賞した（根拠資料 4-17）。このように、自己探求学を通じて得られた主体的な研鑽が、学術研究への意欲向上や具体的な学修成果として結実したことは、本学の教育課程の深化を象徴する事例といえる。今後は、こうした成功事例を全学的に共有し、学生の自己成長を加速させる教育環境のさらなる充実に努めていく。

評価項目③
課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。
＜評価の視点＞
・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
・ＩＣＴを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。
※　具体的な例
・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

◆歯学教育◆　項目：教育課程の編成･実施

評価の視点		評価のポイント
2-4	教育課程を実施するにあたって、適切な授業形態や方法が用いられていること。	･アクティブラーニング講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習（臨床推論）、相互学習、体験学習、実験、臨床見学、臨床技能教育(シミュレーション教育)、臨床実習、地域実地経験、遠隔授業や WEB を活用した学習、研究室配属、学会等での研究発表など、多彩な教育方法の実施
2-5	授業の目的及び到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。	･時間割の明示 ･適切な内容で構成されたシラバスの整備及び明示 ･授業内容とシラバスとの整合性の確保
2-6	歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。	･講義室、実習室、スキルスラボ、図書館(図書室)等の歯学教育に必要な施設･設備の整備 ･談話室、自習室、コンピュータ室等の学生の自学自習に必要な施設･設備の整備

	・履修指導、予習・復習等の相談・支援 **・成績不振者への指導体制** **・歯学教育（学士課程）が行う経済的支援制度** **・歯学教育（学士課程）が行う進路選択・キャリア形成に関する相談・支援**

現状分析＜現状の説明＞

学則（根拠資料 1-2）に基づき、全ての授業計画と各モジュールは KDU-LMS 内のシラバス上で随時更新され、進級判定基準とともに学生ポータルサイトから随時確認できるようになっている（根拠資料 4-18)。具体的には、モジュールの GIO、モジュール内に含まれる各ユニットの GIO と SBOs、当該モジュールとカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとの関係、授業日程、授業時間、ユニットとサブユニットの詳細、授業ごとの目標、キーワード、科目担当責任者、授業担当者、方略、事前・事後学修内容、教科書・参考書・配布資料、評価方法、オフィスアワーなど、必要な情報について明示している（根拠資料 4-18)。履修方法や授業についての説明は履修ガイドを用いてガイダンスを行っている。

授業担当者は、シラバスに則って講義・実習・演習等を展開し、教育補助員が、録画した全てのビデオ授業を確認し、授業の内容に則して目次を作成して学修者に公開し、利便性の向上に努めている。録画した授業のビデオのオンデマンド配信は、学内の LAN によって大学の敷地内でのみ視聴を可能としていたが、COVID-19 パンデミックの発生を契機に 2020（令和 2）年度からは自宅等外部からも視聴ができるようにシステムの改変を行った。

シラバスに基づいて授業がきちんと展開されているかについて、各学期の終盤に授業担当者とは異なる教学部職員が、学生への授業評価アンケートを実施して評価を行い、その結果について各授業担当者へのフィードバックを行っている（根拠資料 4-19、4-20、4-21、4-22)。また、学生自身の学修成果の実感、自学自習の実態等を調査するアンケートを実施・分析し学修の活性化や効果的に教育を行うための方策立案のための資料としている（根拠資料 4-23)。

主体的学修を促進するための環境づくりとしては、小グループ学修などにおいて多目的に使用できる多目的実習室、図書館内にラーニング広場、繰り返し自己学修や補完教育に使用できる e-Learning システム等を整備してきた。

また、DX による教育の質的転換を図る取り組みの一環として、4 年生「口腔外科学」実習において VR を用いた最新のシミュレーション教育を導入した。これにより、従来のファントム実習のみでは困難であった、より臨床現場に近いリアルな手技の体験・再現が可能となり、臨床実習前の段階から高度な実践力を養う環境を整えている。5 年次では、臨床実習期間を通してスキルスラボの施設を利用したシミュレーション実習により技能を養うことができる。さらに 5 年次・6 年次教育においては、毎日の学修内容への指導教員におけるフィードバックや疑問および質問への速やかな対応が可能となるよう教室の配置を行い、更に演習形式の学修を積極的に導入することにより、主体的学修の促進をはかっている。また 2024（令和 6）年度からは、1 年生から 3 年生までを対象に Stage 5 を Stage 1 から 4 までの学修内容を振り返る期間として自己探求学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとして科目を新設した。これらの科目名は学生参画による教育企画部の聴き取り調査によって決定した（根拠資料 4-14、4-15)。自己探求学の特徴は、Stage 1 から Stage 4 までの成績が優秀で学修態度も優れた学生には、Stage 5 を利用して、さまざまな価値観の人と出会い、視野を広げ、自

己成長する機会を設けた。具体的には、ボランティア活動、研究、インターンシップ、国内外短期留学での研鑽・体験等を通じたアクティブラーニングを 5 日間以上行うことで履修を認定することで、5 Stage 制をさらに深化させた（根拠資料 4-2、4-16)。

学生の履修指導、進路選択・キャリア形成におけるサポート体制では、教学部およびクラス担任が相談や支援を受ける窓口となっている。神奈川歯科大学では担任制を導入しており、1～4 年生では、各学年 6～8 名の担当教員を配置し、全体の学修状況や学生生活、進路について把握することで適切なアドバイスができるよう努めている。担当教員は学生の個別面談も行い、一人ひとりの個性や希望、学修の進み具合なども理解した上で相談に臨んでいる。5、6 年次ではさらに少人数のグループごとに担任が配置されて担任の指導の下、国家試験合格に向けてきめ細やかなサポートを受けることができる。また講義終了後の 16 時よりオフィスアワーの有効活用も行っている。科目担当責任者および科目担当者が学生からの授業、実習についての質問や勉強の相談を積極的に受けつけ、各科目担当責任者および科目担当者のオフィスアワーの時間帯はシラバスに明記されている。成績不振者に対しては学修支援室を積極的に活用し、専任の教員が各学年の主任・担任と連携しながら、学生の学修面でのサポートを行っている（根拠資料 4-24)。

歯学教育（学士課程）が行う経済的支援制度は、神奈川歯科大学特待生規程、神奈川歯科大学授業料減免に関する規程、神奈川歯科大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程が適切に整備されている（根拠資料 1-4)。

◆歯学教育◆　項目：臨床実習体制

評価の視点		評価のポイント
2-7	診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。	・臨床実習の管理運営体制
2-8	診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。	・診療参加型臨床実習を担当している指導歯科医数及び臨床教授等の数 ・診療参加型臨床実習の指導歯科医の要件(例えば、臨床経験年数、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会受講の有無、共用試験の評価者資格など)の明確化
2-9	患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。	・患者への説明 ・患者の同意書の取得
2-10	臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。	・臨床実習用歯科ユニット、臨床実習用技工室、シミュレーター室等の臨床実習に必要な施設・設備の整備

現状分析＜現状の説明＞

学生が診療参加型臨床実習に積極的に取り組めるよう規定を策定している（根拠資料 4-25)。1 年間の臨床実習中の管理体制については、臨床実習管理室を中心に学生と教員の双方の窓口として機能し、学生情報などの臨床実習中に必要な情報共有が臨床実習連絡委員会を通じて各診療科へ通達されている。

臨床実習における指導歯科医は、臨床実習実習帳に各科の指導医が一覧で示されており（根拠資料 4-26）いつでも確認することができる。指導歯科医の要件は、臨床実習規程第 1 章第 1 節第 1 条（2）項に「指導者は臨床経験 3 年以上（臨床研修期間を除く）の診療

科助手以上とする。」と定められている（根拠資料 4-25)。また、Post-CC PX の評価有資格者の一覧は臨床実習管理室において管理され（根拠資料 4-27)、未受講の者、受講資格を得た者に対して順次評価者養成 WS の受講を勧めている。その他の指導歯科医の資格として、一般社団法人日本歯科専門医機構が認定する専門医については、附属病院ホームページ内で公開しており（根拠資料 4-28)、歯科医師臨床研修指導歯科医講習会の受講者については、臨床研修支援室において管理されている（根拠資料 4-29)。

臨床実習における患者への説明と同意については、患者向け説明用の掲示を院内の複数箇所に行っている（根拠資料 4-30、4-31)。臨床実習に関する同意（包括同意）や Post-CCPX の個別試験ケース等への同意（個別同意）については口頭説明し、同意が得られた場合はカルテにその旨を記載することとしている。ただし、同意書の取得（患者の署名等）は、歯科医師法改正に伴い公的化され共用試験に合格したスチューデントデンティストの有資格者が臨床実習を行っているため実施していない。

臨床実習に必要な施設および設備については、臨床実習専用の診療室及び歯科ユニットは整備されていないが、保存・補綴科診療ユニット（2 階・3 階診療室）は十分な数（54 台）が確保されており、定期的なユニット稼働率調査でも平均 50%前後であり診療参加型臨床実習を行うことができている（根拠資料 4-32)。臨床実習中の技工操作は、院内生用技工室が附属病院 6 階に備えられている（根拠資料 4-33)。その運用については、臨床実習実習帳の「院内生技工室（管理規定)」などに示しており、技工基本操作から実際の技工物製作までを教員資格を持つ歯科技工士が常駐し直接指導を行っている（根拠資料 4-25、4-34)。シミュレーター室については、附属病院 3 階にスキルスラボ室が備えられており、院内生は院外に出ることなくマネキンを用いたシミュレーション実習（例：インレー形成や支台歯形成）を受講することができる（根拠資料 4-33)。なお、スキルスラボでのシミュレーション実習は、保存科または補綴科の臨床実習実習帳に学修方略として記載されており、臨床実習中にスキルスラボ実習として実施されている（根拠資料 4-35、4-36)。

◆歯学教育◆　項目：臨床能力向上のための教育

評価の視点		評価のポイント
2-11	臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。	・臨床実習開始前に達成すべき基本的態度・知識・技能の到達目標の設定とその評価 ・臨床実習開始前の共用試験の利用方法 ・共用試験の成績の把握
2-12	患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。	・臨床実習用シラバスの整備及び明示 ・臨床実習の内容 ・臨床実習の形態（固定実習型、ローテート実習型、ハイブリッド型など）
2-13	診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。	・学生1人あたりの担当患者数や自験数、介助数、見学数等に配慮した実習時間の設定・実施 ・自験が十分にできなかった際の補完教育の実施
2-14	卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習において修得した能力を	・臨床実習用シラバスに記載された成績評価の基準・方法

	評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。	**・臨床実習終了後の評価方法** **・Post-CC PX の利用方法と成績の把握** **・臨床研修との連続性に配慮した臨床実習終了時に修得すべき臨床能力(ミニマムリクワイヤメント)の設定・評価**
2-15	**診療参加型臨床実習に際して、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。**	**・学生に対する医療安全教育、個人情報保護に関する講義やセミナーの実施及びその時期** **・診療参加型臨床実習に関するマニュアルの整備** **・実習に際しての学生の保険加入状況**

現状分析＜現状の説明＞

臨床実習開始前の学生（4 年生）の知識・技能・態度の評価については、総合歯科学として 1 年生から 4 年生までに修得した学修内容を再確認するとともに共用試験に向けて復習できるよう到達目標が定められシラバスが組まれている（根拠資料 4-37、4-38、4-39)。また、4 年生の進級判定基準として、①不合格 GP（GP1.0 未満）の科目がない、②モジュール試験の得点率が 60%未満の科目がない、③学年 GPA が 1.00 以上であると同時に、共用試験（CBT および OSCE）に合格することとされており、共用試験の合格が進級判定要件に位置付けられている（根拠資料 4-40)。なお、共用試験の結果は教学 IR 室のデータに基づき教育企画部が授業科目および教育内容の検証を行い、次年度の改善計画案を立案している。当該案は教育委員会での審議を経て、教学部において具体的な教育環境の整備・改善へと繋げられている。これらの審議結果を教学部で管理・把握されるとともに、教授会を通じて各科目担当責任者を中心に周知徹底され、組織的な教育改善を推進する体制を構築している。科目担当責任者は、当該年度の結果から次年度に向けてフィードバックを行っている。

患者の安全に配慮した臨床実習を行いながら、臨床能力向上を目指した教育カリキュラムの整備については、5 年生臨床実習の一般目標として「優れた歯科医療を実践するための、患者や診療スタッフとの良好な人間関係の構築、必要な患者情報の取得、正確な診断、治療計画の立案、適切な治療と管理を行うための態度、知識、技能を修得するとともに、臨床歯学の知識とそれを支える基礎医学の知識を統合的に学修する。」と、医療安全や患者や診療スタッフに配慮した臨床実習を行うようにシラバスに定めている（根拠資料 4-41)。また、臨床実習の内容と実習形態は臨床実習実習帳に記載し、臨床実習直前のガイダンスで具体的な説明が行われている。臨床実習の班編成や当番表は臨床実習実習帳と一緒に配布され確認できる（根拠資料 4-42、4-43)。基本的には保存・補綴科を大きく 4 グループに分け、2 階 3 階診療室を中心に臨床実習が行われており、さらに 4～6 名の小グループの班毎に当番として保存・補綴科以外の診療科をローテートし実施している。各科の一般目標や行動目標は実習帳に定められ、特に行動目標は「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」より選択されている。さらに、学修方略、学修評価についても具体的に記載しているため、学生が臨床実習に集中して取り組めるように配慮している（根拠資料 4-25)。

診療参加型臨床実習における実習時間については、臨床実習実習帳に臨床実習期間中に経験すべき症例と症例数（ミニマムリクワイヤメント）がまとめられ、これが進級判定基準の一つとして定められているが、多欠席を除き現在までに症例数が目標に達せずに進級

ができない事例はなく、十分な実習時間が確保されている（根拠資料 4-44、4-45、4-46）。また、ミニマムリクワイヤメント以外の症例数（自験、介助、見学）は症例毎に実習帳に記載するよう定められているので、モデル・コア・カリキュラムの見直しや学生の臨床実習中の経験症例数を分析し、必要に応じて臨床実習連絡委員会を通して適切なミニマムリクワイヤメントや経験すべき症例数を見直している（根拠資料 4-25）。治療予定の患者がキャンセルなどで臨床実習中に意図せず時間が空いた場合は、各科で臨床実習中に経験してもらいたい症例や学生全員が経験できない希少な症例の動画とそれに即した臨床実地問題を解答するデジタルコンテンツを各診療科が作成し、学生に解答させることにより有意義な学修時間としている。これは歯科医師国家試験の臨床実地問題の対策にもなっている。なお、臨床実習の補完教育については「欠席の補完」「ケース不足による補完」「自己学修目的の補講」を臨床実習連絡委員会でケース毎に周知し、実施することで、知識・技能・態度領域修得のサポートを行っている。（根拠資料 4-47）。

臨床実習において修得した臨床能力の評価については、臨床実習実習帳に各診療科で学修方略と学修評価が明示され、臨床実習終了時に必要な進級判定基準についても、臨床実習開始前のガイダンスにおいて学生に説明、周知するとともに、学生はいつでもポータルサイトからシラバスと進級判定基準が確認できるようになっている（根拠資料 4-25）。合わせて Post-CC PX に合格することが進級判定基準の一つとなっていることも明記されている（根拠資料 4-45）。また、Post-CC PX の受験要件や受験方法は、臨床実習ガイダンス時と Post-CC PX の各試験開始前の 2 回学生に説明し、臨床実習管理室が学生と教員の窓口となり試験全体の運用を管理することにより、トラブルなく実施できている（根拠資料 4-48）。

臨床実習終了時に修得すべき臨床能力として本学では、歯学教育モデル・コア・カリキュラムから臨床研修へのシームレスな歯科医師養成に対応すべくミニマムリクワイヤメントを設定している（根拠資料 4-44）。

診療参加型臨床実習時における医療安全・院内感染対策に関する講義については、臨床実習直前のガイダンス時に医療安全･院内感染講習会として実施している（根拠資料 4-49、4-50）。また個人情報保護についての講義は、臨床実習ガイダンスで個人情報の管理に関する注意喚起と誓約書を取得し、医療安全講習会中にも触れるとともに、履修ガイドにも記載し周知している（根拠資料 4-2、4-51、4-52）。臨床実習に関するマニュアルやルールなどは、臨床実習実習帳や履修ガイドに記載し、毎年度更新している（根拠資料 4-25、4-2）。臨床実習にあたっての保険の加入については､本学の全学生が大学負担で加入している｢学生教育研究災害傷害保険（Ａタイプ)｣では保障が賄えないため、臨床実習中は「総合保障制度保険 Will」の加入を保護者に説明し、学生生徒納付金納入時に集金し全員が加入することとしている（根拠資料 4-53）。

評価項目④
成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

◆歯学教育◆　項目：成績評価・卒業認定

評価の視点		評価のポイント
2-16	成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。	・シラバスや学部要覧等における成績評価基準・方法の明示
2-17	設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。	・成績の告知方法 ・臨床基礎実習等を含む成績評価 ・成績分布等を用いた成績評価の妥当性の検証（例えば、GPAの活用など）
2-18	進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。	・進級判定基準の内容と周知方法 ・進級判定のプロセス ・関連委員会・教授会における進級判定の実績 ・留年者及び退学者等の状況
2-19	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。	・学生への成績評価の開示 ・学生からの成績評価に対する問い合わせ制度（不服申し立てを含む）の整備、周知、運用
2-20	学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。	・修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を踏まえた卒業認定の基準の明示 ・卒業認定の手続・方法の明示 ・卒業認定における公平性・厳格性の担保

現状分析＜現状の説明＞

各授業科目の評価方法はシラバス上に明示し、進級判定基準については履修ガイド（根拠資料 4-2)、ホームページ（根拠資料 4-54)、学生ポータルサイト（根拠資料 4-55）などを通じて、学生に対して明確に公開している。さらに、各学年の年度初めに実施しているガイダンスにおいて、進級基準の内容を学生に対して直接周知する機会を設けている。これらの情報提供と説明を通じて、学生が自身の履修状況や評価基準を正しく理解できるよう配慮しており、定められた基準に基づいて適切な評価を行った上で、単位認定を実施している。

教職員に対しては進級判定基準を教職員専用ページの履修ガイド（根拠資料 4-56）に掲出し、制度の理解と運用の統一を図っている。加えて、年に 1 回、全教員を対象とした「カリキュラムに係る FD」を実施し、教育内容の共有と改善に努めている。さらに、教学 IR 室による成績分析を通じて、モジュール間の GP（Grade Point）を可視化し、科目間における難易度の差を縮小・均一化することを目指した取り組みも進めている。これらの施策により、教育の質保証と評価の妥当性を確保し、学生の学修成果が適切に反映される体制を整えている。成績評価・単位認定、学位授与の適切性についての学生側の意見は、卒業時

にアンケートを行い、参考資料としている（根拠資料 4-57)。

2022（令和 4）年度 1～4 年次の成績評価については、COVID-19 蔓延の状況下で実施していた対面およびオンライン形式での授業方法や、学生への授業評価アンケートの結果等を基に、教育企画部と総合歯学教育学講座との合同会議において検証の上、変更を行った。1)実習と講義の評価を分けることについては､実習と講義を包括的に評価することとした。2）アクティビティ評価（主体的学修評価：レポート、事前試験、口頭試問、実習態度、実習プロダクツ、観察記録など）とモジュール（科目）試験評価の比率については、科目間の公平性を保ちつつ、独自性を考慮した上で、原則として実習がない科目はアクティビティ評価 30%､モジュール試験評価 70%とし､実習のある科目は､アクティビティ評価 40%、モジュール試験評価 60%とした。ただし、評価の割合は科目の独自性に配慮し、10%の範囲における変動を各科の裁量とした。またユニット試験（授業到達度確認のための形成的試験）については、学生の学修到達状況の確認及び教員の学修活動の確認・改善に役立てることを目的とし、評価に入れないこととした。しかしながら GPA 算定科目においては、ユニット試験を Stage 中に 1 回以上行うことを推奨している。変更内容については、教員全員参加による FD を行って周知徹底した（根拠資料 4-58)。

なお、学生が授業を欠席した場合、本学では欠席時間数による受験停止を設けず、モジュール試験までに欠席した授業の補完授業を受講することを必須として、受験資格を認める制度を設けている。講義、演習を欠席した場合はオンデマンドで受講することで、受講報告を提出するとともに視聴時のログにより確認して管理している。また実習を欠席した場合は、速やかに科目担当責任者と学年メールを用いて連絡し、補完を行い修了させている。

モジュールの不合格には 3 種類のパターンがあり、①モジュール GP が 1.0 以上で、モジュール試験の得点率が 60%未満の者は再試験となる。②モジュール GP が 1.0 未満で、モジュール試験の得点率が 60%以上の者は再試験が不要で、科目担当責任者から指示された再履修による評価が行われる。③モジュール GP は 1.0 未満で、モジュール試験の得点率が 60%未満の者は再試験および科目担当責任者から指示された再履修による評価が行われる（根拠資料 4-2)。モジュール試験の再試験は､大学の定める再試験期間中に行われている。再試験期間は、当該ステージの翌ステージ期間中（再試験Ⅰ）と年度末（再試験Ⅱ）の 2 回である。またモジュールによっては、大学で定めた再試験以外にも再試験が行われることがあり、実施される際には学生掲示板、KDU ポータル等で周知している。各ステージの成績発表後、不合格モジュールがあった場合、学生は科目担当責任者に連絡を取り「フォローアップ学修」という自己学修の指示を仰ぎ、未修得分野の補完を行った後、再試験を受験し、進級判定基準を満たした場合に単位を認定し、進級を認めている。5 年次は臨床実習期間であるため、態度・知識・技能の 3 領域に対し、各領域にそれぞれ詳細な判定基準を設け、Post-CC PX の合格と共に全ての評価基準を満たした場合に単位を認定し、進級を認めている。6 年次は総合歯科学Ⅱ（通年科目）としており、態度と知識の 2 領域に対し、各領域にそれぞれ詳細な判定基準を設け、全ての評価基準を満たした場合に単位を認定し、卒業を認めている。また成績評価（モジュール試験評価・アクティビティ評価）に対する疑義については、疑義受付期間を Stage ごとに KDU ポータルに掲載することで学生に周知徹底しており、①学年、②出席番号、③氏名、④メールの提出日、⑤科目名、⑥担

当教員、⑦疑義内容を学年メールに送信することとなっている（根拠資料 4-2、4-59)。教学部が窓口となり、学生からの疑義を取りまとめた上で、各教員へ疑義の確認を行っている。その後、各教員からの回答を教学部部長を含む教学部が統括し、最終確認は教学部部長が行い、成績評価の公平性および質の確保に努めている。

歯学部における単位の設定は、講義ならびに演習は、30 時間の授業と 15 時間の自己学修をもって、実習及び実技は 30 時間の授業と 15 時間の自己学修をもってそれぞれ 1 単位として定めており、2025（令和 7）年度の総単位数は 228.4 単位（自由科目を除く）であることから、学校教育法第 87 条、大学設置基準第 32 条第 2 項に定められる 188 単位の修得条件を充分に満たしている（根拠資料 4-60)。

大学設置基準第 32 条第 2 項に定められる基準に則り、本学に 6 年以上在学し、教育目標を達成するために設けられる授業科目の単位を全て取得した学生に対し、卒業を認め学位を授与している（根拠資料 4-61)。

各学年の進級判定および学位授与は、基準に則って判定が行われ、教授会の審議を経たのち、学長による認定が行われている。

評価項目⑤
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。
＜評価の視点＞
・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

◆歯学教育◆　項目：教育成果の検証

評価の視点	評価のポイント
2-21　学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。	**・学生の学習成果（修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果の達成状況）の把握・分析** **・卒業生の進路及び活動状況（例えば、国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況、アンマッチ率、大学院進学の状況など）の把握・分析** **・把握・分析結果を踏まえた教育成果の検証**

現状分析＜現状の説明＞

歯学部では、学位授与方針に明示した学修成果を学生が確実に習得することを意図した、学年毎に適切に配分された教育課程を設計し、運用している（根拠資料 4-4、4-5、4-6)。その評価は、試験問題作成システム（ESS）を用いて良問のみで構成された試験を実施することによって評価の質を担保し、アセスメント・プランで示すモジュール試験、1、2、3 年次の学年末総合試験、4 年次歯学系共用試験、5 年次臨床座学試験、歯学系共用試験（Post-CC　PX)、6 年次認定試験、最終試験等によって評価している。また各 Stage 終盤に授業評価アンケートを実施し、授業内容の検証も実施している。各種の試験や授業評価アンケートの結果は教学 IR 室で集計・分析され、教育企画部で評価を行うと共に科目担当責任者、コース責任者にフィードバックを行い、改善策を提示してもらうことで教育内容・方法の

改善を行っている（根拠資料 4-19、4-20、4-21、4-22)。

特に歯学系共用試験 CBT・OSCE 及び国家試験の結果は、本学の教育成果を他大学と比較できる具体的な教育成果の評価指標と考えられることから、国家試験結果を起点としてレトロスペクティブな分析を行い（根拠資料 4-62)、各学年の進級判定基準の妥当性について定期的に検証して見直しを行っている。さらに卒業生に対しては、国家試験合格状況分析、卒業時アンケート結果比較、卒業生の進路及び活動状況、臨床研修マッチング状況、研修医進路調査などのアンケート調査を実施し、状況の把握・分析を行うことで教育成果を検証し、ディプロマ・ポリシーそのものについても適時見直しを実施している（根拠資料 4-63、4-64、4-65、4-66)。

また、教育課程や教育内容・方法改善のために全学的な取り組みを行うため、FD・SD 委員会と教育企画部、教育委員会、大学院運営委員会等が協働し、授業改善や、教職員の教育スキル・カリキュラムマネジメントスキル等の向上を目的とした FD・SD 講習会を継続的に実施している。FD・SD 講習会は年間約 10 回開催されており、PBL チュートリアルやコーチング等、教職員のスキル向上を目的とする内容や、シラバス作成のためのワークショップ、実習カリキュラムプランニング、実習評価ワークショップ等様々な内容を網羅して実施している（根拠資料 4-67)。

評価項目⑥
教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

◆歯学教育◆　項目：教育成果の検証

評価の視点	評価のポイント
2-22　検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。	**・検証結果を活用したカリキュラムや授業内容・教育方法の改善事例**

現状分析＜現状の説明＞

歯学部では、2021（令和 3）年 4 月に教育に係る戦略的な意思決定を行うため、学長直轄組織である教育企画部が新編され、専任教職員を配属し、学長の意思決定や教育に係る総合的な企画を行うとともに、教育課程の編成と検証、学生協働による各種教育制度や施設等の見直し等を行っている（根拠資料 4-68)。

カリキュラム編成にあたっては、学生の成績、授業評価等の各種アンケート結果等から、進級判定に係わる総合試験の成績向上の必要性が提起され、対策として、2022（令和 4）年度より 1 年生に導入されていた振り返り学修を 2～3 年生も実施するという改善策を提案・導入し、さらには 2024（令和 6）年度からは、1 年生から 3 年生までを対象に

自己探求学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとして科目を新設し 5Stage 制をさらに発展させた（根拠資料 4-14、4-15)。また改善事例として、1 年生の栄養学・食育において、授業評価アンケートの検証結果をもとに授業内容および教育方法に改善が必要な場合は、教育企画部から科目担当責任者へフィードバックを行い、授業改善に必要な内容の見直しを行った結果、前年度と比較して改善が認められた（根拠資料 4-20、4-21)。さらに、5 年生の臨床実習において、一部留学生の医療面接における日本語能力不足が指摘されたことから、日本語科目の見直しを行い、継続的に日本語教育科目を設定し、段階的な評価基準を設けて改善をはかったことにより、OSCE（共用試験）の点数が向上する等の効果が見られ始めている（根拠資料 4-69)。2025（令和 7）年度は、学生参画による聴き取り調査および授業評価アンケートの結果を踏まえ、1 年生の科目「歯学のための英語」において、授業テーマを従来の「海外旅行」から「留学」へと内容を改変した。4 年生では、小児歯科学を Stage 2 から 1 へ、歯科麻酔学を Stage 1 から 2 へ科目開講時期の再編を実施し、学修の接続性と効率性を高める措置を講じた（根拠資料 4-70)。

こうした教育課程の自己点検・評価は、教育企画部が主体となり、教学 IR 室が蓄積した各種データとそれを用いた分析結果を基に、現状分析、改善策の立案、結果の検証を繰り返し行い、教授会や FD を通じて様々な視点からの意見を取り入れた上で、学長、副学長、研究科長、教学部長、教育企画部等から成る全学的教学マネジメント組織である教育委員会で決裁している（根拠資料 2-18)。

２．分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

歯学部では、他大学に類を見ない 5 Stage 制を導入し、短期集中型の教育課程を編成している。また、歯科医師を養成する上で必要な教育科目を体系的な 4 系統のコースに分類し、学修の順位性を考慮して積み重ねることにより、効率的・効果的に学修が進むように配慮している点は、先駆的かつ独自性のある本学の特色である。数理・データサイエンス AI については文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル)」の認定を受けている。授業計画をシラバス上に記載し、成績評価基準とともに学生ポータルサイトから随時確認できる点や、授業が全て録画されオンデマンドで繰り返し復習できる点は、学生による主体的学修を支援する仕組みとして有効と考えられる。アクティビティ評価、モジュール試験といった多面的な成績評価についても、文部科学省の求める多面的評価の実施として評価できる。2025（令和 7）年度は、第 119 回歯科医師国家試験新卒合格率 81.5%を達成し、中期計画の目標水準を具現化した。加えて、学年別の進級率差（27.2%）や学年内モジュール評価の領域差（0.4）が過去最小水準まで縮小したことは、特定の学年に偏らない教育品質の平準化が達成されていることを示している。

また、学生の入学から卒業に至る成績等のデータを教学 IR 室に集約してデータベース化と分析を行い、教育企画部で学務のより良い施策の展開に利用しており、学生のニーズに即して常にブラッシュアップする体制が構築できているところは長所であると考える。

歯学部では、学生による能動的な学修を支援する環境に対する整備が継続的に進められているが、新設された科目やカリキュラム再編の中長期的な教育効果については、今

後も教学 IR 機能を活用した継続的な検証が必要である。また、学生満足度向上のために、授業評価アンケート、Google フォームを用いた学年アンケート、学生参画による聴き取りを行い、その結果をカリキュラム編成に反映しているところではあるが、今後は様々なデータを活用しながらカリキュラム改善効果の中長期的な検証システムも立ち上げる必要がある。

KDU2028 計画で目標に掲げた「全学年における留年休学率 20%前後への平均化」については、低学力者を考慮したカリキュラム編成と、学年主任・担任が一丸となった手厚い面談を継続していることにより、2025（令和 7）年度の全体の留年休学率は 16.09%であった（根拠資料 4-71)。しかし、中期目標値である「15%以下」の安定的な維持には至っておらず、引き続き学生のモチベーション維持と学修遅滞者への早期介入体制の精緻化が課題である。この課題に対応するため、合格力養成学び方サポート委員会の体制をさらに強化し、学修遅滞者に対するより手厚い個別支援と早期介入を次年度以降強力に推進していく。

３．改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

歯学部では、授与する学位に対する授与方針を定め、教育課程の編成・実施方針に基づき、歯科医師を養成する上で必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために、学生ポータルサイト等を活用したシラバス等を含むシステムの確立や、授業を録画したオンデマンド配信等の ICT 環境は、主体的かつ効果的な学修を支える基盤として定着している。

成績評価においては、アクティビティ評価、モジュール試験評価による多面的評価を行い、単位認定や学位授与においても、態度・知識・技能の観点から適切な評価を行っている。学位授与方針に明示した学生の学修成果は、各学期末試験、各年度末の総合試験（1～3 年次)、共用試験（4 年次)、臨床座学試験（5 年次)、認定試験及び最終試験（6 年次）等により適切に把握及び評価している。これら一連の教育課程と質保証の取り組みを継続した結果、2025（令和 7）年度は第 119 回歯科医師国家試験新卒合格率 81.5%の達成や、留年・進級率の学年差の改善など、ある一定の成果が得られた。今後は、これらの実績を一過性のものにせず、本学の標準的な教育品質として定着させることが肝要である。そのため、教学 IR 室との連携を一層強化し、単年度の評価に留まらない中長期的な視点での PDCA サイクルを構築・運用する必要がある。教育課程及びその内容、方法の適切性については、教育委員会及び教授会において、定期的に点検・評価を継続し、その結果を教育環境の改善・向上へ確実に反映させることで、全学的な教育の質保証をより高度に推進していく。

さらに、次年度以降の発展方策として、全学的に DX を推進することで、教育の質的転換を図る。具体的には、臨床実習前の学生に対し、従来のシミュレーション教育を補完・発展させる形で VR 技術を積極的に導入する。これにより、臨床現場に近い臨場感の中での学修を可能にし、より効率的かつ高度な臨床技能の修得を支援していく。さらに、生成 AI 技術を教育課程の各所に活用し、学生一人ひとりの学修進度や理解度に応じた個別最適な教育環境を構築する。これらの ICT・デジタル技術を最大限に活用することで、本学独自の教育の効率化と質的向上を同時に実現し、次世代の歯科医療を担う高度な専門職

養成に邁進していく。

第4章 教育･学習★大学院★

評定：B

１．現状分析

評価項目①
達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。
＜評価の視点＞
・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

大学院歯学研究科では、博士（歯学）の学位に対して、以下の学位授与方針を定め、大学院ホームページ(根拠資料 1-10)、神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE(根拠資料 1-5)、神奈川歯科大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項（根拠資料 1-8）等を通じ社会へと公表している。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

全ての教育課程を修了し、教育目標に相応しい成果が認められ、高度専門職としての豊かな学識を有すると判定された者、つまり下記のディプロマ・ポリシーが身についているかを学位論文の審査及び最終試験を通して最終確認された者に博士（歯学）を授与する。

①高い倫理観を持ち、研究と臨床に必要な諸規則を熟知し応用する能力を身につけている。

②歯学専門領域における臨床的課題を発見する能力の育成と同時に課題解決のために、多様な研究方法論を理解し実践する能力を身につけている。

③普遍性のある研究成果を広くパブリケーションすることができる能力を身につけている。

④歯学専門領域を横断する幅広い知識に裏打ちされた柔軟かつ俯瞰的な判断ができるマネージメント能力を身につけている。

⑤地域における医療の歯科的課題解決を世界の動向を視野に入れて検討できるグローバルな思考能力を身につけている。

教育実施方針（カリキュラム・ポリシー）は以下の方針を定め、大学院ホームページ（根拠資料 1-10)、神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5)、神奈川歯科大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項（根拠資料 1-8）等を通じ社会へと公表している。

教育実施方針（カリキュラム・ポリシー）

当該歯学専攻では、自立した研究能力を備えた主に高度な専門性を有する歯科医師および研究者を養成するという人材養成目的に適う教育課程の編成を行う。

特にコースワークの充実として共通必修講義・演習を 6 科目配置すると同時にコースワーク（講義・実習・演習）からリサーチワーク（研究・論文作成）の有機的な連携を考慮して編成した。

さらに臨床歯学を体得するためのクリニカルワーク（臨床研修）を行い、課程制大学院制度の趣旨に準拠して体系的な教育課程を編成した。

具体的な編成方針（カリキュラム・ポリシー）として、

①指導的な歯科医師および研究者に必要な倫理規範を教育し、高い倫理観を備えた人材

を育成するための教育を行う。

②歯学研究領域おける高度な専門的知識・技能・態度を教育し、学術面で指導的な人材を育成するための教育を行う。

③研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成するための教育を行う。

④研究過程において生じるあらゆるデータ（以下「研究データ」という）を適切に管理・保存・運用するための教育を行う。研究データの管理は優れた研究を行う上で必要不可欠であるという認識を醸成する。

⑤課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネージメント能力を育成するための教育を行う。

⑥国際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成するための教育を行う。

上記のカリキュラム・ポリシーとともに指導方針として、小人数の利点を生かし、コースワークにおける講義は、議論を積極的に取り入れた双方向型の授業を展開する。

さらに実習もマンツーマンで行い、密な指導により実践力を養う。

演習は、複数分野の教員により行うことで俯瞰的な能力を身につけさせるよう演習課題を設定する。

これらのコースワークにより研究を進める基盤を養い、研究を行うための計画立案とその実践であるリサーチワークを行い論文作成へとつなげる。

さらに、クリニカルワークは、各専門分野別に臨床研修を行うが、症例を用いて歯学専門分野の理解を深めるよう指導することで、リサーチワークにおける研究能力の充実を図る。

評価項目②
学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。
＜評価の視点＞
・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
※　具体的な例
・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

編成方針（カリキュラム・ポリシー）に対応する科目は以下のとおりである（根拠資料1-3、4-101）。

①指導的な歯科医師および研究者に必要な倫理規範を教育し、高い倫理観を備えた人材を育成するための教育を行う。

対応科目：研究基盤学・専門科目入門・学術発表演習

②歯学研究領域おける高度な専門的知識・技能・態度を教育し、学術面で指導的な人材を育成するための教育を行う。

対応科目：専門科目入門・専門科目実習・多分野最新研究学

③研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成するための教育を行う。
対応科目：研究基盤学・学術発表演習・医学統計演習・医学英語演習・統合専門科目演習→研究・論文指導
④研究過程において生じるあらゆるデータを適切に管理・保存・運用するための教育を行う。研究データの管理は優れた研究を行う上で必要不可欠であるという認識を醸成する。
対応科目：多分野最新研究学・統合専門科目演習・選択科目特論Ⅰ
⑤課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネジメント能力を育成するための教育を行う。
対応科目：統合専門科目演習・研究論文演習
⑥国際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成する。

評価項目③
課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。
＜評価の視点＞
・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
・ＩＣＴを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。
※　具体的な例
・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

学則（根拠資料 1-3）に基づき、歯学研究科では個々の学生に対して指導教員が研究指導計画（根拠資料 4-102）を作成し、それに基づいて教育研究指導及び学位論文作成指導を行っている（根拠資料 4-103、4-104）。指導計画には、単位履修計画、指導体制、年次計画及び評価を記載するように定められており、毎年度の始めに大学院教育部会で確認された後、大学院運営委員会で審議され、大学院教授会で審議及び承認される。指導計画の内容は、指導が円滑に進むように、指導教員と学生の間で共有されている。

また、研究評価者を配置して、研究及び研究指導が計画どおり進んでいるか、その進捗状況について、第三者的な視点からチェックするシステムも整備している。個々の学生の研究進捗状況を大学院として組織的に確認するため、2 年次から学位申請の 1 年前までに中間発表を行うこととしている（根拠資料 4-105、4-106）。講義のシラバスには、キーワード、授業概要、学修目標、授業計画および担当教員、教科書および参考書、履修に必要な予備知識や技能および一般的な注意、達成すべき行動目標、成績評価の方法、評価の要

点、および理想的な達成レベルの目安が示されている（根拠資料 4-107）。なお、横須賀・横浜における開催となるため、必要に応じて ICT を活用している。

評価項目④
成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

大学院歯学研究科では、履修科目（基本科目、専門科目、統合専門科目、および選択科目）の成績評価については、神奈川歯科大学大学院歯学研究科履修方法等規程（根拠資料 4-108）第 8 条の定めにしたがい、授業を担当する教員が筆記試験、口頭試験、研究報告等により行っている。また、研究の評価については、年度初めに研究指導計画を提出し、研究の内容、進捗状況等について、研究評価者による評価が行われる。2025（令和 7）年度より、共通科目を対象とした異議申し立て制度を構築し、運用を開始している。4 年次には、学位論文の審査を受けようとする学生は、年次当初に学位審査事前申込書を提出する。学位申請論文の審査基準規程は、大学院ホームページ（根拠資料 4-109）にて公開しており、CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5）に掲載し学生へも周知を図っている。学位授与については、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則（根拠資料 1-3）、神奈川歯科大学学位規程（根拠資料 4-110）、神奈川歯科大学学位規程施行細則（根拠資料 4-111）、学位申請論文の審査基準規程（根拠資料 4-112）の定めるところに従い、本学大学院歯学研究科に 4 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出し、審査及び最終試験に合格した者に学位を授与している。

評価項目⑤
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。
＜評価の視点＞
・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学位授与方針に明示した学生の学修成果の到達度については、1～4 年次における各科目の履修状況や試験等において把握し、評価している。1 年次から指導教員の元で実施している研究活動については、研究の進捗状況を客観的に評価し、把握するために、研究評価者による年 2 回の評価や中間発表を行っている。研究評価者による評価では、当該学生の研究指導をする教員とは別の第三者的な教員が、学生の研究経過を記録する課程記録ノート（根拠資料 4-113）などを基に面談を実施し、研究指導の状況や研究の進捗状況を把握し、その結果を大学院教育部会、大学院運営委員会および大学院教授会に報告している。

中間発表では、特に研究における倫理的な配慮、研究デザインや研究内容、研究の進行状況等、学位論文作成過程に関する研究科としての確認と助言を行っている。さらに、4 年次の学位審査において、学位審査委員会が学生に対して学位授与方針が身についていることを意識した質問をするように、学位審査委員会が提出する書類「学位審査委員用チェック項目・提出用紙」に記載された項目に基づき評価されている（根拠資料 4-114)。

評価項目⑥
教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

大学院では、教育課程の編成・実施方針の適切性については、まず大学院教育に関する事項を企画調査、審議する大学院教育部会において点検を行っている。大学院教育部会で実施した調査および審議された内容は、その結果について毎月開催される大学院運営委員会において報告して審議され、さらに大学院教授会において報告及び審議を行うことにより定期的な検証を実施している（根拠資料 4-115)。検証に際しては、成績はもちろん学生からの授業評価アンケートの集計結果、大学院教育に関連する社会情勢についても考慮している。研究評価者による評価に関しては、単に数値で評価することなく、研究の進捗状況が具体的にわかるような内容となるよう、評価報告書の様式を見直した（根拠資料 4-116)。

２．分析を踏まえた長所と問題点

大学院では、研究評価者制度を設け、1 年次から学生の学修進捗状況を客観的に監督している。このように、教育が円滑に進められるよう配慮されている点は、先駆的かつ独自性があるものとして高く評価できる。また、2 年次から学位申請の 1 年前までに求められている中間発表も、特に学位論文作成に向けての研究の進捗状況の把握と、研究計画等を含めた内容の評価を行う上で、指導教員のみでなく、多くの教員の目による客観的な評価がなされるという点で優れた仕組みであると考えられる。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

大学院では、2017（平成 29）年度から歯学専攻の一専攻となり、2025（令和 7）年度は、改組 9 年目にあたる。この間、共通科目カリキュラムの見直し、中間発表及び研究評価者による評価方法等の検証をしながら改善に取り組んでいる。本年度は自己点検評価シート（根拠資料 4-117、4-118）を作成した。これは研究評価者による分野外部からの視点のみならず、大学院生自ら研究の進捗状態について自己評価を行うためのものであり、さらなる能動的な研究活動の推進を目指すものである。引き続き、評価基準の統一やキャリブレ

ーションの実施については大学院運営委員会で検討する。共通講義に関しては、2019（令和元）年度からカリキュラムを見直し、2021（令和 3）年度入学者より 3 年演習科目を口腔科学演習に統一し、口腔科学における俯瞰的な判断を行う素養を身につけ、各学生の研究活動における多角的、総合的な検証を行うことを目的として開講した。また、大学院入学当初から博士（歯学）の学位に相応しい学位論文作成を目標とする意識の醸成を図るために、共通科目のカリキュラムについても更なる検討が求められる。

大学院歯学研究科においても学部と同様に、授与する学位に対する授与方針、学位に対する教育課程の編成・実施方針を定めて公表している。教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために、研究評価者制度を設け、コースワークとリサーチワークの進捗状況の把握を客観的に行っている。また、2 年次から学位申請の 1 年前までに中間発表を行い、リサーチワークの進捗状況を全大学院指導教員で把握し、必要な助言を行い、リサーチワークが円滑に進むように支援する環境を整えている。成績評価においては、筆記試験、口頭試験及び研究報告等による多面的評価を行い、学位授与においても、指導教員や共同研究者などを含まない学位審査委員会、及び全教授による大学院教授会における学位最終審査による客観的かつ適切な評価を行っている。学位授与方針に明示した学生の学修成果は、コースワークにおいては 2 年次後期に実施するコースワーク到達試験、学位授与に対しては学位審査委員会における学位予備審査と大学院教授会における学位最終審査で適切に把握及び評価を行っている。教育課程及びその内容、方法の適切性については、大学院教育部会、大学院運営委員会及び大学院教授会において、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。さらに、歯学部教育委員会に大学院研究科長、大学院運営委員会委員長が出席し、歯学部、歯学研究科相互に定期報告、意見交換を行い、本学教育関連の一貫性と充実に努めている。今後は、カリキュラムによる学修成果の実質的な達成度をより明確に検証し、その結果を反映した改善策を継続的に講じていくことが求められる。

第５章　学生の受け入れ◆歯学部◆

評定：A

１．現状分析

評価項目①
学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

＜評価の視点＞

・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

◆歯学教育◆　項目：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施

評価の視点		評価のポイント
3-1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。	・学生の受け入れ方針の策定 ・学生の受け入れ方針における求める学生像、入学者に求める水準等の判定方法の明示
3-2	学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。	・学生募集方法と入学者選抜方法の適切性 ・多様な人材に修学の機会を与える視点 ・入学者選抜における入学者の学力の担保
3-3	学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。	・学生の受け入れ方針及び選抜方法・手続の募集要項やホームページ、説明会等を通じた公表方法
3-4	入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。	・入学者選抜の組織体制 ・入学者選抜の手続の明確化 ・入学者選抜の公正性を確保するための仕組み

現状分析＜現状の説明＞

学生の受け入れ方針は、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」として、歯学部入学試験要項（根拠資料 1-7）および海外での入学者選抜に係る要項（根拠資料 5-1、5-2）に明記している。その中で、求める学生像や必要とする基礎学力など、入学者に求める水準を具体的に示している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

人の痛みや苦しみを理解できる豊かな人間性と思いやりのある人
歯科医学･歯科医療に興味を持ち、それを十分に習得できる基礎学力のある人
自ら新しい課題に意欲的に取り組み、真理追求に対し積極性のある人
歯科医療を通して国民の健康維持・増進に貢献する意欲のある人

多様な人材に修学の機会を与える視点にて、詳細な志願者への説明を入学試験要項（根拠資料 1-7）に明記している。総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学共通テスト利用入学試験だけでなく、系属校推薦、卒業生推薦、帰国生、外国人留学生、特別、編入学（2 年次・3 年次）の各入試方式にて、多様な背景を有する志願者への受け入れの門戸を開いている。さらに、特別な配慮を必要とする受験生の対応については、入学試験要項の「共通事項」の欄に記載があり、具体的な問い合わせ先を示している。

入学者の学力の担保のため、出身学校等の成績証明を求めることや、基礎学力試験や学科試験を適切に課すことにより、学力の評価を実施している。

上記の情報はすべて入学試験要項（根拠資料 1-7）に記載されているとともに、本学ホームページ（根拠資料 5-3）でも同様の情報を公開することにより、すべての志願者へ情報提供を行っている。

上記の方針に従い、入学者選抜においては、神奈川歯科大学入学者選考規程（根拠資料 5-4）および神奈川歯科大学入学試験委員会規程（根拠資料 5-5）を定め、適切に運用している。入学試験委員会（根拠資料 5-6）と入学者判定教授会（根拠資料 5-7）の 2 段階の組織体制を整え、それらの評価に基づいて、公平・公正に実施している。

評価項目②
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。
＜評価の視点＞
・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

◆歯学教育◆　項目：定員管理

評価の視点	評価のポイント
3-5　入学定員（募集人員）に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	**・以下の比率や動向を注視した適正な定員管理** **‣入学定員（募集人員）に対する入学者数比率** **‣収容定員に対する在籍学生数比率** **‣志願倍率と実質競争倍率の乖離**

現状分析＜現状の説明＞

入学者数および入学定員充足率、志願倍率、実質競争倍率は、入学試験委員会と教授会において適切に管理している（根拠資料 5-8）。これらの値に加えて全学的な学生数、収容定員充足率を数値化し、ホームページにて公開している（根拠資料 5-9）。定員超過や定員未充足について評価を行い、その対策を取っている。

具体的には、2024（令和 6）年度入試の入学者で定員未充足が認められたため、2025（令和 7）年度入試に向けて学内に「募集広報部」を配置した（根拠資料 2-18）。募集広報部を中心とした学生募集活動を活発化することにより、入学者数の適正化に努めた。例として、個別相談を重視したオープンキャンパスの開催、志願候補者を意識した効率的な高校訪問、SNS による高頻度の情報発信とホームページの改良、探究活動を通じた高大接続の充実などが挙げられる。

評価項目③
学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

現状分析＜現状の説明＞

学生の受け入れに関わる事項を入学試験委員会および募集広報部を中心にして定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

2025（令和 7）年度入試より、一般選抜の試験会場として大学だけでなく埼玉・大阪・福岡の 3 会場を新たに設定し、入試を実施した。2026（令和 8）年度入試における学外の地方入試会場でも、安定した受験生数および入学者数の増加が認められた（根拠資料 5-10）ことから、志願者の利便性の向上や学生の受け入れの改善につながったものと考えられる。また、2026（令和 8）年度入試より、一般選抜における英語外部試験の利用を開始した（根拠資料 1-7）。その結果として、英語を選択した多くの志願者がこの方式を採用したことから、方法の改善により学生の受け入れに資する取り組みが現実化できているものと考えられる。

２．分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

本学歯学部における学生受け入れの現状は、入学者選抜の方針が明確に示されており、求める学生像や必要な基礎学力について、具体的に入学試験要項に記載されている。また、多様な人材に修学の機会を提供する観点から、特別な配慮を要する志願者への対応も明記されており、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学共通テスト利用入学試験に加え、系属校推薦、卒業生推薦、帰国生、外国人留学生、特別、編入学（2 年次・3 年次）試験など、多様な背景を持つ志願者に対応した幅広い入試制度が整備されている。これらの制度はいずれも公平・公正な選抜が行われるよう、入学試験委員会と教授会の二重の審査体制のもとで運営されている。

入学者の学力を担保するため、出身校の成績証明書の提出を求めるとともに、基礎学力試験や学科試験の実施によって適切な学力評価がなされている。さらに、これらの情報はすべて入学試験要項に明記され、必要に応じて大学ホームページにも公開されており、志願者に対する情報提供の透明性と平等性が保たれている。

また、入学者数や定員充足率、志願倍率、実質競争倍率といった重要指標は、教学部および教学 IR 室によって数値化され、入学試験委員会や教授会で適切に管理・評価されている。これにより、定員超過や定員未充足といった事態に対する対応も的確に行われている。2024（令和 6）年から学内に新設した「募集広報部」のさまざまな活動によって、学生募集活動の活発化が図られた。募集広報部による募集活動の効果検証として、データに基づく評価がおこなわれている（根拠資料 5-11）。特に、今後数年で 18 歳人口の深刻な急減が進むことが予測されている。この点を踏まえて、今のうちから効果的な学生募集活動の安定

化が求められる。募集広報部の携わる主な活動内容として、高校訪問、進学相談会（ガイダンス）への参加、オープンキャンパスの運営や、SNS をはじめとしたデジタル媒体を用いた周知などが挙げられる。高校訪問では高校との関係性に応じてより適切な情報を提供するよう調整することや、歯科や本学の現状、国家試験合格者数など高校教員が求める情報を即時に提供するため本学の強みをまとめたファイルを独自に編集するなどの工夫を取り入れている。進学相談会では、特に歯学部への志願を検討している層が多く出席する回に参加することで効率化を図っている。オープンキャンパスや SNS などでは学生や若手教員を前面に出すことで、本学での学びだけでなく魅力的な学生生活を送る未来を志願者が想像しやすくなる仕掛けを配置している。さらには、対象者を高校生に限定することなく、中学生などより早期から本学への認知を広げるという視点での取り組みを展開している。以上のように、より適切な学生の受け入れに向けた活動の軌道修正が毎年図られている。

2025（令和 7）年度入試からは、地方受験の利便性向上を目的として、本学（横須賀）に加え埼玉・大阪・福岡の 3 会場において一般選抜試験を実施している。志願者にとっての利便性が高まり、学生受け入れ体制の改善につながったと評価できる。

一方で、いくつかの課題も明らかになっている。最近の学生受け入れに関する課題で最も顕著なものは、2024（令和 6）年度入試における定員未充足の発生である。これは志願者数の減少や地域的な認知度の差など、複合的な要因が考えられ、今後も注意すべき重要課題である。さらに、地方会場の設置は一定の成果を挙げたものの、志願動向や認知度に関する分析と、それに基づいたさらなる戦略的な対応が今後の課題として挙げられる。

３．改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

課題に対応するためには、広報活動の多様化と戦略的な展開が求められる。特に SNS やホームページでの情報公開など、若年層に訴求する媒体を活用した広報戦略の構築が重要である。また、募集広報部の活動については、定量的な成果指標を設けた上で、PDCA サイクルに基づく評価と改善を進める必要がある。あわせて、地域別の志願傾向に応じた重点的な広報活動や、高校の進路指導教員との連携を強化することで、より効果的な学生募集が期待される。

総じて、本学歯学部は、アドミッション・ポリシーの明確化や多様な入試制度の整備、公平・公正な選抜体制の確保といった点において、十分に評価される体制を構築している。今後は、入学者数の安定化と質の担保に向けて、広報活動の実効性を高めるとともに、地域特性に応じた戦略的な対応を進めることで、より持続可能で多様性に富んだ学生受け入れの実現が期待される。

第５章　学生の受け入れ★大学院★

評定：A

１．現状分析

評価項目①
学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。
＜評価の視点＞
・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

学生募集及び入学者選抜は、ホームページ（根拠資料 5-101）及び募集要項（根拠資料 1-8）に明示された学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて実施している。

学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学歯学研究科には、「自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献する人材を養成することを目的とする」という教育目的があります。

この教育目的にある文化の向上と社会福祉の増進を実現するために、いま、歯科界は次の大きな６つの課題を解決する必要があります。

それは、

①超高齢社会は、全身疾患との関連を重視した高度な歯科医療の充実が必要であり、摂食嚥下を含め全身管理に造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師および研究者が不足している。

②近年歯科医学も専門分科が進み高度化した半面、総合的な視点として小児から高齢者を取り扱うライフコースに基づく一貫した歯科医療の観点が失われていると同時に、包括的ケアを含めて総合化できる歯科医師および研究者が不足している。

③災害の頻発に対する災害医療歯科学の推進と災害時迅速に対応できる指導的な歯科医師および研究者が不足している。

④増加を示す口腔癌に対する歯科医療の高度化が必要であり、腫瘍学に対する造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。

⑤口腔と全身の関連の科学的解明を進展させる必要があり、基礎研究の充実と臨床応用できる臨床研究を主とする歯学教育・研究者が不足している。

⑥感染症の対策に造詣が深く、感染管理に関する正しい情報の発信や研究の推進をはかる歯科医師および研究者が不足している。

これらの６つの課題を解決できる人材の養成は、今後の歯科医療を進展させ、教育目的の実現に寄与するものです。

すなわち、本学歯学研究科では、この６つの課題に共鳴し、確固たる目的意識を持ち、

課題探究心や学修意欲が旺盛で、自立心とともに高い責任感があり、最新の臨床研究能力を身につけたいと考えている人材を求めています。

高度な臨床研究能力を備えた人材とは、倫理観が高く、課題解決のためのマネージメント能力があり、研究内容に対する公表力が俯瞰的で優れている必要があります。近年では、グローバル化の視点も重要です。また、歯科臨床の中にこそ課題解決の糸口があることから歯科臨床に対する意欲的な取り組みが求められます。

そのための教育としてコースワーク・リサーチワーク・クリニカルワークが系統的に行われます。この教育を受けるには、歯学におけるしっかりとした基礎的な学力、英語に対する受容性、課題に対して正確に解釈する能力、さらに研究を続ける胆力と責任感が備わっている必要があります。

そこで、本学の入試では、英語読解、面接による人物評価と口頭試問、専門分野に対する基礎的な知識に関する試験を行います。特に面接を重視し、課題に対する柔軟で正しい解釈ができる能力があるかを質問し評価します。

選抜については、第Ⅰ期および第Ⅱ期募集の合計 2 回の入学試験を設け、大学院運営委員会（根拠資料 5-102）の委員が、筆記試験（英語）と面接試験により客観性を以て公正かつ適切に実施している。アドミッション・ポリシーに定める内容について、単に知識の有無を問うのみではなく、課題解決能力を評価できるよう心掛けるとともに、面接試験により受験生の意欲や忍耐力、自己表現力等の人間性も重視した公正な選抜を実施している。

2026（令和 8）年度における学生募集人数・入学定員は、歯学専攻（博士課程）18 名である。学生募集の案内は、大学院事務担当専任職員が支援し、大学院生を対象にした授業料減免制度（全額免除者対象の特待生試験）を紹介したホームページ（根拠資料 5-101）による広報活動と、募集要項等の配布により行われている。さらに学内外の研修歯科医や既卒者を対象とした説明会を年に 2 回（2025（令和 7）年 10 月 2 日、10 月 23 日）それぞれ横須賀キャンパスおよび横浜キャンパスで開催し、上記に加え学位修得までの過程やコースについての説明後、講座・分野の研究活動等を担当者が紹介して周知をはかっている（根拠資料 5-103）。教育体系については、臨床系、基礎系を担当する 3 名の大学院教員を入学アドバイザーとして配置し、コースや講座の選択、履修方法などをアドバイスしている。さらに地域社会のニーズに応え、現在歯学に携わっている各方面の社会人の再教育や歯学の進歩と社会福祉の向上に資するため、2000（平成 12）年度より、大学設置基準第 14 条に定める教育方法の特例に基づき、大学院生として社会人も広く受け入れることとしている。2012（平成 24）年度より社会人大学院生に対して、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（4 年）を超えて計画的に教育課程を履修できる長期履修制度（根拠資料 5-104）も運用されている。これら一般及び社会人選抜の志願者について、大学院運営委員会において資格審査を実施し、歯学部以外の学士取得者などの理由により、必要な場合には入学試験前に資格認定試験を実施している。

選抜は調査書の審査、入試委員が選択した歯学系・自然科学系の関連英文（論文、新聞記事）等を用いた学力審査（英文翻訳・記述試験、同内容に関する口頭試験）を 2 名以上の大学院指導教員により実施し、それぞれ独立して採点し、その平均点を以て得点としている。さらに 2 名の大学院指導教員による面接試験を加え、これらの結果を総合して客観

的に選抜している。また、特待生選抜制度を設け、上記一般選抜の学力審査試験に加え、特待生選抜試験を行って一般選抜との差別化を図り、優秀な人材の確保を目指している。各区分の試験結果は、大学院運営委員会で審議され、最終的には大学院教授会において審議され決定している。

評価項目②
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。
＜評価の視点＞
・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

学生収容定員 72 名（１学年 18 名）に対し、在学者数と充足率は 2019（令和元）年度 73 名（1.01）、2020（令和 2）年度 74 名（1.03）、2021（令和 3）年度 75 名（1.04）、2022（令和 4）年度 73 名（1.01）、2023（令和 5）年度 63 名（0.88）、2024（令和 6）年度 65 名（0.90）、2025（令和 7）年度 70 名（0.97）となっている（根拠資料 5-105）。

評価項目③
学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

入学者の選抜はホームページおよび募集要項に明示された学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき実施している（根拠資料 1-10）。学生の受け入れの適切性については、大学院入試委員会が第Ⅰ期および第Ⅱ期の合計 2 回の入試について、客観性を以て公正かつ適切に実施されていることを確認し、実施報告を大学院運営委員会に上程して検証した上で、最終的に大学院教授会で確認することにより検証している。

2023（令和 5）年度に大学院運営委員会で学生の受け入れの適切性を検討した結果、学内推薦選抜入試の試験内容については学内ですでに専攻科目の指導教員と連絡が密に取れていると判断できることから歯学専攻試験を外して英語と面接とする改正案を作成し、大学院教授会でも審議の上 2024（令和 6）年度入試から変更することとなり（根拠資料 5-106、5-107）、現在はその変更に基づいて実施されている。

2024（令和 6）年度には、特待生選抜の位置づけについて審議され、それまで第Ⅰ期と第Ⅱ期で実施されていたものを、第Ⅰ期のみで実施することや試験問題の難易度を複数名の委員で事前に確認するなど、試験の公平性について審議がなされた（根拠資料 5-108）。

2025（令和 7）年度は入試に関して、公平性や学生の質を担保する観点から「特待生選抜」および「学内推薦選抜」の制度設計・試験内容について多角的な検討と見直しを行った（根拠資料 5-109）。課題として、特待生選抜の入学者において、入学後の成績や研究内容が他学生と特段変わらず、特待生として求められる能力が不足している状況が指摘された。特待生は 3 年修了後に本学教員となることが条件である一方、希望分野の受け入れ枠

（席の空き）がないと入職できないという構造的課題があり、選抜試験の公平性の観点から見直しの必要性が生じた。また、専門科目の筆記試験において、出題者によって難易度や内容の差が大きすぎるため、公平な選抜とは言えないのではないか、との指摘がなされた。そこで、上記課題の是正に向け、2026（令和 8）年度入試より「専攻科目の筆記試験」を廃止することとした。2026（令和 8）年度より、学内推薦選抜および特待生選抜において、本学卒業生が提出する推薦書を「指導責任者の推薦書（研究科長宛）」へと変更することとした。同時に、特待生選抜の推薦書には「キャリアパス」の項目を新たに追加し、確約は困難であってもある程度の方向性を示したうえで選考を行う運用へと改めた。特待生選抜の試験科目については、さらなる客観的評価の導入に向けて、2027（令和 9）年度入試より現在の英語試験を「外部英語試験結果」に置き換えることを決定した。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学の大学院における学生募集および入学者選抜に関しては、いくつかの点で優れた取り組みがなされており、全体として高い透明性と公正性を志向した体制が整えられている。

まず、長所として挙げられるのは、学生の受け入れに関してアドミッション・ポリシーを明示し、それに基づいて一貫した選抜が行われている点である。選抜方法は、筆記試験（英語）、面接試験、調査書の審査など多面的な評価を組み合わせ、受験生の知識や学力に加え、課題解決能力や意欲、人間性なども評価するよう配慮されている。さらに、試験の採点は複数教員によって独立に実施され、その平均点をもって得点とするなど、評価の客観性と公平性が確保されている。

加えて、社会人を対象とした受け入れ体制も整備されており、大学設置基準第 14 条の特例に基づいて 2000（平成 12）年度から社会人の入学を広く認め、2012（平成 24）年度からは長期履修制度を導入するなど、多様な学修者層への対応が進められている。また、大学院入試の広報においても、専任職員による支援体制の下で、説明会の開催による情報発信を積極的に行っており、志願者への周知が丁寧に行われている点も評価できる。

試験結果の検証体制も整備されており、大学院入試部会、大学院運営委員会、大学院教授会の三段階で確認と審議がなされており、透明性の高い運営が担保されている。また、特待生制度の導入や、学内推薦選抜試験の見直しなど、制度の改善にも柔軟に取り組んでおり、常により良い選抜方法を模索している姿勢が伺える。

一方で、課題としては、これらの制度的整備が具体的にどのような成果につながっているのか、特に「優秀な人材の確保」や「多様な背景を持つ学生の受け入れ」という観点からの検証結果が十分に示されていない点が挙げられる。制度の運用状況や実際の志願者・入学者の傾向、教育成果への影響などについて、大学運営委員会を中心として今後より明確なデータに基づく分析と公開が望まれる。

定員の管理について法令に従い厳格に行われている。

募集活動の多様化や広報手段の拡充が進められてはいるが、デジタルメディアの活用状況や対外的な広がりに関しては、さらなる工夫の余地がある。特に海外からの志願者や国内の非歯学系出身者の積極的な取り込みに向けた具体的な戦略が記載されておらず、グローバルな視点や学際的な広がりに対するアプローチは今後の課題である。

総じて、本学の入学者選抜体制は、公正性・透明性・多様性に配慮した堅実なものとし

て評価できる一方で、実施の成果や影響をより可視化し、さらなる戦略的展開につなげる必要がある。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

大学院は、大学教員育成のための重要な養成機関としての側面も有している。博士号を取得した歯科医師が、本学に奉職し、本学の教育研究において重要な存在感を示せるような環境整備が不十分である。特に、大学院修了者は、優先的に本学に奉職できる様にすべきである。また、新任教員は２年間単年度契約になっているが、入職時には専任とすべきであり改善が求められる。この様に、キャリアプランニングが明確になれば、更に大学院への入学希望者も増えることが想定され、本学の永続性の担保を念頭においた人材養成指針こそが発展の方策となると考えられる。

第6章 教員･教員組織

評定：A

１．現状分析

評価項目①
教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

＜評価の視点＞

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
　※具体的な例
　・教員が担う責任の明確性。
　・法令で必要とされる数の充足。
　・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
　・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
　・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

◆歯学教育◆　項目：教員組織の編制

評価の視点	評価のポイント
4-1　教員組織の編制方針を策定していること。	**・教員組織の編制方針の策定** **・教員に求める能力･資質の設定(選考基準)** **・教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計(デザイン)**
4-2　教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。	**・教員組織の編制方針に沿った教員組織の編制** **・教授、准教授、講師、助教の比率と適切な配置** **・診療参加型臨床実習に必要な資質･要件を持つ教員の配置**
4-3　学生数に対する専任教員の比率が適切であること。	**・学生数に対する専任教員の比率を踏まえた教育環境の適切性**

現状分析＜現状の説明＞

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明示している（根拠資料 6-1)。具体的には以下の通りである。

教員組織の編制方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神並びに教育理念を実現するため、次のとおり求める教員像を示すとともに、教員組織の編制方針について定めます。

１．求める教員像

歯学部及び大学院歯学研究科の教育理念・目的を十分に理解し、教養・教育学系、基礎歯科学系、社会歯科学系教員においては教育・研究に、臨床科学系教員においては加えて診療に対して真摯に取り組める人材を求めます。その上で、学生と患者への豊かな愛情を持ち、教育・臨床・研究における真理の探究に意欲的であり、教職員組織において他者を

尊敬し合い組織の発展に貢献できる人材を求める教員像とします。

２．学系の設置及び機能

教員組織として４つの学系（教養・教育学系、基礎歯科学系、社会歯科学系、臨床科学系）を設置し、それぞれの学系のもとに必要な講座及び分野を配置します。（根拠資料 6-2）歯学部及び大学院歯学研究科、診療科において、教育・臨床・研究にかかる才幹を有機的に連携し、建学の精神の実現を目指します。

３．教員組織の編制

歯学部､大学院歯学研究科､診療科の円滑な運営のために必要な教員組織を編制します。

１）歯学部、大学院歯学研究科、診療科を構成するために必要な、6 つの学系のもとに講座及び分野を設置します。教育の実施に当たり、組織的な連携体制を確保し、適正な人数の教員を配置します。4 つの学系を最大限に機能させ、教育に係る総合的な企画や学生協働による各種制度・施設等の見直しを行うため、学長直轄組織として教育企画部を配置します。

２）大学院歯学研究科においては、歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について自立して研究活動を行う人材を育成する教育と研究を推進するために必要な適正な人数の教員を配置します。

３）地域医療を支え、かつ高度先進医療を提供する第 2 次・第 3 次医療機関として必要とされる診療科を設置し、適正な人数の教員を配置します。

大学設置基準並びに大学院設置基準の教員組織に定められた必要教員数を下回らないことを前提とし、教育・臨床・研究の運営を円滑にかつ効率的に推進するために適正な人数の教員を配置します。

求める教員像および教員組織の編制方針に基づき、歯学部および歯学研究科は、教育研究活動を展開するために教員組織を編制している（根拠資料 6-2)。

＜１＞歯学部

歯学部では、学生収容定員 720 名に対応できる教育課程を適切に実行するために、設置基準以上の専任教員数を確保しており、専任教員に加えて非常勤である特任教員も多数雇用して教育の充実に努めている。学長は学校教育法第 92 条に「校務をつかさどり、所属職員を統督する」とあり、歯学部では学則第 47 条に明文化して教職員を統括し学務の責任を担っている（根拠資料 1-2)。また、学長の補佐体制は学長の指名により 1～3 名の副学長が配置され、校務を分掌している（根拠資料 6-3)。さらに、大学院歯学研究科長、附属病院長、附属横浜クリニック・横浜研修センター長の指名も学長が行い、大学のガバナンス体制が継続して構築されている（根拠資料 6-4)。学長の任期は 3 年であり、学長選考規程により選考委員会で選出された候補者の中から、最も相応しい人物を理事会で決定している（根拠資料 6-5)。学長は法人理事会の１号理事となることから、最高意思決定機関である理事会の議を経て、大学の意思決定を行い学務の執行を担っている（根拠資料 6-6)。

歯学部には、学長を議長とした教授会が設置されており、神奈川歯科大学歯学部教授会規程（根拠資料 6-7）により毎月の定例会議と必要に応じて臨時の会議が招集されている。教授会では、歯学部全般の教育に対する提案や報告も反映し、歯学部教育施策などの全般について審議し、教育委員会との連携のもと総括的責任者の学長の下で教育の質保証を継

続して推進している。また 2021（令和 3）年度から歯学教育施策の立案に関する責任を担う組織として教育企画部規程（根拠資料 3-3）に基づき新生した教育企画部（2025（令和 7）年度：教授 5 名、准教授 1 名）は、カリキュラムの編成とそれに伴う学内の調整や、教育の高度化に資する事項を主たる業務としている。

歯学部における教員組織編制の適切性は、組織検討委員会において点検され、定年退職等で空席となる分野長の補充、教員の年齢構成、教職員の活性化をするための取り組みなどについて議論がなされている（根拠資料 3-11）。

教員の男女比については、2022（令和 4）年度は女性の教授が 0 名、女性の准教授が 11 名在籍していたが、2023（令和 5）年度には女性の教授が 1 名、女性の准教授が 12 名、2024（令和 6）年度には女性の教授が 2 名、女性の准教授が 8 名、2025（令和 7）年度には女性の教授が 3 名、女性の准教授が 6 名となり特に女性の教授が増加した。しかし依然として女性が少ないことから、今後女性教員の採用を増やしていく必要がある（根拠資料 6-2）。

＜２＞歯学研究科

大学院歯学研究科では、総定員 72 名に対応できる教育研究課程を適切に実行するため、大学院歯学研究科学則（根拠資料 1-3）第 32 条に学長による学位授与に関する事項、第 47 条 2 項に会務の統括について規定している。2010（平成 22）年度から研究科委員会を大学院教授会とし、審議機関としての充実化がはかられた。大学院教授会は、ほぼ毎月定例教授会を開催するとともに、学位論文最終審査のための教授会が年 4 回開催されている。大学院教授会は、学長に指名された研究科長が議事を運営し、学長の指示の基に実務の運営を担っている。研究科長は、必要に応じて副研究科長を指名することが可能であり、2025（令和 7）年度は 2 名が任用され、実務を分掌している。

歯学研究科は、従来歯科基礎系、歯科臨床系の 2 専攻であったが、2017（平成 29）年より歯学専攻という 1 専攻となり教員組織として大講座が設置された。また大講座制の利点を活かし、分野教授が独善的にならないような専門性を高めつつ教育・診療に重点を置いた大講座制の延長線上にある新講座制を導入していたが、2021（令和 3）年度から教員組織が全面的に再編されることとなり、1 号教員、2 号教員および 3 号教員に編制し直し運営されることとなった（根拠資料 6-8）。

大学院教育は、各専門領域の教育を行う一方、課程制大学院の充実に取り組んでおり、共通講義の充実、研究評価者の選定、中間発表の強化、学位論文公聴会の実施などのために、大学院教育部会が中心となり、教育のマネジメントを行っている。これら教育課程に必要な大学院教員は、設置基準上の教員数を満たしている。

評価項目②
教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

◆歯学教育◆　項目：教員組織の編制

評価の視点	評価のポイント

4-4	**持続可能性や多様性（性別、国籍等）に配慮して教員が適切に構成されていること。**	**・女性教員、外国人教員の比率に配慮した教員組織の編制**
4-5	**歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。**	**・研究に対する歯科大学・歯学部の考え方（方針） ・組織としての競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を含む） ・組織としての研究に対する第三者からの評価**
4-6	**教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。**	**・教員の任用に関する規程の整備 ・教員人事の手続における透明性と適切性の担保 ・公募制、任期制等の教員組織を活性化させる仕組みの導入**

現状分析＜現状の説明＞

＜１＞歯学部

歯学部教員および診療科教員の募集、採用、昇格については、教員任用規程（根拠資料 6-9)、教員任用基準細則（根拠資料 6-10）および診療科教員任用規程（根拠資料 6-11、診療科教員任用基準細則（根拠資料 6-12）に基づき適切に実施している。教員の男女比については、2025（令和 7）年度に女性の教授が 3 名、女性の准教授が 6 名となり、女性教授の数は増加したが、依然として女性教員の割合が少ない。また、外国人教員は 3 名にとどまっており、今後は本学歯学部の卒業生が教員として活躍することが期待される。

教員は、2021（令和 3）年度より現職教員は大学院所属から歯学部所属へと変更した。この変更の目的のひとつは、採用や昇格をより柔軟に実施することであり、法人のミッションをより効果的に実施する狙いがある。新規教員は歯学部教員として採用しているが、学外からの歯学部教授の採用においては任用推薦書を必要としており、教授以外の歯学部教員においては提出可能であればそれ以外の専門領域教授からの推薦書も提出できることとし、必ずしも推薦書を必要としないことで広く人材募集ができるよう配慮されている。一方、教授以外の職階の学内における昇格あるいは転属に際しては、学長、副学長、部長、学系長、分野長の任用推薦書を提出してもらうこととし、ガバナンス体制が維持できるような配慮も行われている。教授の採用及び昇格においては、学長の委嘱により理事会において審査委員会を設けること、准教授の採用及び昇格においては、学長の委嘱により教授会において審査委員会を設けることが義務付けられている。審査委員会は、通常 5 名の選考委員が歯学部教授会構成員から指名を受けて選考委員会を組織し、審査を行っている。選考委員会は審査の結果を教授会で報告し、学長は審査委員会の審査結果と教授会からの意見を踏まえ、審査の結果を理事会へ上程し、理事会において採用・昇格の可否を最終決定している。教授、准教授以外の職階の教員の採用や昇格に関しては、学長以下各部署の責任者により構成される教員任用・再任審査委員会において審査を行い、審査の結果を教授会で報告し、学長から審査委員会の審査結果と教授会からの意見を踏まえ、審査の結果を理事会へと上程し、理事会において採用・昇格の可否を最終決定している。

診療科教員は附属医療施設における診療を主たる業務としているが、教育面においても参加型臨床実習や研修歯科医教育の充実において重要な役割を果たしている。診療科教授、診療科准教授の採用及び昇格に際しては、通常 5 名の選考委員が臨床系教授連絡会構成員から学長より指名を受けて選考委員会を組織し、審査を行う。選考委員会は審査の結果を

臨床系教授連絡会で報告し、臨床系教授連絡会構成員からの意見を踏まえて、学長より理事会に報告し、理事会にて採用・昇格の可否を最終決定している。診療科教授、診療科准教授以外の診療科教員の採用・昇格については、病院長、横浜クリニック・横浜研修センター長の意向を尊重したうえで、歯学部教員の審査に準じた過程を経て採用・昇格の可否を決定することとしている。

教員の審査に際しては、人物像（面談あるいは推薦書）、教育歴、研究業績、社会における活動、さらに教育・研究に関する考え方等を総合的に勘案し選考している。また、臨床系の教員に関しては、診療歴、専門医の取得状況、診療への姿勢なども審査基準として加味されている。

＜２＞歯学研究科

2021（令和 3）年度からは、歯学部教員のうち大学院教員にふさわしい者を選考し配置することとされた。大学院教員は、大学院運営委員会での資格審査を経て、大学院教授会において承認を得て理事会に推薦し、任用が決定される。

これらの任用についても歯学部と同様に組織検討委員会において、退職によって欠員となった教員の補充など、必要な人員数や専門領域間のバランスを審議した上で、適正な人員を配置できるよう努力している。大学院教員は、1 号教員、2 号教員および 3 号教員の 3 つの種別を配置し、それぞれ論文指導を行うことのできる教員、論文指導の補助を行うことのできる教員、そして論文指導以外の教育に従事する教員というようにその役割を明記している（根拠資料 6-13）。退職によって欠員となった分野の 1 号教員は、新たに就任した歯学部の当該分野の教授から大学院の 1 号教員として大学院教員組織に関する規程に基づく審査を行い、配置している（根拠資料 6-14）。また、2 号教員と 3 号教員については各分野の 1 号教員からの推薦を経て、大学院運営委員会で規定に基づく審査の上、大学院教授会の承認を受け、理事会での承認を得て配置している。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

◆歯学教育◆項目：教員の資質向上等

評価の視点	評価のポイント
4-7　教員の資質向上を図るための体制を整備していること。	**・教育内容・方法等の改善を目的とした教員の研修及び研究（FD）を組織的に行う体制** **※大学運営に係る教職員に対する研修（SD）などの仕組みを含む**

4-8	教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を定期的に実施していること。	・上記FD(SDを含む)に関する活動の実績
4-9	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。	・教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価の実施 ・教員個人による教育研究活動等の自己点検・評価結果の公表 ・教員の教育研究活動評価システムの構築・実施

現状分析＜現状の説明＞

本学では、教員の資質向上は教育の質保証を実現するための重要事項と位置づけ、大学設置基準と大学院設置基準に従い、歯学部と大学院歯学研究科を合わせて、教職員の資質向上、大学改善のための研修や講演会を企画・実施する FD・SD 委員会を設置し、神奈川歯科大学 FD・SD に関する方針（根拠資料 6-15）に基づいて実施している。

歯学部と大学院歯学研究科における FD の主たる目的は、教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質向上の取り組みであり、SD（スタッフ・ディベロップメント）は、主として大学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する諸課題に対応し、適切な教育・研究活動および効果的な管理運営体制等の改善を図るための組織的および個人的な資質向上の取り組みである。2025（令和 7）年度は新任教員研修、AI とインタラクティブ技術を活用した次世代授業の実践、教職員の学生対応の基本、2026（令和 8）年度科研費申請に向けて、倫理委員会への申請、ベストティーチャー賞・グッドティーチャー賞の受賞者による講演、「建学の精神」「教育理念」「3 つのポリシー」に関するアンケートについて、事務職員 SD 研修、CBT 問題作問講習会、AI を活用した講義について（2 回）、AI 作問システムについて、2025（令和 7）年度研究倫理研修、KDU 未来創造戦略、医療安全講習会、Z 世代に選ばれる大学へ志望動機を生む“体験価値”と OC 改革の実践の合計 16 回の講演会と、カリキュラムプランニングワークショップを 1 回開催している（根拠資料 4-67）。

教職員の評価育成制度の施行に向けて、教育・研究・診療・組織運営などに関する適切な評価指標を構築するため、2021（令和 3）年度に持続評価計画プロジェクトチームを立ち上げ、評価のみならず教職員の資質向上を図ることも目的として教職員評価制度を検討した。年度当初に各分野構成員が年間目標を計画し、分野長がヒヤリングを元に目標達成のための手段や方法も考慮して目標の妥当性を検証した上で、中間評価、年度末の最終評価を実施する制度とした（根拠資料 6-16、6-17）。各分野長に対しては学系長が、学系長については学長が評価することとし、同様に評価した。2021（令和 3）年度はトライアルとして実施された。トライアルにおいて抽出された問題点を踏まえて若干の修正を加え、2022（令和 4）年度からは正式実施となった（根拠資料 6-18）。

2024（令和 6）年度に実施された大学評価（認証評価）において、TA に関して以下の指摘があった。すなわち「実験・実習を伴う科目では、TA を配置し、実験・実習の教育補助を行っている。しかし、TA を務める大学院学生に対する研修としては、現状では各科目での TA 業務を通じた指導（OJT）としている状況であり、当該科目における TA の役割や業務内容に関する説明、TA に必要な能力・資質向上を図る研修として十分とはいえない。今後、「TA 運営委員会」を中心に TA 役割・業務内容、留意点等を説明する動画及び小冊子の作

成を予定していることから、これらを確実に実施し、TA に対する研修等の機会・仕組みを設けて実施するよう改善が求められる。」と指摘された。これに対して、TA 運営委員会で大学院生用と教員用のマニュアル、守秘義務順守承諾書および業務報告書（根拠資料 6-19、6-20、6-21、6-22）を作成し、大学院運営委員会（根拠資料 6-23）および大学院教授会（根拠資料 6-24）に諮った。また、大学院生向けの TA に関する説明動画を作成して、次年度に TA となる 1～3 年生に対してオンラインによる視聴を指示し、受講後に確認試験を行った（根拠資料 6-25)。

評価項目④
教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

現状分析

歯学部と歯学研究科における教員組織の適切性については、従来将来構想委員会において点検・評価が実施されてきたが、2022（令和 4）年度以降は新設された組織検討委員会において定期的な点検・評価を行って改善を図り（根拠資料 6-26)、改革推進委員会（根拠資料 6-27）に諮ることとしている。

＜１＞歯学部

2021（令和 3）年度に、それまでの大学院大講座の編制を廃止し、専門分野をより明瞭化した教員組織へと変更した。大講座制による教員組織の構成は、それまでの分野を融合し、横断的な運用を可能とする点において大きな利点を有したものの、教育体制や診療体制と一致しない場合も多く、教育・研究・診療それぞれの領域において、各々異なる指示系統が存在するような状況となり、責任体制が徐々に複雑化して不明瞭となった。そこで大講座制の利点を可及的に維持しつつ、責任・指示系統が明瞭となる組織へと改善することを目的に、簡明組織編制プロジェクトチームが発足し、新教員組織への改編を実施した（根拠資料 6-28)。その結果、2021（令和 3）年度から新たに全教員の所属を歯学部の 4 学系に整理することとされた。そして、4 学系の下に講座を、講座の下に分野を設置することとされた。その結果、各分野を分野長が掌握し、分野長を 4 学系長が統括、4 学系長を学長が総括する形となり、明瞭なガバナンス体制が整備された。なお、2025（令和 7）年度は 6 つの学系となっている（根拠資料 6-2)。

＜２＞歯学研究科

歯学研究科における教員組織の構成は 2012（平成 24）年より歯学研究科における大講座制により編成されていたが、上記、歯学部に記載したとおり、2021（令和 3）年度より分野を再度編制し、大講座制から 1 号教員、2 号教員および 3 号教員という専門分野別の編制に移行した。大講座制によって講座内の分野横断的な研究が活性化され、その連携状態を可及的に維持したまま、1 号教員の専門分野における教育と研究が進められる体制となっている。

２．分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

＜１＞歯学部

2021（令和 3）年度から新たに全教員の所属を歯学部の 4 学系に整理した。そして、4 学系の下に講座を、講座の下に分野を設置し、各分野を分野長が掌握し、分野長を 4 学系長が統括、4 学系長を学長が総括する形となり、明瞭なガバナンス体制が整備された。2025（令和 7）年度には、学系の数は 6 つになっている。本学では、従来の教育体制における講座が教育の責任を担う体制を見直し、大講座制の時期を経て、さらに発展的な学系-講座-分野制へとより良い組織を構築するための不断の努力を続けてきている。大講座を超えた人的交流の促進が、ひいては魅力的な教育の実践に繋がり、かつ永続的な大学の発展の礎になるため、さらに継続して一層の努力を払う必要があると思われる。

また、学長主導のもと、歯学部の教育理念の充実のために歯学部 FD 委員会、大学院の教育理念の充実のために大学院 FD 委員会を設置していたが、2021（令和 3）年度より一つの FD・SD 委員会とした。歯学部と大学院における教育研究の充実化を図る上で、FD・SD 活動の活性化は極めて重要であるが、2021（令和 3）年度には 8 回、2022（令和 4）年度には 11 回、2023（令和 5）年度には 15 回、2024（令和 6）年度には 13 回、2025（令和 7）年度には 16 回の FD・SD が開催されており、学ぶべき機会の充実化を促進している。さらに、教育力が身についたかどうかを判定するためのアンケートや試験も同時に実施しており、その結果については各教員にフィードバックして、さらなる向上を目指す努力を促している。特に歯学部では、教育企画部を設置し、学生と協働してシラバスの改善に取り組み、教育効果を向上させることを計画している。COVID-19 感染拡大防止のため、2020（令和 2）年以降の FD・SD 活動、特にワークショップ等の開催は厳しく制限されてきたが、その環境においてもある程度の活動が維持され、ICT 技術を活用した手法が発展したことは思わぬ成果ともいえる。しかしながら、教職員の学ぶべき機会は FD・SD の開催に伴い増加したが、FD・SD の内容がどの程度理解されたかの効果測定について、オンライン試験やアンケート調査も実施して評価を試みてはいるものの、未だ完成の域には達していないことから、改善の余地が残されている。一方、教員評価・育成制度検討委員会による業績評価については、トライアル後の 2022（令和 4）年度には教員の中間および年間の評価のみであったが、2023（令和 5）年度からは優秀者には表彰状及び副賞を授与している。しかし、賞与などに反映するような本格的な制度設計としては未だ不十分な点があることから、引き続き今後の検討課題として充実化に取り組む必要がある。

2013（平成 25）年度から実施した大幅なカリキュラム改革は、本学における歯学部教育の充実に効果を上げた。教育課程の構築やシラバスの改善、教員配置を主たる業務とする教育企画部を発足させることで、初年度から卒業までのシームレスなカリキュラム策定に尽力しているが、学生の満足度向上に加えて、教員の負担、能力も考慮してのカリキュラム改編が引き続き望まれる。そのためには教育委員会とのより密接な共同作業によって、教学 IR 室が持つ情報と解析結果を積極的に開示、フィードバックして、歯学部教育のさらなる充実化を継続することが重要であると示唆される。

＜２＞歯学研究科

大学院の大講座制から、1 号教員、2 号教員および 3 号教員による専門分野別の編制とす

ることで、分野横断的かつ専門性の高い研究や教育を推進する体制となった。また、大学院では、歯科基礎系専攻と歯科臨床系専攻から歯学専攻に改組し、専門性が高く魅力的な教育・研究の充実化を目指している。一方で、ここ数年、大学院における入学者の確保が困難となりつつある。そのため大学院入学対象者を歯学部新卒ばかりではなく、既卒者や他のコメディカルにも積極的に門戸を開くなど､大学院生確保に努める必要がある｡また、大学院の社会的意義や機能的意義、役割等に関し、未だ理解の浅い教職員も散見されることから、第三者の立場から研究評価者として大学院教育に携わらせ、今後より一層理解を深めるための継続した努力や啓発活動を継続する必要がある。

３．改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

本学における歯学部ならび歯学研究科の教員・教員組織の充実と最適化をはかるため、2021（令和 3）年度は大講座制からダイナミックで抜本的な学系−講座−分野制への改組と、教員組織のガバナンス機能強化を目的とし、配属の変更を実施した。大学として掲げる、求める教員像及び教員組織の編制方針に則り、学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織や人材を整備しつつ、教員の募集・採用・昇格を適切に進めるためには、今後も時代や社会的背景に対応できるよう、適時見直しを継続していくことが肝要である。

教員の教育・研究・社会活動等に対する教職員評価についても、2021（令和 3）年度は学長主導プロジェクトの一つとして持続評価計画プロジェクトチームがトライアル評価を実施し、2022（令和 4）年度からは正式実施となった。これにより全教職員のモチベーションアップを目指し、きめ細かなフィードバックと効果的な指導を行うとともに、次年度につながる適切な人材マネジメントが求められる。そして FD・SD のテーマの選定や効果判定等のアイディアなどについても委員会の構想のみでなく、広く学内からの公募や対面式のワークショップなどを実施することにより、今後より一層充実を図る必要がある。

近い将来、分野別認証評価が実施されることも踏まえ、教員組織についてもさらなる強靭化に努めるとともに、教育企画部を司令塔とした効果的で効率の良い教育の提供を目指して、教員組織一丸となった成熟した組織へと発展させるための継続的な創意工夫が望まれる。

第7章 学生支援◆歯学部◆

評定：A

１．現状分析

基準７　学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

＜評価の視点＞

・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

［修学支援（学習面）］

・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

・遠隔授業をはじめ教育等でＩＣＴを活用する場合は、ＩＣＴ機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

［修学支援（経済面）］

・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

［生活支援］

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

［進路支援］

・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

［その他支援］

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

［学生の基本的人権の保障］

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念を実現するため、全ての学生が学修、研究、課外活動を含めて充実した学生生活を送ることができるよう、組織的な支援体制を整備している。学生支援に関する基本方針を次のように策定し（根拠資料 7-1)、教職員がそれぞれの役割を果たしながら、体系的かつ実効性のある学生支援を展開してい

る。

学生支援に関する方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念を実現するため、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための学修環境を整備し、組織的な支援を行うことを目的とし、以下のとおり学生支援に関する方針を定める。

１．修学支援

１）修学に関する相談体制を整備し、学生が必要とする修学支援組織を構築する。また全ての学生が安心して教育を受けられるよう、奨学金制度や特待生制度等による学生支援制度を充実させる。

２）図書館や学習室を多角的・自発的な学修の「場」として提供し、学力の向上のための支援を行うとともに、e-Learning 等の修学環境を整備する。

３）成績不振者、留年生および休・退学者については、状況を把握・分析し、保護者を含めた面談等を実施し、具体的な対応を講じる。

４）研究活動において、助言体制を充実し、円滑な学位授与に向けた支援を行う。

２．生活支援

１）学生の抱える問題、とりわけメンタルな問題に対処するため、専門のカウンセラーを置く学生相談室（オレンジルーム）を整備する。

２）ハラスメント委員会を設置し、問題解決機能を強化するとともに、防止に向けての啓発活動を行う。

３）課外活動の振興に向けて、学生会や各部の健全な活動に対する支援体制を整備する。

４）健康管理室を設置して学生の健康維持・管理を図るとともに、感染症対策等に係る管理体制を整備する。

３．国際交流支援

１）国際交流室を整備し、各種留学手続き等をサポートする。

２）留学生や社会人大学院生等に対し、大学で習得した知識・教養に加え、日本での異文化体験等も生かした職業的・社会的役割が果たせるよう、適切な進路支援を行う。さらに留学生サポート委員会を設置し、良好な住居の確保、日本語学修、海外生活等に係る支援体制を整備する。

３）短期留学制度を設けて外国語学修、異文化交流を促進し、国際化意識の醸成を図る。

４）キャリア支援の一環として、国際的経験を深めるための国際交流プログラムの充実を図る。

歯学部では、学生支援委員会（根拠資料 7-2）を設置しており、各学年のクラス主任・担任に加えて、教学部教職員が委員として参画し、学生支援における中心的役割を担っている。学生支援体制の運用においては、学生の実態に即した適切な対応を図るため、教員と職員が連携して相談支援・情報提供を行い、必要に応じて臨床心理士、保健医等の専門職スタッフが加わる体制となっている（根拠資料 2-3)。

2025（令和 7）年度においては、学生アンケート（根拠資料 7-3）の実施および主任会議・ステージ後会議（根拠資料 7-4～7-8）を通じた情報共有の強化により、学生の学修状況および生活状況の把握体制の充実を図った。

また、担任が多岐にわたる学生支援業務を担っている現状を踏まえ、担任業務の標準化および負担軽減を目的として、面談時に使用する面談シートの活用および共有を推進し（根拠資料 7-9）、対応内容の可視化と教職員間での情報共有の強化を図った。さらに、イレギュラーな案件や対応が困難な事案については、速やかに教学部へ連絡するよう繰り返し周知を行い、組織的に対応する体制を整備することで、主任・担任の業務負担の軽減に努めている。

1. 修学支援（学修面）

本学は、学生が自律的に学修に取り組めるよう、教職員による個別支援体制と ICT を活用した学修環境の整備を行っている。

（1）学修支援体制

各クラスにはクラス主任・担任が配置され、学生の学修状況を日常的に把握し、面談等を通じて相談対応を行っている（根拠資料 7-10）。また、シラバスにオフィスアワーおよび連絡先を明示し（根拠資料 7-11）、学生が教員に直接質問や相談を行える環境を整えている。

成績不振者や留年者、退学希望者等の学修継続に困難を抱える学生には、状況を把握したうえで個別に指導・助言を行い、必要に応じて保護者を交えた面談を実施している。さらに、3 日以上の連続欠席がある場合には、教学部よりクラス主任へ連絡が入り、早期支援体制を通じて対応している。

2025（令和 7）年度には、学修遅滞者や成績不振学生への支援を一層充実させることを目的として、「合格力養成・学び方サポート委員会」を設置した。本委員会では、学生一人ひとりの学修状況や課題を把握したうえで、効果的な学修方法や学修計画に関するコーチングを実施するとともに、必要に応じてクラス主任・担任、教学部及び関係教員と連携し、継続的な学修支援を行っている。また、支援内容については委員会内で情報共有を行い、学生の状況に応じた組織的な支援につなげている。

加えて、主任会議およびステージ後会議（根拠資料 7-4～7-8）において、学修状況や出欠状況を組織的に共有し、早期の支援介入を行っている。

今後は、合格力養成・学び方サポート委員会を中心として、学修遅滞者に対する早期介入や個別支援の充実を図るとともに、学生が主体的に学修に取り組めるよう支援体制をさらに強化していく。

（2）ICT を活用した学修支援

オンデマンド授業（根拠資料 7-12）を導入しており、授業動画は繰り返し視聴が可能である。学内では Wi-Fi 環境を整えており、教室、実習室、学食などでも大人数の学生が同時に動画を視聴できる環境を整えている。

また、通信環境に不安を抱える学生への配慮として、学内での視聴を推奨し、学修の機会に格差が生じないよう対応している。

2025（令和 7）年度においても、オンデマンド教材（実習補助用オンデマンド教材を含

む）は復習や自己学修の補助教材として有効に活用されており、対面授業と組み合わせた学修支援が継続的に行われている。

（3）障がい学生・留学生への配慮

重度の障がいのある学生は現在在籍していないが､軽度の障がいがある学生に対しては、受講方法の調整や個別支援、学生相談室（オレンジルーム）（根拠資料 7-13）の活用等を通じた対応を行っている。

留学生に対しては、言語面・文化面の支援を含め、国際交流室および留学生サポート委員会（根拠資料 7-14）による多面的な支援（根拠資料 7-15）を実施している。2024（令和 6）年度からは、母国語対応が可能な教員を担任として配置するなど、個々の状況に応じた支援体制の充実を図った。加えて、日本語教育担当教員による日本語会話能力評価を実施し、共用試験及び臨床実習に必要な日本語能力の確認を行っている。今後は、対応職員の増員に向けた募集を進めるとともに、現在の教学部職員についても、留学生対応が可能な人員の拡充に向け、独立行政法人日本学生支援機構等が実施する外部研修の活用および学内研修の充実を図り、支援体制の一層の強化を推進する。

2. 修学支援（経済面）

本学は、学生の経済的負担を軽減するため、学内外の奨学金制度を整備し、学生の実態に応じた柔軟な支援を行っている。

歯学部学生対象　学内の奨学金（等）一覧

1. 入学試験の成績優秀者に対する、初年度授業料の減免による（奨学金）制度（根拠資料 1-7）
2. 各学年年度末の成績優秀者に対する次年度授業料の半額を奨学金とする特待生制度（根拠資料 1-7）
3. 神奈川歯科大学私費外国人留学生授業料減免制度（根拠資料 7-16）
4. 神奈川歯科大学授業料減免制度（根拠資料 7-17）
5. 神奈川歯科大学学費貸与制度（根拠資料 7-18）

歯学部学生対象　学外機構の奨学金一覧

1. 独立行政法人　日本学生支援機構奨学金（根拠資料 7-19）
2. 公益財団法人　森田奨学育英会奨学金（根拠資料 7-20）
3. 公益財団法人　ロータリー米山記念奨学金（根拠資料 7-21）

これらの情報はホームページ（根拠資料 7-22）CAMPUS GUIDE（根拠資料 4-24）や学生ポータルサイトを通じて周知しており、申請手続きについても教学部が支援を行っている。

独立行政法人日本学生支援機構奨学金の受給者数は、2024（令和 6）年度の 74 名から 2025（令和 7）年度は 77 名へと 3 名増加し、約 4.1％の増加となっている。微増ではあるものの、経済的支援を必要とする学生への支援機会の拡充が図られており、学生の学修継続を支える体制の強化につながっている。

3. 生活支援

学生の心身の健康と日常生活の安定を図るため、健康管理および生活相談に関する支援体制を整備している。

（1）健康支援

健康診断は全学生を対象に年 1 回実施しており、2025（令和 7）年度の歯学部学生の受診率は 100%である。健康管理室では、日常の健康相談に加え、体調不良や感染症対策等についても対応している。

（2）精神的サポート・生活相談

学生相談室（オレンジルーム）（根拠資料 7-13）には臨床心理士が常駐しており、メンタル面の不安や悩みへの支援を行っている。教員と連携して、早期の問題発見・対応に努めている。

4. 進路支援

本学では、学生が卒業後に職業的自立を果たせるよう、段階的・体系的な進路支援およびキャリア教育を行っている。

1 年次には歯学のためのリベラルアーツ「歯科医師のキャリアデザイン」（根拠資料 7-23）を通じて、歯科医師の職業像やキャリアパスに関する基礎知識を修得させている。6 年次には、歯科医師臨床研修マッチングプログラムに関する説明会を実施し（根拠資料 7-24、7-25）、進路選択に資する情報提供を行っている。さらに、2〜5 年次に対しては、担任面談時にキャリア相談を実施する体制の整備を進めている。

あわせて、本学附属病院、附属横浜クリニック、横浜研修センター等の研修施設の募集要項等についても丁寧に案内し、学生の意思決定を支援している。

5. その他の支援（課外活動等）

学生の人間力の育成および社会性の涵養を目的として、課外活動や学生団体活動への支援を行っている。2025（令和 7）年度は、31 の大学公認団体が活動を実施しており、すべての団体に専任教員を部長として配置している。なお、複数年にわたり活動報告がなく、活動実績が認められなかった 4 団体については、規程に基づき廃部とした。活動内容の把握および適切な管理のために、課外活動届やクラブコンパ開催事前報告書の提出を義務付けている（根拠資料 7-26、7-27）。

また、学年ごとの親睦を深めるためにクラス会（根拠資料 7-28）を毎年実施しており、新入生に対しては、入学後のガイダンス期間中にチームビルディングやカレー作りなどの体験型活動を行う「フレッシュマンキャンプ」（根拠資料 7-29）を実施している。これらの取り組みにより、学生間の交流機会が確保され、孤立化の防止にも寄与している。

6. 学生の基本的人権の保障

学生が安心して学修できる環境の確保を目的として、ハラスメント防止、プライバシーの尊重、苦情対応体制の整備を行っている。

（1）ハラスメント対策（根拠資料 7-30、7-31）

ハラスメント防止等に関する規程を制定し、ハラスメント防止委員会を中心に啓発活動や相談対応、事案の早期解決を図っている。学生が匿名で相談できる目安箱をポータルサイトに設置し、相談しやすい環境づくりに努めている。

以上のとおり、神奈川歯科大学は、教育理念に基づく明確な学生支援方針のもと、修学、生活、進路、経済、課外活動、人権の各分野において体系的かつ実効性のある支援体制を整備している。

2025（令和 7）年度においては、学生アンケートの実施（根拠資料 7-32）および各種会議体を通じた情報共有の強化に加え、担任業務の標準化と負担軽減に向けた取り組みを進めることで、学生の実態把握と支援の精度向上が図られた。教職員および専門スタッフが連携し、学生一人ひとりのニーズや背景に応じた個別的対応を行っている点は、引き続き学生支援における特色である。

評価項目②
学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

神奈川歯科大学では、学生支援に関わる事項について定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに継続的な改善と支援体制の向上を図っている。クラス主任・担任は、担当学生の学修態度、進捗状況、面談・相談内容等を KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）に記録しており、教学部事務職員が対応した学生生活に関する相談内容も含めて教職員間で情報を共有している。これにより、問題点の早期把握と適切な指導につなげている。必要に応じて教学部を通じた個別対応を行い、重要な案件については教授会で報告・協議のうえ、改善策を検討している。

2025（令和 7）年度においても、毎月の定例教授会後に各学年主任による会議を実施するとともに、学年末や各ステージ終了後には、学修・学生生活・留学生サポート担当者を含む関係教員による「学年主任会議・ステージ後会議」を開催し、学生の成績、出席状況、面談内容などの情報を教職員間で共有している（根拠資料 7-4～7-8）。これにより、進級や生活面で課題のある学生を抽出し、クラス主任・担任との面談や学修支援室での支援を通じて、学力向上および生活改善に向けた具体的支援を行っている。

2025（令和 7）年度に実施した学生生活アンケート（根拠資料 7-3）では、全体の回答率は 18.4%（2024（令和 6）年度 15.9%）であり、前年度より改善したものの、学生全体を十分に代表する回答率とは言えず、結果の解釈には一定の留意が必要である。一方で、自由記述を含む回答からは、学修・生活・学生支援に関する具体的な課題や要望を把握することができ、学生支援体制の改善に活用している。

まず、生活面については、「規則正しく生活している」と回答した学生が 78.9%である一方、「不規則な生活」と回答した学生も 21.1%存在しており、一定数の生活リズムの乱れが確認された。また、「日常生活で困っていることは特にない」と回答した学生は 90.2%と多数を占めるものの、一部には生活費、通学、言語、メンタル面に関する具体的な困難が自由記述として挙げられており、個別支援の必要性が示唆される。学修面では、「学業に関する不安や悩みがある」と回答した学生が 34.1%にのぼり、特に CBT や国家試験、進級に対する不安が多く挙げられた。また、授業内容に対しては「満足している」以上の回答

が約 75%を占める一方で、「あまり満足していない」「まったく満足していない」とする学生も一定数存在しており、教育内容の継続的な改善が求められる。さらに、学業・生活におけるストレスについては、「ほとんど毎日感じる」および「週に数回感じる」と回答した学生が合わせて約 67%に達しており、多くの学生が日常的にストレスを抱えている状況が明らかとなった。一方で、「同級生との関係性に満足している」学生は約 80%、「教職員との関係性に満足している」学生は約 90%と高い水準を示しており、人的関係における安心感は比較的良好に維持されている。また、自由記述では、学修スペースの不足、Wi-Fi 環境、出席管理制度への意見など、学修環境および制度運用に関する具体的な改善要望が複数挙げられており、学生のニーズの多様化が確認された。

また、留年率は 2024（令和 6）年度 18.42%から 2025（令和 7）年度 16.09%へと改善がみられた一方、休学率は 1.63%から 2.03%、退学率は 1.49%から 3.33%へと上昇した。特に退学率の増加が顕著であり、学年別では 1 年、4 年、6 年において前年度より 2%以上の増加が認められた。休学及び退学に至る要因としては、学修不振、進路変更、経済的事情、心身の健康上の問題など複数の要因が認められた。特に低学年では大学生活への適応や学修への不安、高学年では進級や国家試験に対する心理的負担など、学年ごとに異なる課題がみられたことから、それぞれの状況に応じた早期介入及び継続的な支援の必要性が確認された。

これらの結果を踏まえ、本学では、学修支援体制の強化に加え、学修環境の整備、メンタルサポート体制の充実､制度運用の見直し等を含めた総合的な改善を進めている｡特に、面談を通じた早期対応の強化や、必要に応じたカウンセリング部門との連携により、学生の個別ニーズに応じた支援を実施している。

以上のように、神奈川歯科大学では、学生支援における現状と課題をデータに基づき把握し、その結果を具体的な改善施策に反映させることで、学生支援の質の向上に継続的に取り組んでいる。

２．分析を踏まえた長所と問題点

神奈川歯科大学における学生支援は、明確な方針のもとで体系的に整備されており、教職員および専門職スタッフが連携した実効性の高い支援体制が構築されている点が大きな強みである。特に 2025（令和 7）年度においては、学生アンケートの実施や主任会議・ステージ後会議を通じた情報共有の強化により、学修状況および生活状況の把握精度が向上している。

また、面談シートの導入による担任業務の標準化と可視化は、支援内容の質の均一化および教職員間の連携強化に寄与しており、組織的な学生支援体制の成熟が認められる。

さらに、KDU-LMS を活用した情報共有（根拠資料 7-33）や、欠席・成績不振学生への早期介入体制は引き続き有効に機能しており、留年率の改善（18.42%→16.09%）という成果にも結びついている。また、オンデマンド教材の活用や Wi-Fi 環境の整備など、ICT を活用した学修支援も安定的に運用されている。

一方で、学生アンケート結果からは、学業不安（34.1%）、ストレスの常態化（約 67%）、生活リズムの乱れ（約 21%）といった課題が依然として顕在化している。加えて、退学率の上昇（1.49%→3.33%）は重要な課題であり、特に 1 年・4 年・6 年での増加は、学年ご

との特性に応じた支援の必要性を示している。

また、学修スペースの不足やWi-Fi環境、出席管理制度への意見など、学修環境および制度運用に関する具体的な改善要望も確認されている。さらに、学生アンケートの回答率は18.4%と改善したものの、依然として限定的であり、学生全体の実態把握という点では課題が残る。

以上より、本学の学生支援は組織的かつ機能的に整備されている一方で、「メンタルヘルス支援の強化」「退学防止に向けた個別対応」「学修環境の改善」「学生ニーズ把握の精度向上」といった点において、さらなる改善の余地がある。また、休学・退学については、その要因分析を継続的に行い、学年ごとの特徴を踏まえた支援策を講じることが今後の重要な課題である。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

今後の学生支援のさらなる充実に向けては、以下の点を重点的に推進する必要がある。

まず、メンタルヘルスおよび生活面支援の強化である。学生のストレスや生活リズムの乱れが一定数存在する現状を踏まえ、学生相談室（オレンジルーム）の利用促進に向けた広報の工夫や、教職員による早期声かけ、ワークショップ等の予防的支援の導入を検討する必要がある。また、担任面談とカウンセリング部門との連携をさらに強化し、心理的支援への導線を明確化することが求められる。

次に、退学率上昇への対応として、学年別の課題分析に基づく重点支援の導入が重要である。特に初年次教育の充実、中間学年における学修動機の維持、最終学年での国家試験・進路不安への支援など、発達段階に応じた支援の最適化を図る必要がある。また、2025（令和 7）年度に設置した合格力養成・学び方サポート委員会を中心として、学修遅滞者や成績不振学生に対する学修方法のコーチング、学修計画の立案支援及び個別指導をさらに充実させる。クラス主任・担任、教学部及び関係教員との連携を強化し、学生一人ひとりの学修状況を継続的に把握するとともに、早期介入による学力向上及び学修継続支援を推進していく。

さらに、学修環境の改善については、自習スペースの拡充や利用ルールの見直し、ICT環境のさらなる安定化など、学生の具体的ニーズに即した物理的・制度的整備を段階的に進めることが求められる。

加えて、学生アンケートの回答率向上および分析の高度化も重要な課題である。KDU-LMSを活用した複数回の回答依頼や、クラス主任・担任による周知、アンケート実施時期や実施方法の見直し等を進めることで回答率の向上を図る。また、自由記述を含めた分析を充実させ、学生ニーズをより的確に把握し、学生支援施策の改善に反映していく。

総じて、神奈川歯科大学の学生支援体制は、明確な方針と組織的運用のもとで高い水準にある。2025（令和 7）年度においては、情報共有の高度化および担任業務の標準化により、支援の質と効率性が向上した点は特筆すべき成果である。

今後は、これらの基盤を活かしつつ、データに基づく課題対応を一層推進し、学生一人ひとりの状況や背景に応じた個別最適な支援を深化させることが求められる。とりわけ、心理的支援と学修支援を一体化させた包括的支援の強化により、学生の学修継続と成長をより確実に支える体制の確立が期待される。

第7章 学生支援★大学院★

評定：B

１．現状分析

基準７　学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

＜評価の視点＞

・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

［修学支援（学習面）］

・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
・遠隔授業をはじめ教育等でＩＣＴを活用する場合は、ＩＣＴ機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

［修学支援（経済面）］

・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

［生活支援］

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

［進路支援］

・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

［その他支援］

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

［学生の基本的人権の保障］

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

大学院が配置する神奈川歯科大学大学院歯学研究科大学院学生生活支援部会（根拠資料7-101）は、横須賀・横浜キャンパス合わせて現在７名の教員で構成され、学生が円滑な学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針（根拠資料 7-1）に則り支援している。

入学直後のガイダンスでは大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5）をもとに、カリキュラムと併せて学生生活全般に関する注意点について周知している。学修支援については、全学年の学生に対して年度ごとの大学院指導計画書を作成している。指導教員は、指導計画書に年度ごとの指導内容と到達目標を設定して記載するとともに、各年度終了後に到達度を評価し、円滑な学修と学生生活が送れるよう支援している。

学生の学修状況、研究の進捗状況については、課程記録ノート（ラボノート）の記載を義務づけており（根拠資料 4-113)、各学生には指導教員以外の教員が研究評価者として配属され、年 1 回以上実施する面談時に調査し、調査結果について大学院運営委員会へと報告して状況を確認している。社会人選抜大学院学生で 4 年間での単位取得が困難なことが予測される場合を想定した長期履修制度（根拠資料 5-104）を定め、1 年次に申請を行うことで履修年限を 4 年以上に延長することを可能としている。

経済的支援としては、2016（平成 28）年度入学者から神奈川歯科大学大学院特待生入学試験制度の運用を開始しており（根拠資料 1-8)、本科大学院における授業料減免に関する規程（根拠資料 7-102）に則り運用している。本制度を利用することにより授業料の一部が免除され財政的な支援を受けることができる。また、大学院歯学研究科の 1～4 年生を対象として、歯学部の授業・演習・実習においてティーチング・アシスタント（TA）制度が運用されている。カリキュラム上のモジュールを対象として TA の希望者を募集し、応募のあった大学院学生の中から担当者の選考を行っている。TA の募集は大学院教育研究部が行い、モジュール・ユニットごとに調整して、必要な TA を配置している。

TA の選考は、大学院運営委員会において年度ごとに神奈川歯科大学大学院ティーチング・アシスタント規程（根拠資料 7-103）に基づいて実施され、TA に選任された大学院学生は、歯学部の授業・演習・実習における指導の補助に従事し、自身の教育スキルの向上にも役立てることができるよう配慮しているとともに、各 TA には担当した授業時間に応じて手当を支給し、学生への経済的支援の一助としている（根拠資料 6-19)。

さらに、独立行政法人日本学生支援機構貸与の学資金に関する返還免除候補者の選考に関し、神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会規程に基づき、神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程（根拠資料 7-104）及び返還免除候補者選考基準を設定し、公平なる選考に基づいた候補者選考を実施している。その他、外部機関からの奨学育英制度に関する募集の取り纏め､広報､応募事務処理等に関する全般的な支援を、大学院学生の生活支援業務の一環として実施している。

また、学生の心身的な健康管理のための施設として設置される健康管理室、オレンジルーム（学生相談室）などについては、歯学部学生と同様休日を除いて毎日利用できる環境を整えている。オレンジルームは多様な問題を抱えた学生に利用されているが、健康管理室とオレンジルームを同一の入り口から出入りできる構造とすることにより、精神的な問題を抱えた学生も他者の目を余り気にすることなく利用できるよう配慮されている｡また、直接オレンジルームを訪れたくない場合でも、メールや電話等による相談を受け付けている｡さらに､相談専用メールアドレスを設け､学生が直接相談できる体制を整備している。各種ハラスメントへの対策として、学生および教職員を対象とするハラスメント防止等に関する規程（根拠資料 7-30）を制定し、ハラスメント防止委員会が中心となり、ハラスメント発生防止に係る啓発を行うとともに、問題解決に努めていることは歯学部と同様であ

る（根拠資料 7-31)。

学生の多くは博士号の学位を取得した後、研究職あるいは大学教員として活躍することを希望するため､キャリアパスの一例として本学における卒業後のキャリアパスを設定し、大学院生、卒後臨床研修歯科医師、研究科学生等への説明会を実施している。このキャリアパスの中には、卒後臨床研修修了後歯学研究科を経て最短年限で教員となるコースや、卒後臨床研修修了後医員として附属病院に勤務しながら歯学研究科（社会人大学院）を経て教員となるコースなども設定（根拠資料 7-105）されている。

評価項目②
学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の学修状況や学生生活については、生活環境や日常的な生活状況、生活面において学生生活に障害をきたすような状況の存在等について、現状を把握するための調査活動を行っている。本調査活動を通じて発生している問題点を抽出し（根拠資料 7-106、7-107)、個々の問題点に対して大学院学生生活支援部会の委員が中心となり組織的な対応を行っている。また、大学院共通カリキュラムについては、大学院教育部会が、年度ごとの各ユニット終了時に学生を対象として、授業内容に関するアンケート調査を実施している（根拠資料 7-108、7-109)。結果はそれぞれの担当教員にフィードバックした上で、改善計画を提出してもらい授業改善に役立ててもらうと共に、大学院教育部会ならびに大学院運営委員会において分析・検討し、次年度の改善に活用している。

学生の学修状況、研究の進捗状況については、課程記録ノート（ラボノート）の記載を義務づけており（根拠資料 4-113)、各学生には指導教員以外の教員が研究評価者として配属され、年 1 回以上実施する面談時に研究進捗状況や研究活動の遂行について評価し、改善すべき事項等に関するアドバイスを行っている。調査結果について大学院運営委員会へと報告し、指導教員と学生に対してフィードバックされ、学生支援の一助としている。また、各年度の事業計画に基づいて立案された大学院における教育方法については、年度終了時に大学院教育部会にて検討し、大学院における教育内容・方法及び学修方法、学修指導の改善方策と次年度の事業計画立案の資料としている。

また、大学院学生生活支援部会で部会の活用度や活動状況等に関する学生へのアンケート項目を設定し、学生支援の適切性に関する評価の一助とし、改善に向けた取り組みが行われている。

２．分析を踏まえた長所と問題点

評価されるべき点として、大学院学生生活支援部会を中心に、学生が安心して大学院生活を送れるよう、多方面にわたる支援制度が整備されていることが挙げられる。入学直後のガイダンスでは、大学院 CAMPUS GUIDE に基づいて、教育課程とともに学生生活全般に関する情報が提供されており、早期からの適応を促している。また、学修支援についても、

年度ごとの大学院指導計画書を用いて、個別の指導体制が構築されており、指導教員が到達目標を設定しながら、各年度末には到達度評価を行うなど、PDCA サイクルを意識した支援が実践されている。さらに、ラボノートの活用により、日常的な研究活動の記録と進捗確認がなされており、第三者である研究評価者による面談や調査を通じて、客観的な進行状況の把握が可能となっている。加えて、社会人大学院生への配慮として長期履修制度が導入されており、学生の多様なライフスタイルに応じた柔軟な学びを可能にしている。経済的支援の側面では、特待生入試制度、授業料減免、TA 制度、奨学金返還免除候補者の選考など、多岐にわたる制度が整えられており、学生の経済的負担軽減に大きく寄与している。また、心身の健康支援に関しては、健康管理室や学生相談室（オレンジルーム）が日常的に利用できる体制となっており、出入り口の構造にも配慮がなされているほか、相談方法としてメールや電話といった非対面型の手段も用意されている点は高く評価される。加えて、ハラスメント防止規程の整備と委員会による啓発活動も、安心・安全な学修環境の形成に貢献している。最後に、大学院修了後のキャリア形成に向けた支援として、複数のキャリアパスを例示し、説明会を開催することで、将来の進路選択を支援していることも学生支援の一環として重要な位置づけにある。

一方で、現在の支援体制にはいくつかの課題も見受けられる。まず、学生からの意見や要望を制度に反映する仕組みをより強化し、支援体制の双方向性の充実が望まれる。次に、TA 制度に関しては、教育効果の検証に向けた仕組みが不十分である。また、長期履修制度は制度として有用であるものの、履修延長後の学修管理や精神的サポートなど、実際の支援体制についても強化が望まれる。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

今後の学生支援の発展に向けては、以下のような方策を講じることが望まれる。

第一に、学生参加型の支援体制を構築することが重要である。アンケート調査を通じて、現場の声を把握し、「対話的支援体制」を導入するべきである。アンケートは実施しているがその結果に対して学生と話し合うような機会は設けていなかった。次年度以降の改善策としたい。第二に、TA 制度については、2025（令和 7）年度より TA 業務研修動画の作製、視聴の義務化（根拠資料 7-110）、TA 業務報告書の提出（根拠資料 6-22）、および TA アンケート（根拠資料 7-111）の実施を開始した。これらにより教育的成果が可視化できたものと考えられるが、今後は TA 向けの研修プログラムを用意し、制度としての教育的意義と実践力のさらなる向上を両立させることが求められる。第三に、長期履修者に対する支援を強化するため、支援制度に関する情報を一元化し、学生がいつでもアクセスできる環境を整備することで、支援の認知度向上と利用促進を図ることが求められる。新たにヨリソルと呼ばれる学修支援システムを導入し、ポータルサイトや学生支援アプリの導入・活用などの検討を始めている。

神奈川歯科大学大学院における学生支援体制は、基本的な部分で高い水準を有しており、多様な学生に対応した支援策が実施されている。しかしながら、今後さらに学生の満足度と成果を高めていくためには、制度の双方向的運用、教育的支援の質保証といった観点からの改善が求められる。

第8章 教育研究等環境

評定：B

１．現状分析

評価項目①
教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。
＜評価の視点＞
・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

現在、学生の学修や教員による教育研究活動の環境整備等に関わる方針については以下「教育研究等環境の整備に関する方針」により定め（根拠資料 8-1)、ホームページおよび教職員専用ページにおいて公表・周知している。

教育研究等環境の整備に関する方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念の実現を目的に、教育・研究の拠点としてふさわしいキャンパス施設・整備の充実をはかるため、以下のとおり教育研究等 環境の整備に関する方針を定めます。

１．教育研究環境の整備

１）老朽化した校舎の改築・改修や施設・設備の整備を計画的に進め、教育研究等環境の向上を図ります。

２）省エネルギーに配慮して施設・設備の機能性の拡充を図り、環境にやさしいキャンパス構築を推進します。

３）学生の学修および教員の教育研究活動を推進するため、学生および教員が安心して施設・ 設備を利用できるよう安全性を確保し、定期的な保守点検による適切な維持管理を実施します。

４）学生の主体的学修を促進するための環境整備を推進します。

５）特色ある研究を推進し、研究資金を獲得するための環境を整備します。

２．図書館の整備

１）各専門領域の教員より構成された図書選定委員会による選書を主軸とし、多角的視点による蔵書構築を推進します。

２)多様化する情報資源の中から研究･教育の活性化に必要な電子リソースを精査し、積極的な導入に努めます。

３．情報環境の整備

１）教育・研究・診療・大学運営等に資するため、学内情報ネットワークの有効性及び効率性、信頼性、可能性、機密性の向上に努め、ICT の発展に対応する環境構築を推進します。

２）高いレベルの情報セキュリティを維持するとともに、利用者に対する情報セキュリティの重要性に係る啓発を推進します。

建学の精神、教育理念を基に定める神奈川歯科大学学則第１条を達成するために必要な教育研究等設備の充実や整備に関しては、中長期計画 KDU2028 計画（根拠資料 1-16）や単年度計画（根拠資料 1-18）に基づき計画しており、学校法人神奈川歯科大学理事会規則第 7 条 2 項（根拠資料 6-6）に定めるところにより、理事会で審議、決定している。実際の運営は、学長を委員長とする改革推進委員会（根拠資料 6-27）の方針で、教育研究等環境を含めた大学全体の将来計画を検討し、理事会に諮ったうえで実施している。

＜施設・設備等の整備＞

本学は、横須賀市稲岡町（横須賀キャンパス）に本部機能を置き、その他に隣接する小川町体育館、馬堀グラウンドを有し、横浜市神奈川区（横浜キャンパス）に附属横浜クリニック・横浜研修センターを設置している。2015（平成 27）年度には横須賀キャンパスと道路を挟んだ隣接地を購入し、築 40 年ほど経過した既存病院の移転が行われ、2017（平成 29）年度に新附属病院が開院された。本学校地・校舎に関しては併設する神奈川歯科大学短期大学部と共用部分を含み、大学設置基準を満たしている。

①横須賀キャンパス

横須賀市稲岡町にある横須賀キャンパスは、歯学部と大学院歯学研究科の教育研究のメインキャンパスであり、横須賀米軍基地に隣接し、京浜急行横須賀中央駅から徒歩 10 分（JR 横須賀駅から徒歩 20 分）に位置している。構内は地域一般に開放され、桜やジャカランダ等が開花する時期にはフェスティバル等も開催し、地域との連携を深めている。

建屋としては、第 1 研究棟、第 2 研究棟、附属病院、1 号館・2 号館、図書館、学生食堂やクラブ等の部室がある 6 号館パレット、キャンパスセンター、講堂、資料館・解剖実習室等がある。第 1 研究棟は地上 5 階で、教授室や研究室を設置している。第 2 研究棟は地上 7 階で、教授室、研究室、動物舎等を設置している。附属病院は地上 12 階で、ベッド数 23 床を備え、地域の 2 次・3 次歯科医療機関としての設備を備えている。

1 号館は地上 4 階・地下 1 階で基礎及び臨床実習室が 6 室あり、総合歯学教育学講座（教養教育学分野および歯学教育学分野）、キャンパス全体の情報ネットワークを管理するネットワークセンターと売店がある。

2 号館は地上 3 階で 12 の講義室があり、1 号館と連絡通路で接続している。6 号館は地上 4 階で、1 階は学生食堂、2 階には学修室が設置され、3 階と 4 階はクラブ等の部室となっている。

2023（令和 5）年 12 月に竣工したキャンパスセンターは地上 4 階で、学修室（104 席）、多目的ホールの他、教学部、大学院教育研究部をはじめとした事務部門を集約して設置しており、学生支援や各種事務業務の中枢を担うと共に、地域に開かれた大学の顔としての役割も持っている。

講堂には大講堂と 2 つの小講堂、2 教室を備えている。大講堂は 800 名の収容が可能であり、歯学部と短期大学部の入学式や卒業式、大学祭や公開講座等の諸行事に利用されている。小講堂には第 1 小講堂（160 名収容）と第 2 小講堂（200 名収容）があり、セミナーや学会、講演会等、様々な用途で利用されている。

神奈川歯科大学資料館（根拠資料 8-2）は 2013（平成 25）年に本学創立 100 周年を記念

して設置され、多数の貴重な人体標本と共に、本学の軌跡や歯科診療室の変遷を再現した展示等を行っており、地下には解剖実習室が設置されている。

さらにキャンパス内には、実験等で使用される金属廃水のための廃水処理場も設置されている。

大学院歯学研究科各分野の研究室は、横須賀キャンパスの第１および第２研究棟と附属横浜クリニック・横浜研修センターに設けられている。また各分野の研究室とは別に、実験動物施設（第２研究棟７階)、超微構造研究施設（第１研究棟１階)、組織培養実験施設（第１研究棟５階)、遺伝情報解析室（第１研究棟４階)、共同実験室（ESR 室含む）（第１研究棟１階)、大学院中央研究支援センター（第２研究棟５階)、ICT 講義室（第１研究棟３階)、等を整備している。ICT 講義室は、情報通信ネットワーク環境が整備されており、横浜キャンパスとの密な連携を図るために活用されている。

② 小川町体育館

横須賀キャンパスから道路を隔て、地上３階地下１階の体育館を設置している。アリーナの他に、武道場、フットサル場、トレーニングルーム、卓球場、セミナー室、ランニング走路があり、主に体育の授業とクラブ活動、さらには教職員と市民の健康増進に利用されている。地下１階部分は教職員の駐車場となっている。2008（平成 20）年４月に漏水・塗装の改修工事を実施し、2014（平成 26）年８月に南側ガラス窓の遮光（スモークガラス）張り替え工事を完了した。また、2011（平成 23）年９月５日には、大規模災害発生時に生じる帰宅困難者一時滞在施設として、横須賀市と防災協定を締結し、緊急時の市民受入れ場所として指定されている（根拠資料 8-3)。

③ 馬堀グラウンド

横須賀キャンパス南東部、車で 20 分程度の距離で、防衛大学校に近隣する位置にグランドを設備している。敷地中にはクラブ室（シャワー室含）があり、学生のクラブ活動や試合等に利用されている。近隣の幼稚園・小学生のサッカーチームや鼓笛隊等の活動にも開放しているだけでなく、2015（平成 27）年４月１日からは横須賀市と連携をはかり、指定緊急避難所として広域避難地に指定されている（根拠資料 8-3)。

④ 横浜キャンパス（附属横浜クリニック・横浜研修センター)

JR 横浜駅西口から徒歩５分ほどの場所に位置し、診療部門として地下１階から地上５階に有床診療所、６・７階に大会議室（定員：120 名)・教室（定員：50 名)・図書室・シミュレーション実習室等を配置した複合的な臨床研修・教育施設である。診療部門は歯科〔歯科（成人)・歯科口腔外科・矯正歯科・インプラント科・小児歯科・障がい者歯科〕、医科〔内科・(認知症 高齢者総合内科外来）消化器内科・糖尿病代謝内科・循環器内科・眼科・耳鼻いんこう科・麻酔科〕等の診療科を設置しており、歯科と医科の連携により総合的に診療ができる有床診療所として機能している。また、病棟には 19 床のベッドと手術室（２室）を備えている。臨床研修・教育としては、歯科医師臨床研修（指導歯科医：16 名）と卒前臨床実習（歯学部５年生、短期大学部２年生、３年生）に加え、大学院歯学研究科（指導教員：教授３名、准教授２名、診療科准教授１名、講師６名、助教５名）として、臨床

コースを中心とした博士課程（歯学）の学生を受入れている。

⑤　附属病院

横須賀キャンパスと道路を挟んだ隣接地に、多彩な診療スタイルを提供する次世代の歯科総合病院として 2017（平成 29）年 11 月に新たな附属病院として移設した。地上 12 階建ての建物には、1 階から 5 階に診療部門、6 階から 12 階に教育関連施設および管理部門が設置されている。診療部門には 13 の歯科部門と 3 つの歯科外来、6 つの医科部門と 3 つの医科特殊外来が設けられており、2 次・3 次歯科医療機関としての設備を備えている。教育関連部門として 7 階に臨床座学をおこなうための講義室を備え、その周囲に 11 の研修室を配置して、学生達が主体的学修を効率よく実施することを可能にしている。また、各階の診療施設には隣接してカンファレンスルームを配置することで、診療終了後の振り返り学修などが行い易い環境を提供している。近接した 8 階から 9 階には臨床系の医局を配置し、学生からの質問や面談等に関するアクセスを容易にしている。12 階の講堂は講義や教職員の教育セミナー等に利用されているとともに、市民公開講座等の会場としても利用され、地域住民との繋がりを高めるための施設としても活用されている。

＜施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保＞

KDU2028 計画においてインフラの老朽化が課題とされているが、まずは最も老朽化が顕著である本部棟の建て替えを軸としたキャンパス改造計画の立案が進められており、2020（令和 2）年度に新本部棟の基本設計を完了、2022（令和 4）年度に着工し、2023（令和 5）年 12 月に「キャンパスセンター」として竣工して 2024（令和 6）年 1 月に利用を開始している（根拠資料 1-17）。

建築物の電気、消防設備、エレベーター、給水装置等の設置については、各関係法規に則り専門業者による点検を定期的に実施している。防犯カメラの設置や 24 時間体制で警備員を配置しており、安全確保にも努めている。衛生管理については「学校法人神奈川歯科大学衛生管理規程（根拠資料 8-4）」に基づき、衛生委員会を設置し、健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策、健康の保持促進を図るための基本となるべき対策等に関する事項を審議し、実施している。衛生委員会は、原則月 1 回開催され、産業医による定期的な職場巡視等を実施している。

バリアフリー対応としては､建物出入口のスロープ及び多目的トイレを設置しているが、構造上設置できない建物もあり、新築工事や改修工事の時期に合わせて対応することをめざしている。

キャンパスセンターでは、多目的トイレを設置するなど、多様化する学生のニーズに対しての対応を進めている。また､1 号館の建物には地熱を利用した空調システムを導入し、2025（令和 7）年度にはさらなるエネルギー削減として空調機器を導入した。その他の建屋も随時 LED 照明への交換などを実施して省エネルギー対策にも取り組んでいる。

学内のネットワーク環境は、教職員と学生のセグメントを分けた上で、学内全域で利用出来るインフラを整備している。特に学生に対しては、学生全員が同時にいつでもどこでも、ライブ授業及び録画授業のオンデマンド視聴ができる Wi-Fi 環境を構築し、主体的学修の助けとし、学修効果の向上を図っている。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みとして、ネットワーク利用については、「学内ネットワーク利用心得（根拠資料 8-5)」に遵守事項を定めている。学生については、当該心得の内容を遵守する旨の承諾書の提出を求めた上で、ネットワーク利用を認めている。また、学生に対しては、入学時ガイダンスにおいて情報リテラシーの重要性を周知するとともに、1 年次の基礎的科目に情報リテラシーを含む授業を開講し、その涵養を図っている。教員については、KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）へのログイン時に、学内ネットワーク利用心得の遵守、学生の個人情報及び成績情報の適切な取扱い等に関する利用規約を確認し、これに同意した上で利用する運用としており、ネットワーク利用に関する遵守を都度徹底している（根拠資料 8-6)。一方、職員については、現時点で承諾書の提出や KDU-LMS 上での同意確認等の手続は実施していない。このため、今後は職員に対する情報倫理及びネットワーク利用に関する遵守手続の整備を進めていく必要がある。

評価項目②
図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。
＜評価の視点＞
・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の学術情報を収集、管理、運用し、教職員や学生等の利用に供し、本学の教育・研究の充実と向上に寄与することを目的に利用者サービスを提供している。私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金を活用し、本学の教育理念のもとに学びの質を高めるための「ラーニング広場」も 2013（平成 25）年度より開設している。資料の収集・選択は、多様な教育研究分野から人選された図書選定委員会が新刊の専門書を中心に購入の可否を判断している（根拠資料 8-7)。また、図書選定委員会の委員は、他分野での必要性も勘案し、偏りのない選書に努めている。利用者からの推薦・希望は随時受け付け、教育要項（シラバス）に掲載されている「参考図書」についても収集・整備し、所蔵情報が一目でわかるようにホームページにリンクを設けて利用者の便宜を図っている（根拠資料 3-10)。

2025（令和 7）年度末の蔵書数は、図書 163,544 冊、学術雑誌 1,936 種、視聴覚資料 5,405 点、閲覧可能な電子ブックは 9,798 点、電子ジャーナルは 5,073 点となっている。ほとんどの資料は開架図書として、利用者が自由にアクセスできる状態にある。複本や資料的価値が低下した資料の約 3 万冊は、ラーニング広場書架に配置し、利用者のリクエストに応じている。

図書館は延面積 1,761 ㎡で、閲覧室、インターネット対応スペースやブラウジングコーナー、書庫、事務室がある。図書館の閲覧席は 210 席で、研究者用個室 5 室、視聴覚用個室 4 室、セミナー室 1 室、PC18 台、プリンター4 台、コピー機 2 台を設置している。ラーニング広場は 435 ㎡で、個人学修エリア 24 席、グループエリア 95 席、検索用 PC5 台、貸出用ノート PC2 台、プリンター2 台、コピー機 1 台を設置し、いずれもインターネットに

接続可能な環境にある。

また、横浜クリニック・横浜研修センターにある神奈川歯科大学図書館横浜分室は、延面積 48 ㎡で、閲覧席 5 席、PC5 台、コピー機 1 台を設置している。2025（令和 7）年度末の蔵書数は、図書 2,300 冊、学術雑誌 178 種、視聴覚資料 16 点となっている。閲覧可能な電子ブック、電子ジャーナルは、一部のシングルサイト契約を除き横須賀キャンパスの図書館と同一である。横須賀キャンパスとのシャトル便による図書館資料の貸出・複写デリバリーサービスも実施し、分室利用者に配慮した運用を提供している。

図書館の開館時間は平日午前 9 時から午後 9 時である。職員は、大学院歯学研究科 1 号教員が図書館長を併任し、図書館長の下に、司書有資格者を含む専任職員とパート職員、図書委員及び図書選定委員を配属している。高度な専門能力の維持、向上のための人材育成の面では、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（JMLA）の認定資格である「ヘルスサイエンス情報専門員」の取得実績（基礎:1 名）があり、職員は研修会等に参加しスキルアップに努めている。

学術雑誌の電子化の推進により、フルテキストの入手が容易になり、利用者の利便性が格段に向上している。本学で提供している電子ジャーナルは、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE)、JMLA のコンソーシアムに参加してパッケージ契約しているものと、タイトルごとに契約しているものがあり、歯学電子ジャーナルを中心に積極的に資料の収集・整備を進めてきた。利用統計を活用して利用者のニーズに沿ったジャーナルの選定を行い、サービス向上に努めている。

所蔵情報は、ホームページに設置している「蔵書検索（OPAC)」から学内外問わず自由に検索・確認することができる。また、国立情報学研究所の全国的な共同分担目録事業（NACSIS-CAT）に登録している資料については、国立情報学研究所情報ナビゲータ[サイニィ]（CiNii）からもアクセス可能である。

データベースは、歯学及び医学の文献検索で必須とされる医中誌 Web 版、抄録・引用データベース Scopus、EBM（Evidence-based Medicine）の情報基盤となる臨床試験報告文献データベース Cochrane Library 等を提供している。これらは学内から 24 時間利用可能で、一部は学外からもアクセスできる。また、データベースの検索結果から全文入手までをナビゲートするリンクリゾルバを導入することにより、学修、研究活動等のトータル的なサポートを実現している。

国立情報学研究所の目録所在情報サービス NACSIS-CAT および相互貸借サービス NACSIS-ILL に参加し、業務の合理化・迅速化を進めるとともに相互協力体制を構築している。さらに、JUSTICE、JMLA、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会等にも加盟し、コンソーシアムによる共同購入や加盟館との連携を推進している。

その他、教員の研究業績を集約したデータベース「研究業績 WEB 版（https://www.kdulib.net/)」を 1998（平成 10）年から構築、学内外へ公開しており、図書館ホームページ上から検索・利用することができる。また、2016（平成 28）年 6 月より国立情報学研究所の共用リポジトリサービス JAIRO Cloud を利用して本学リポジトリの公開を開始し、本学の教育研究活動の発展に資するとともに、知的生産物を広く社会へと提供することにより社会貢献に努めている。

評価項目③
研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。
＜評価の視点＞
・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図る

学生教育に資する費用として、2012（平成 24）年度から教育費という名目で、学長予備費の中から支給しており、2015（平成 27）年度からは教育のみならず研究費として使用することが可能となっている。このほか学内の競争的資金として、大学院プロジェクト研究費の公募を行い、採択されたものは重点研究として研究費を配分している。

教授に対して個別の研究室を配置しており､准教授以下は原則共同研究室となっている。授業及び診療に支障がない範囲で研究活動を認めており、学会発表や研修等の出張は自由に申請可能であり、出張費は年間の研究旅費から支給している。また、科学研究費補助金獲得の促進のために､「競争的資金獲得・研究推進支援委員会」を設置している（根拠資料 8-8)。2019（令和元）年度には大学院付置施設として「附属中央研究支援センター」を設置し、研究活動のサポート体制の充実化を図っている（根拠資料 8-9)。現在は、大学院競争的資金獲得・研究推進支援委員会が中心となって、若手研究者の申請調書作成支援を行っている。

なお、講座や教員の負担を軽減するために、2013（平成 25）年度より TA 制度に加えて、講義の出欠管理、オンデマンド講義の準備・動画管理等の業務を担う教育補助員を新たに導入している。

以上のことから、研究活動を支援するための制度及び体制は整備されており、研究活動の推進に資する環境が形成されている。

健全な研究活動のために必要な措置

研究費の不正使用に関しては、2014（平成 26）年「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（文部科学省)」の改定を経て、2021（令和 3）年 2 月に再度改定が実施され不正行為への対策強化が進められている。その後も、文部科学省通知等に基づき、体制整備の点検及び運用の見直しが継続的に求められており、研究機関における実効的な不正防止体制の確保が一層重視されている。これを受け、公的研究費の不正防止に関する規程および学内の責任組織体系の改正などを行ってきたが、2022（令和 4）年度には学校法人神奈川歯科大学競争的研究費管理・運営体制規程（根拠資料 8-10）を改正し、研究活動における不正行為防止等に関する規程「学校法人神奈川歯科大学研究活動行動規範」「学校法人神奈川歯科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」等を整備し、必要に応じて随時改正している（根拠資料 8-11、8-12、8-13)。2023（令和 5）年度も文部科学省の通知を学内に周知し（根拠資料 8-14、8-15、8-16)、これに合わせて関連規程の改正を実

施するとともに、公的研究費コンプライアンス研修（根拠資料 8-17）及び研究倫理教育研修を毎年度実施している。加えて、2025（令和 7）年度には、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく啓発活動の一環として、研究費不正ケーススタディの解説動画を配信した。これらの取り組みを通じて不正防止に努めており、これまで研究費の不正使用及び研究活動における不正行為は発生していない。

研究倫理を遵守するための取組

世界医師会（WMA）が採択したヘルシンキ宣言（人を対象とする医学研究の倫理的原則等）が示す倫理規範や、厚生労働省・文部科学省・経済産業省による「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を踏まえ、「学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程」を制定し、専門性の高い外部委員を含む「研究倫理審査委員会」を定期的に、また必要に応じて開催している（根拠資料 8-18、8-19）。さらに、利益相反については「COI 委員会」を開催している。研究倫理審査の申請手順や利益相反の取り組みについては、大学ホームページで公表し、研究者に対して周知している（根拠資料 8-19、8-20）。定期的な研究倫理教育のために、「FD・SD 委員会」が主体となり、研究に携わる教職員全員に受講を義務付けた研究倫理教育を実施している。これは、FD の一環として、新型コロナウイルス感染症の流行以降、オンデマンド配信や外部講師が作成した収録動画の配信により行っているものである。なお、受講の成果は受講後の理解度テストで確認・評価している。歯学部では、初年次に実施する倫理教育の科目に加えて、２年次以降においても社会歯科学や実習開始前のガイダンスなどで反復して倫理教育を行っている。また、大学院歯学研究科では 1 年生前期の大学院共通科目「研究基盤学（根拠資料 4-107）」において研究倫理に関する講義を実施して研究倫理意識の涵養に努めている。
以上のことから、研究に携わる教職員や学生に対して、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じているといえる。

評価項目④
教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

参加型臨床実習開始前の臨床教育を行う実習室は、毎年整備して教育活動の促進を図っている。実習室が集中している 1 号館は、開設以来 20 年以上を経過しており、視聴覚用モニターの更新や、タービン等の整備・更新が欠かせない。実習室管理費として年間 800 万円を、実習費として年間約 800 万円を配分し、学生実習の充実に努めている。また、2019（令和元）年度には、共用試験や自己学修等で利用できるよう ICT 教育のさらなる充実化に向けて PC ルームを 1 号館 4 階に整備した。

また、共同実験施設（実験動物施設、組織培養室、超微構造研究室、遺伝情報解析室）

の運営費として毎年約 3,500 万円程度が予算配分されている。この他に競争的資金の約 3 割である間接経費が研究のための経費として研究環境の整備に資されている。
教育費（研究費に転用可）は教授から助手まで職位により配分（教授70,000円、准教授50,000円、講師・助教40,000円、助手10,000円）し、学生教育（2015（平成27）年度からは研究費として使用可）に資するものとした。ほかの研究予算は、大学院生、研究生の授業料の半額を各所属分野に支給している。また、毎年度、大学院プロジェクト研究費として、公募を行い（根拠資料8-21）、重点的に研究費の配分を行っている。2023（令和5）年度は理事長直轄の新ビジネス委員会で認定され開設された2つの研究所（唾液研究所とAR/VR/空間再現技術研究所）に関連する研究、科学研究費補助金申請で不採択となった研究や申請前に行う予備的研究に対する支援、助教として勤務を希望する助手で博士号の取得を目指す人を対象とする研究への助成を行った（1件50万円　採択件数16件）。
2024（令和6）年度は、唾液に関連する研究、AR/VR/空間再現技術研究、科学研究費補助金申請支援、教員育成支援の4つの研究課題を公募した（1件50～100万円　採択件数16件：根拠資料8-22）。2025（令和7）年度は、同様に4つの研究課題を公募し、1件50～100万円、採択件数13件であった（根拠資料8-23）。

研究室の確保については、教授には 1 部屋を割り当てている。准教授については 1 部屋を割り当てている分野もあるが､原則として准教授以下については共同研究室としている。研究支援については、学会発表等の出張について予算の範囲内で自由に申請できる、授業および診療に支障がない範囲において研究活動を推奨するなど、支援する体制をとっている。また、研究専念期間については、本学としては特に設定していないが、働き方改革の観点をも踏まえ、検討を進めているところである。

2013（平成 25）年度からティーチング・アシスタントの他に、教育補助員を配置し、学生の出欠調査や授業補助、e-Learning 用データの収集等を担当し、教職員の活動を支援している。

教員の研究活動に必要な学会及び研修会での発表や参加は、国内外を問わず制限しておらず、これらに係る費用は大学から支給される年間の研究旅費から支出することを認めている。また、学内に競争的資金獲得・研究推進支援委員会を設置し、外部委託による科学研究費助成事業の申請支援などを行うことで､教員の研究費獲得を積極的に支援している。

2018（平成30）年度には、公的研究費の申請等を含む研究全般の管理業務について、大学院教育研究部による支援が行えるよう、事務組織の再編を行った。これにより、外部資金の管理強化が図られるとともに、外部資金をより積極的に獲得するための支援体制を整えた。また、2019（令和元）年度より中央研究支援センターを設置し、論文投稿、実験、統計などに関する研究サポート体制の充実を図っている（根拠資料8-24）。

各種法令等で必要とされる定期点検を実施しており、この定期点検の結果をもとに総務課において修繕計画を立案し、財務課の予算計画に反映させて、教育研究環境の整備に努めている。

科学研究費助成事業等の競争的資金の獲得状況、公的研究費コンプライアンス研修および研究倫理教育研修の受講状況並びに理解度等については定期的に把握しており、公的研究費の機関内責任者会議において毎年度検証するとともに、次年度の不正防止計画の検討も行っている。

２．分析を踏まえた長所と問題点

１）教育環境の面においては、自主学修スペースが総合歯学教育学講座（教育学分野）近くに確保され、学生からの質問や相談を受けやすい環境が提供されている。また、e-Learning 及び KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）の活用などにより、学内外を問わず授業の再確認や復習ができるようになり、多くの学生に利用されており主体的学修の促進に貢献している。キャンパスセンター内には、学生のための 24 時間利用可能な学修スペースも設置され、主体的学修が今後さらに推進することが期待される。

また、附属病院では旧病院と比較して大幅な教育機能の強化が行われた。7 階にはワンフロアーを使用して教育用施設が配置され、臨床実習生用の教室（スチューデントドクタールーム）と、周囲に PBL 等グループ学修等で使用するための 11 室の小研修室が設置されている。隣接してチューターとなる教員の常駐スペース、支援事務室も配置され、診療参加型臨床実習充実化の一助となっている。また、直ぐ上階の 8、9 階には臨床系全講座教員の医局が設置され、学生が教員にアプローチしやすい環境を構築することにより、学修の効率化がはかられたことは本学の特色といえる。さらに、臨床実習が行われる各診療エリアにも、PBL やセミナーを開催できる学生カンファレンスルームを設置して、臨床の場と教育の場を近接させることで、実習で得た知識や疑問等をリアルタイムで整理することが可能となった。教職員以外の研修歯科医や医員とも交流し易い環境となり、年代の近い歯科医師との交流により、将来像が描きやすいことも特徴の一つとなっている。3 階の診療部門では、インプラントや歯科用 CAD/CAM システム、マイクロスコープによる治療も見学でき、高度先進歯科医療に触れることができる。病院内で知識・技能・態度を養える環境を整備し、将来を担う歯科医師の育成に取り組んでいる。

２）図書館サービスの向上を図るため、「ラーニング広場」を設置している。教育・研究・学修支援のサポート体制を確立し、且つ多様な閲覧環境の設備整備を充実させ、学生の学びの質を高める学修環境が構築できている。歯科医師国家試験対策として各種問題集を取り揃え、利用に供している。

３）研究環境の面では全教員や大学院生が共通に使用できる機器が増加し、新たな研究成果を得られるようになっている。そしてそれらの機器を統括して維持管理するとともに、研究の充実化、環境整備に努めている。2019（令和元）年度からは新たに中央研究支援センターが設置され、専任者を配置して論文投稿、実験、統計処理などに関するサポートを受けられるようになり、研究者支援体制も強化されている。

問題点としては、キャンパス施設・設備の老朽化が進んだことから、改善および改修が必要となっている。予算規模が大きな施設・設備の維持・管理にあたっては、優先順位の高いところから順次建て替えや、補強・補修工事などを行っているが、附属病院と本部棟の移設を完了したものの、現在まだキャンパス改造計画の推進中であり、引き続き実行していくことが必要である。バリアフリー対策としての建物出入口へのスロープ設置や多目的トイレの設置などが構造上できない建物については、新築や大規模な改修工事の際に対応せざるを得ない状況となっている。さらに、建て替えを終了していない建屋についても、2024（令和 6）年 1 月にキャンパスセンターを新築し耐震化率の向上となったが、今後も

耐震のための補強工事や建て替えなどが必要となってきていることから、中長期計画として対処を急ぐことが望まれる。

加えて、教育研究等環境の整備に当たっては、施設・設備面での整備、AI や ICT の活用による教育研究支援環境の充実も重要である。この点について、本学では 2025（令和 7）年度に Google AI Pro for Education を導入し、助教以上の教員を対象として一括契約を行った。Google AI Pro for Education は、Google Workspace for Education に追加して利用する教育機関向けの生成 AI サービスであり、Google の生成 AI である Gemini を、Gmail、Docs、Drive、Meet、Forms 等の Google Workspace 上で活用できるほか、NotebookLM 等の AI 機能も利用可能とするものである。これにより、教員は、授業資料や文書作成の補助、情報の要約・整理、アイデア出し、教育研究に関する下調べ、会議や打合せ内容の整理等に生成 AI を活用でき、教育研究活動の質的向上と業務の効率化を図ることが可能となった。また、本サービスは、教育機関向けの管理機能や保護機能を備えており、管理者による利用範囲の設定や利用状況の把握が可能であるとともに、入力データが AI モデルの学修に用いられないなど、教育機関における利用を前提とした運用がなされている。こうしたことから、本学においても、教育研究活動を支える AI 活用基盤の一つとして整備を進めている。今後は、教員による活用を基盤としつつ、職員にも AI の活用を広げ、教育研究活動を支える業務環境の高度化・効率化を図っていく必要がある。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

教育研究環境について、大学設置基準には十分対応した環境が整備されている。しかしながら、施設の老朽化を生じつつあることから、2017（平成29）年度においては築40年ほど経過し、耐震強度についても問題が高かった附属病院の新築、移転が行われた。また、本部棟については「本部棟建築検討委員会」を設置して、2023（令和5）年度内の完成を目指して建築が進められ、2024（令和6）年1月に移転が終了している。1階には学生が使用する学修スペースも設置し、24時間開放している。2025（令和7）年にはエネルギー削減として3号館のLED化を行った。今後も、国などからの補助金の活用等についてできる限りの工夫を加えながら中長期の予算計画を立て、施設の整備を進める必要がある。現在、老朽化が激しい研究棟の新設準備も開始されており、具体的な計画立案に着手していることから、引き続き計画的に準備を進めることが重要である。

研究用機器備品及び研究用施設・設備の保守については、科学研究費助成事業の間接経費等を有効活用し、優先順位の高い共用のものから整備を行っている。整備に当たっては、研究者からの要望に基づき、知的財産・間接経費検討委員会において優先順位等を審議の上、執行している。また、間接経費の使途については、本学のインテリジェントキャンパスにおいて間接経費の経理に関する報告書を公開している（根拠資料 8-25）。

一方で、購入する機器等に関する優先順位や購入可否の基準については、必ずしも明確ではなく、現時点では一定の公募期間を設けず、個別に購入希望が生じた案件ごとに知的財産・間接経費検討委員会で審議している。今後は、改善要望も踏まえ、購入可否の基準設定、募集期間の設定及び周知方法の明確化等について検討し、研究者に対してより透明性の高い形で還元されるよう見直しを進める必要がある。

第9章 社会連携･社会貢献

評定：A

１．現状分析

評価項目①
社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。
＜評価の視点＞
・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学では、「社会連携・社会貢献活動に関する方針」を以下の内容にて策定し、大学ホームページおよび教職員専用ページにおいて公開し周知している。

社会連携・社会貢献活動に関する方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神実現のために、広く社会と連携し、社会に貢献するため、以下のとおり社会連携・社会貢献活動に関する方針を定めます。

1. 研究成果の社会への還元
１）論文・報告等を通して研究成果を広く社会に公開します。
２）学術集会・講演会等の適切な開催を支援します。
2. 社会に向けての教育研究活動
１）教育研究活動の情報を発信します。
２）公開講座・職業体験・オープンカレッジ等を通じた教育活動を行います。
３）医療情報の発信を推進します。
3. 本学支援者・卒業生等とのネットワーク構築
１）大学新聞等を通じて情報を配信します。
２）同窓会を支援し、卒業生等へ情報を配信するとともにネットワークを構築します。
３）白菊会・保護者等とのネットワークを構築し、情報交換をします。
4. 地域社会との連携活動推進
１）地域における防災・減災活動へ協力します。
２）激甚災害発生時の活動に協力します。
３）地域自治体・産業界・学校等との連携をはかります。
４）地域開放型イベントを開催し住民との連携を深めます。
5. 社会貢献のための神奈川歯科大学基金の拡充
１）神奈川歯科大学基金を充実させます。
２）奨学制度を充実させます。
３）研究活動を支援します。

2018（平成 30）年度に法人の常設委員会として社会連携・貢献委員会を設置し、「社会連携・社会貢献活動に関する方針」（根拠資料 9-1）に基づき、取り組みを進めている。

（1）地域における産官学連携の推進について

2021（令和 3）年に横須賀商工会議所との間で「歯の健康から認知症予防まで」をテーマに「横須賀商工会議所と神奈川歯科大学との健康経営の推進に関する協定」（根拠資料 9-

2）を締結し、2022（令和 4）年度以降も附属病院と連携しつつ、各種健康情報の発信、横須賀ロータリークラブでの本学教員による複数回の講演実施などを実施している（根拠資料 9-3)。

認知症分野では、2026（令和 8）年 3 月 2 日に横浜・横須賀地区弁護士会向け講演会を開催し、知見の普及を図った。加えて、2026（令和 8）年 4 月より産官学連携の「音声会話型 AI システム」臨床研究を開始し、軽度認知症患者への会話促進による改善効果の実用化を目指している。

その他、2021（令和 3）年には、本学の保有する AR 技術を広く地域に還元するという考えに基づき、横浜市等との間で、「災害時の避難支援アプリ制作に向けた産学官連携プロジェクト推進に関する協定」（根拠資料 9-4）を締結し、産学官連携により、2022（令和 4）年 3 月、「横浜市避難ナビ（無料アプリ）」（根拠資料 9-5）を配信し、地域の方々に広く利用されている。 横須賀市避難ナビについては今後に検討する予定である。2022（令和 4）年 4 月には、横須賀市消防局との学官連携により、VR 地震体験及び AR 煙・消火体験により、災害発生時のリアルなシミュレーションを体験した市民が、事前に被害を軽減する取り組みを進め、災害時における適切な行動がとれるようになることで、今後発生が懸念される大規模災害における人的被害が軽減されることが期待されている。

なお、2022（令和 4）年に開催された「ねんりんピックかながわ 2022」においては、横須賀市が主催する卓球大会会場に、タブレットを用いて４つの簡単なテストを行い脳の状態をチェックする「のう KNOW ブース」と「VR と AR を用いた防災アプリ体験ブース」を本学から出展するなどの協力をした。また、2023（令和 5）年の 12 月に開催された「理工系の未来を考えるディスカッションイベント“かながわ　ゆめ　みらい”」に教職員および学生が参加し、医学・薬学・環境・科学など理工系分野の問題点を行政、企業、専門家、高校生等と話し合い、解決の糸口を探すことに貢献した。2024（令和 6）年 12 月には歯科医療の未来等について、2025（令和 7）年 12 月には、歯科医療が支える健康長寿の重要性を紹介した。2024（令和 6）年 10 月には三浦市医師会主催の在宅医療ミーティングにおいて、本学教員が「摂食嚥下機能評価と食支援のポイント」と題して講演し、高齢者の自立支援について協力した。

防災においては、緊急災害時に体育館を帰宅困難者一時避難場所として開放するという防災協定を横須賀市と締結しているほか、横須賀市浦上台の神奈川歯科大学馬堀グラウンドは広域避難地になっている（根拠資料 8-3)。

更に、2023（令和 5）年には、地域における産官学連携の一環として、地域ボランティア（奉仕）活動への学生参加を企画し実践することができた。具体的には、本学の学生（歯学部・短大＜看護・歯科衛生＞）が社会に貢献できる医療人を目指している中でボランティアの精神は極めて重要な素養であることから、その涵養のために横須賀ロータリークラブ主催の地域・社会ボランティア活動への参画を 2023（令和 5）年度に続き企図し、2025（令和 7）年 11 月には「ポリオ根絶募金活動」に学生等が引き続き参加し、ポリオ根絶への理解促進とより多くの募金を集めることに寄与できたほか、2026（令和 8）年 3 月には、「10,000 メートルプロムナードクリーン作戦」にも引き続き参加し、横須賀市内の清掃活動を総勢約 500 人の仲間たちと行った。この両ボランティア活動には、横須賀ロータリークラブ会員の方々のほか、地元の高校生やボーイ＆ガールスカウトの子供たちが多く参加

しており、地域・社会への貢献に加え、こうした高校生や子供たちとの交流を深めることもできた。この横須賀ロータリークラブが主催する年２回のボランティア活動への参加は、2023（令和５）年度からスタートし、2025（令和７）年度も引き続き学生・教職員が参加・定着を図ることができ、地域や社会の課題解決等に貢献し、本学の地元密着の精神の下、その存在価値を着実に高めることができた。

本学は2025（令和７）年度も引き続き横須賀ロータリークラブ主催の地域ボランティア活動に参加し、参加者も年々増えている。これらの活動を通じて、ボランティア精神の広がりと、医療人として大切にすべき「愛の精神」を実践していると言える。

（2）地域学校との連携強化

2026（令和 8）年度に発足した高大接続推進部門がそれまでの企画推進室が担っていた地域学校との連携強化を進め、多くの高校訪問や高等学校等との教育連携協定を締結し、さらには中等教育生徒向け各種体験プログラムの提供を通じた交流促進を継続して実施している（根拠資料9-6、9-7、9-8）。具体的には、2023（令和５）年６月には「善牧学園」、同８月には「桜美林大学」、同12月には「捜真女学校中学部高等学部」、さらに2024（令和６）年１月には「麻布大学」と教育連携等を締結し、同９月には「千代田教育グループ」、11月には「シミックホールディングス」と連携協定を締結したほか、12月には、本学と高校の特性を利用し合う「系属校化」を企図し、「学校法人緑ヶ丘学院」と本学初となる系属校協定を締結した。両校間においては、学生・生徒および教職員の交流、施設の相互利用、連携授業の実施等、包括的連携協定に基づく取り組みを進めており、入試における系属校枠や学納金減免制度を導入している。既に、緑ヶ丘学院の進学説明会やオープンキャンパスを本校にて複数回実施しており、本学のイベントへ緑ヶ丘学院の生徒がスタッフとして参画するなど、具体的な交流が開始されている。なお、2023（令和５）年12月には新たに募集広報部を設置し、高大接続推進部門と協調しつつ地域学校との連携強化に取り組む体制の強化が図られた。また、従来から地元中学生の職業体験などの受け入れを実施してきているが、横須賀ロータリークラブとの連携による地元中学生のための職業体験学修も2023（令和５）年度に続き協力・開催し、2024（令和６）年度は昨年度の１日間開催から２日間開催とし、更にプログラム内容も充実させ、2025（令和７）年１月に開催し、中学生の職業観等の醸成に貢献した（根拠資料9-9）。

2025（令和７）年度には、C・C プラン（コンソーシアム＆コンステレーション）のもと、連携体制を一層強化した。具体的には、6 月「湘南学園中学高等学校」、「西武学園文理中学・高等学校」、8 月「流通経済大学附属柏中学・高等学校」「成美学園高等学校」「不二聖心女子学院中学・高等学校」、10 月「中村中学・高等学校」、12 月「江戸川学園取手中学・高等学校」、2026（令和 8）年 2 月には「湘南白百合学園女子中学・高等学校」「清泉女学院中学・高等学校」「相洋中学高等学校」と協定を締結し、相互にメリットのある関係構築を進めている。また、新たな学知創造を目的とした単科大学の強みを生かしたコンソーシアム大学間連携については、日本工業大学、ビューティ＆ウェルネス専門職大学、麻布大学、そして既に連携している桜美林大学を加えた 5 大学により、2026（令和 8）年度に協定を締結し、高齢化社会への対応や新たな職種創出を目指す取り組みを進めている。さらに、2025（令和 7）年度の新規事業として、本学学会との共催により 8 月に「KDU STEAM

FORUM」を開催した。中高生のための“学会”をコンセプトとし、各校の探究活動を発表する場として提供した。11 月には横須賀市 PTA 協議会との共催で「キッズジョブヨコスカ」を実施し、地元企業 36 社が参画。地域の小中高生が企業での仕事を体験し、キャリア教育の機会を提供した。12 月には一泊二日の「DENTAL キャンプ」を初開催し、連携校の生徒に対し学部学生と同等レベルの講義や実習を提供することで、歯科医療の魅力を深く体感させる機会となった（根拠資料 9-10）。

教員は、国や地方公共団体、医療機関や研究・学術団体、歯科医師会等からの講演やセミナー講師、委員派遣等の要請に応じ、教育研究の成果を社会に還元している。

他大学への講師派遣も行い、高等教育のエキスパートとして、近隣・遠隔の大学、看護学校及び歯科衛生士学校の非常勤講師として授業を担当し、地域社会の教育向上に寄与している。

(3) その他の社会貢献について

大学、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターでは、社会連携・社会貢献に関して明らかな方針を定めており（根拠資料 9-12、9-13、9-14）、患者様に対する質の高い医療の提供を目指し、地域との連携医療の推進を図っているほか、講演会・公開講座の開催や外部主催公開講座への講師派遣などを通じ社会への情報発信にも努めている。

大学では、社会人を対象とした授業等は行っていないが、1998（平成 10）年度から医療系大学の特色を生かし、地域市民の多様で高度な学修要求に対応する市民公開講座を開催してきている。テーマ等は各講座開催時のアンケート結果等を踏まえ、市民の要望を十分に反映させるとともに、本学の専門性を活かした医学及び歯学関連のものから、最先端の研究内容等を含めた幅広いものとなっている。さらに同窓会主催の学術講演会を 2023（令和 5）年度は 5 回、2024（令和 6）年度は 6 回、2025（令和 7）年度は 5 回開催し、本学の教員派遣や会場の提供などを行っている（根拠資料 9-15）。

附属病院では、学外組織との適切な連携体制を構築するため、2001（平成 13）年から他の医療機関（診療所等）との連携の窓口として設置した「地域連携室」を、2011（平成 23）年からは開放型病院（オープンシステム）として再スタートし、病診連携推進のための交流会やオープンセミナー等を開催して地域社会との連携に取り組んでいる（根拠資料 3-9、9-16）。また、2011（平成 23）年度から神奈川歯科大学同窓会との共催によりオープンシステムの一環として、地域医療関係者向けに研究成果に基づく先進医療に関するトピックスを交えた講演会やシンポジウムを開催している。また意見交換の場としての交流会も開催してきている。

2021（令和 3）年にはオンライン相談窓口を開設し、開放型病院（オープンシステム）から開放型病院（オンライン共同医療システム）へと改変し、病院と診療所が連携して相互に情報を交換し合い、患者様に対してより質の高い医療を提供するシステムをスタートさせた。

また、同年からはホームページも活用しつつ、地域に開かれた次世代の歯科大学病院をスローガンとし、医科・歯科連携医療への期待に応えるため、市民健診・特定健診、企業健診、人間ドックの利用を一段と推進している（根拠資料 9-17）。

2002（平成 14）年に設立された附属横浜クリニック・横浜研修センターにおいては、社

会連携・協力体制は附属病院に準じて 2012（平成 24）年から「地域医療連携室・広報室」を開設し、地域医療との連携を図ると共にその広報活動に努めている（根拠資料 9-18、9-19)。また、医歯学関連のセミナーを定期的に開催し、広く医療従事者や一般市民にも利用されている。地域医療連携室は、公開講座や医歯学関連のセミナーを定期的に開催し、講師は外来講師及びクリニック内講師が務め、広く医療従事者や一般市民にも利用されている（根拠資料 9-20)。

歯学部社会歯科学系法医学講座歯科法医学分野では、1995（平成 7）年から DNA 鑑定を日常的に行い、警察・裁判所・検察庁・政府機関などから、現在まで 1,300 件を超える鑑定嘱託を受けているほか、鑑定に伴い、証人として裁判などにも協力している。さらに、COVID-19 パンデミックによる中断期間はあったものの、神奈川県警察や海上保安庁からの要請を受けて、毎年警察官や海上保安庁職員への法歯学鑑定講習会なども実施している。

国家的事業への協力としては、2004（平成 16）年より厚生労働省の推進する戦没者遺骨の DNA 鑑定に対して鑑定機関として協力、2026（令和 8）年度から同省の「DNA 鑑定専従技師による DNA 鑑定事業」に大学として契約、本格的に鑑定作業を開始する。

教育研究成果は、2013（平成 25）年度から本学大学院にて学位授与された学位論文の内容要旨と最終審査の結果要旨、学位論文全文（一部）を、大学院ホームページ上に公開してきた（根拠資料 4-109)。現在では、2016（平成 28）年度から運用を開始している「神奈川歯科大学リポジトリ」にて公開し、広く社会に情報を発信している（根拠資料 9-21)。

リポジトリについては、教育研究成果のさらなる登録増加を目指し、オープンアクセス方針の策定に向けた取り組みを行った。

評価項目②
社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2018（平成 30）年度に社会連携・貢献委員会を設置し、社会連携・社会貢献活動に関する方針（根拠資料 9-1）に則り、社会連携・社会貢献の適切性についての点検と、改善・向上への取り組みを行ってきている（根拠資料 1-17)。すなわち、各部署における様々な取り組みが的確に把握できるようになったほか、将来に向けた改善に繋げることが可能な体制が整備できた。やや敷衍すると、2021（令和 3）年度に近隣学校、自治体、地域企業等との連携を強化した様々な取り組みをスタートし、2022（令和 4）年度に「社会連携・貢献に関する方針」が策定されているほか、2023（令和 5）年度からは従前からの地域・社会貢献への取り組みを継続するとともに、教職員のみならず学生も地域貢献(ボランティア活動)に参画できる仕組みを策定し、更なる発展へと大学全体の地域連携・社会貢献活動の改善・向上を図り、2025（令和 7）年度にはそうした取り組みの定着を図ることができた。

２．分析を踏まえた長所と問題点

大学、附属病院、横浜クリニック・横浜研修センターなどの各主体が、それぞれの特色を生かし、より一層地域との連携や貢献活動を積極的に推進できるよう取り組んでいる。病診連携を含めた地域医療関係者ならびに市民等に対する情報発信を継続的に実施し、教育研究成果について広く社会へと発信に努めている点について、今後も各分野・専門領域で推進されている社会貢献活動を継続して推進していくことで、さらなる発展が期待できる。

地域の口腔保健の向上を目指して、近隣地域の乳幼児に関する歯科健康管理活動に従事し、藤沢市の介護予防事業等にも積極的に協力している。また、神奈川県の歯科保健条例に基づく「歯及び口腔の健康づくり推進委員会」や神奈川県摂食機能支援事業において摂食相談及び実技研修を実施してきている。

全国的には静岡県歯科医師会が行う地域保健推進事業への参画、東京都や静岡県が実施した健康づくり事業や特定健診・特定保健指導の指導者育成、ならびに神奈川県、静岡県、沖縄県の歯科医師会設置の障害者歯科医療機関と障害者施設において歯科診療の指導、歯科診療及び摂食指導等を行っている。

さらに、公的事業への委員の配備、ならびに Doping Control Medical Officer としてドーピングコントロール検査を実施している。

災害歯科医療の分野では災害時の歯科医療支援のみならず、歯科医療機関における防災対策や減災対策に寄与する研究を継続している。

本学の法医学講座は、全国歯科大学・歯学部 29 校で 3 番目に設置された歯科法医学教室を端緒としており、現在は法医学分野・歯科法医学分野、さらに神奈川剖検センターを併設し、剖検専用マルチディテクターCT も設備して医学部を併設しない歯学部では唯一、解剖による死因究明を行っている。また、豊富な人材により各地歯科医師会や警察からの要請に応じ、災害時における歯科鑑定の研修会等を毎年複数回継続して実施していることなどが本学の特長といえる（根拠資料 9-9)。

また、教育連携で高等学校あるいは大学・企業等と締結し、「系属校化」の推進など、さらなる地域との連携を強化することを図っている。

大学院歯学研究科においては、「神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定」に基づき教育・研究の連携を模索してきたが、本学での学生の受け入れや他大学院生による授業科目の履修等、未だ実績が出ていない。

この主な要因として、本学の大学院生の多くが臨床業務と研究活動を両立しており時間的な制約が大きいことや、他大学の開講科目特に歯学以外の分野に対する関心が必ずしも高くないことが挙げられる。

上記の課題を踏まえ、現在の協定の意義や実効性について再評価と見直しを行った結果、本学のカリキュラム等に即した実施が困難であると判断し、同協定については退会した。今後は、実質的な交流や近隣企業・大学等との共同研究の推進を図るため、本学が所属する「横須賀地域研究機関等連絡協議会」のネットワークを活用し、現在一部で実施している研究協力を基盤としながら、本学のニーズに即した実効性のある地域連携・学術交流を模索していく。

歯科ボランティア活動は、同窓会活動に大学が協力する活動が大部分であることから、大学が主体となる活動も必要である。国際交流も東アジアでの活動は活発であるが、より

広範囲にわたってのグローバルな展開も期待される。

中学生や高校生、時に小学生を対象とした地域初等中等教育機関との連携が加速度的に推進され、職業体験や体験プログラムによる生徒、児童の受け入れが年々増加してきていることは、地域貢献や高大接続の観点から高く評価されるべき取り組みである。一方、良質なプログラム等を提供するためには、多くの人的資源と時間を必要とすることから、プログラム等の充実化に伴い教職員の負担は益々増加してきている。働き方改革により、教職員の労働時間が厳しく制限されるようになった現在、可及的効率を高めつつ良質な社会連携・社会貢献を提供するために、不断の創意工夫と努力を継続する必要がある。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

社会連携・社会貢献は、学校法人全体の取り組みとして、大学、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターそれぞれにおいて、各地域との連携を着実に拡大してきている。大学、附属病院所在地の横須賀市においては、三浦半島の特性から地域に密着した連携と研究の推進、さらに防災に対する連携などが多岐にわたって実施されている。

また、災害歯科医療と法医学に関連した鑑定・剖検・教育等を通じた社会貢献は意義が高く、外部からの非常に高い評価を受けていることは本学の優れた特徴であることから、今後も益々の発展が期待される。

世界や日本全国との連携や協力をさらに発展させるためにも、現在行っている地域密着型の連携を確実に行っていくことが大切であり、それを実現するために教職員の意識と認識を高めることをはじめ、大学・大学院における教育の質向上と多くの優秀な学生を集めるための継続的な努力が必要である。

第 10 章　大学運営･財務(1)大学運営

評定：A

１．現状分析

評価項目①
大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

＜評価の視点＞

・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

学校法人神奈川歯科大学寄附行為第 7 条第 1 項 1 号で神奈川歯科大学学長が 1 号理事として定められ（根拠資料 1-1)、神奈川歯科大学学則第 47 条に「学長は、本学を代表し、本学の教育理念に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定められている（根拠資料 1-2)。また、神奈川歯科大学学長選考規程に、資格、任期、選考方法等が明示され、規程に基づいた運営が行われている（根拠資料 6-5)。

学長を補佐する副学長については、神奈川歯科大学学則第 48 条第 1 項に副学長を置くことが定められ、同条同項第 2 号に「副学長は、学長の職務を補佐する。」、同条同項第 3 号に「副学長は、学長の命を受けて校務をつかさどる。」と定められている。また、神奈川歯科大学副学長規則（根拠資料 6-3）には、資格、任期、選任方法等が明示されており、3 名以内の副学長が指名され、学長の職務を補佐して業務を分掌している。

教授会は、神奈川歯科大学学則第 51 条に「本学に教育・研究上重要な事項を審議するため教授会を置く。」と定められている。また、構成員については同学則第 52 条に「本学教授会は、学長・副学長及び専任教授並びに科目担当責任教員をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた者は教授会に出席し、かつ、意見を述べることができる。」と定められており、その構成員にて、同学則第 53 条により「教授会の審議する事項については、別に定める。」とされ、別に定められた神奈川歯科大学歯学部教授会規程（根拠資料 6-7）第 5 条第 1 項により「教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と規定され、適切に役目を果たしている（表 1)。

表 1　教授会審議事項（学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの）

(1) 学生の入学・卒業・再入学・編入学に関する事項
(2) 学位の授与
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める。

また、同規程第 5 条第 2 項には「教授会は、以下の事項について審議し、学長の求めに

応じ、意見を述べることができる。」と規定されている（表 2)。

表 2　教授会審議事項（学長の求めに応じ意見を述べることができる）
(1) 教育課程編成
(2) 学生の進級・休学・退学・復学・転学・除籍に関する事項
(3) 学生の指導・厚生及び賞罰に関する事項
(4) 学則の変更及び教学に関する諸規定の制定・改廃に関する事項
(5) 教員の教育研究業績等に関する事項
(6) その他、教育研究に関する事項

なお、開催については、同規程第 3 条第 1 項により「教授会は、原則として毎月 1 回学長がこれを招集する。」と規定され、毎月ほぼ定例で開催されるとともに、必要に応じて臨時で開催されている。

大学院教授会（根拠資料 3-6）は、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則（根拠資料 1-3）第 48 条に「本大学院に大学院教授会を置く。」と定められ、同条第 2 項には「本大学院教授会は、学長及び研究科長、研究科の各科目を担当する教授をもって組織する。」と定められている。この構成員にて同学則第 49 条第 1 項に「本大学院教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり本大学院教授会が意見を述べるものとする。」と規定されている（表 3)。

表 3　大学院教授会審議事項（学長が決定を行うに当たり本大学院教授会が意見を述べるもの）
(1) 学生の入学・修了・再入学・転入学に関する事項
(2) 学位の授与に関する事項
(3) その他、教育研究上重要な事項については別に定める。

また、同学則第 49 条第 2 項に「本大学院教授会は、以下の事項について審議し、学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定されている（表 4)。

表 4　大学院教授会審議事項（学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる）
(1) 教育課程編成
(2) 学生の学位の認定・休学・退学・復学・転学・除籍に関する事項
(3) 学生の指導・厚生及び賞罰に関する事項
(4) 学則の変更に関する事項
(5) 教員の教育研究業績等に関する事項
(6) その他、教育研究に関する事項

大学内の危機管理は、予想される危機管理に対応するために「危機管理委員会（根拠資料 2-2、10-1-1)」「衛生委員会（根拠資料 10-1-2)」「廃棄物管理委員会（根拠資料 10-1-

3)」「全学防災対策協議会（根拠資料 2-2、10-1-4)」「ハラスメント防止委員会（根拠資料 7-31)」「研究活動における不正行為対策委員会（根拠資料 8-13)」「個人情報保護委員会（根拠資料 10-1-5)」「研究倫理審査委員会（根拠資料 8-18)」「知的財産・間接経費検討委員会（根拠資料 10-1-6)」等を設置し、それぞれの委員会が必要に応じて会議を開催するとともに、研修会や訓練等を実施する実務を担っている。

以上の通り、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営が行われている（根拠資料 10-1-7)。

（教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化）

法人において定められた管理運営に関する方針（根拠資料 10-1-8）により、関係法令を理解し、適切に学内諸規程を整備すること、また、教学ガバナンスの強化と学長リーダーシップの確立のため、教授会および各種委員会を組織し、権限等の明確化をはかることを定めている。

これに対し、法人は、学校法人神奈川歯科大学寄附行為の定めるところにより理事会（根拠資料 1-1）を設置し、法人運営の最高決定機関である理事会の決定に基づき、本法人を運営している。理事会の運営については、学校法人神奈川歯科大学理事会規則（根拠資料 6-6）第 7 条にて具体的な決議事項を明確に定めている。また、理事会と教学組織との円滑な連携を図るため、大学院研究科長や副学長を構成員に加えた「法人運営協議会」も設置されており、運営上の諸課題について情報共有するとともに、迅速かつ円滑な対応を図っている（根拠資料 2-18)。このように、大学と法人組織の権限と責任は明確になっており、同時に効率的で円滑に業務が遂行されるための組織体制を整備している。

（学生、教職員からの意見への対応）

学生からの意見については、クラス主任やクラス担任、事務的窓口である教学部等から、学内委員会として設置している学生支援委員会へと上げられ、内容に応じて対応し審議する体制を整えている。また、教職員からの意見・要望等についても、学内委員会及び法人の常設委員会等において集約、検討がなされ、その内容に応じて相応しい上部組織等に上程して対応がはかられている。

評価項目②
予算編成及び予算執行を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

【予算執行プロセスの明確性及び透明性】

（内部統制等）

予算については、学校法人神奈川歯科大学経理規程第 53 条に、目的として「予算は、教育・研究その他の学事計画と密接な関連をもって、各部門活動の円滑な運営を図るとともに、明確な方針のもとに全般的調整を経て編成されなければならない。」と定められている（根拠資料 10-1-9)。また、編成から執行についても同規程第 54 条から 67 条までに予算編成・予算執行・予算責任者・予算委員会等が定められている。同規程 53 条から 67 条に基づいて理事長により編成された予算については、理事長においてあらかじめ評議員会の

意見を聴取したうえで、毎会計年度開始前に理事会の議決により決定している。
以上のことから、本学の予算編成及び予算執行は寄附行為（根拠資料 1-1）に基づき、適切に行われていると判断される。

（予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定）
法人予算の大部分は、事業の継続及び施設・設備の維持等の固定費が占めており、定期的な見直しが行われている。国家試験対策や学生募集に関わる予算配分が近年増額傾向にあることについては、費用対効果の検証による一定の評価が必要であると考えられるが、効果分析にはある程度の期間のデータ蓄積と比較及び相関性の分析が必要となるため、中期的な課題として検討を進めたい。

評価項目③
法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。
＜評価の視点＞
・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）活動を組織的に実施しているか。

【大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置】
（規程の整備）
事務組織については神奈川歯科大学学則第 49 条に「本学の教職員については、別に定める。」と明記され、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第 52 条に「本大学院の事務を処理するために、事務局を神奈川歯科大学におく。」と明記されている。また、その構成・職位・決裁・業務分担については、学校法人神奈川歯科大学処務規程及び神奈川歯科大学処務規程により定められており、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう編成されている。（根拠資料 10-1-10、10-1-11）。

（職員の採用及び昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用状況）
事務職員の採用については、学校法人神奈川歯科大学事務職員及び医療職員任用規程（根拠資料 10-1-12）に基づいて行われている。職員の採用について具体的には、職業紹介ウェブサイトやハローワーク等を利用し広く一般公募しており、総務部人事課の担当者が書類選考をした後、配属先が見込まれている場合は、その部署の実務担当者及び所属長を加えた面接試験を実施している。また、同時に、適性検査や学力試験を行い総合的な判断により最終候補者を選定し、法人事務局長を含めた最終面接を経て理事会に上程し、採用の可否を決定している。
なお、事務職員の昇格に関する諸規定の整備について検討を進めた結果、学校法人神奈川歯科大学事務職員昇格規程及び学校法人神奈川歯科大学事務職員昇格細則等を制定し、

2022（令和 4）年 4 月 1 日付施行した（根拠資料 10-1-13、10-1-14）。

（業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備）

教学部において留学生対応のために外国語で応対できる事務職員や、学生相談にあたる臨床心理士、公認心理士の資格を有するカウンセラーを専任で配置している。また、主として教学関係の情報を集積・分析することを目的とした教学 IR 室を設置して現在 4 名の専任職員と他分野との兼務ではあるものの教員も配属して、教育の質向上の一助としている。さらに、これまで学生募集業務に関しては、教員と職員から構成される募集戦略委員会を配置して委員会主体の活動が行われてきたが、深刻化する 18 歳人口の減少に加え、歯学部の著しい人気低迷など、学生募集に危機的な状況を生じてきていることから、2023（令和 5）年 12 月に募集広報部を新設し、専任の教授 1 名と兼務の教授 2 名、3 名の専任職員を配属した。2024（令和 6）年度以降、全国的な募集活動がなされ、2025（令和 7）年度は入学者が募集人員を上回る結果となった。

また、総務課内に企画推進担当者を配置して大学全体の広報を企画推進し、的確かつ迅速に地域やステークホルダーに情報発信するための機能強化を図っている。

（教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働））

教学組織や大学運営における教職協働については、ほぼ全ての大学及び法人の常設委員会等の構成員に事務職員が委員として参画しており、教員と事務職員が意見交換をできる場を提供している。

（人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善）

法人の常設委員会として教員評価･育成制度検討委員会を設置して検討が行われてきた。評価制度が構築され運用が開始されたものの、被評価者及び評価者双方の負担が過多であることや、職種の違い、臨床を行う教員と行わない教員、所属部署の違い等、もともとの役割が異なる教職員を公平に評価することが困難である等の理由により、継続が困難となり一度中断されるに至った。その後、2020（令和 2）年度に学長主導による持続評価計画プロジェクトが設置され再度検討を進めた結果、以前の評価とは一新された評価制度が構築され、2021（令和 3）年度をトライアル期間として評価制度を運用した。その後は、教職員評価・育成制度検討委員会を中心に、2022（令和 4）年度はトライアルで出た改善点等を見直した上で本格実施し、2023（令和 5）年度以降も運用されている。事務職員についても再開されている。なお、評価に基づき、2023（令和 5）年度からは高評価を得た教職員に対して、学長が表彰を行っている。

評価項目④
大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握している

か。
・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

会計監査及び業務監査については、本学寄附行為第 28 条に基づき、毎会計年度、監査報告書（根拠資料 10-1-15）を作成し、当該会計年度終了後三月以内に理事会及び評議員会に提出されている。

また、自己点検・評価委員会では全学的な内部質保証を担保するため、計画に基づいた自己点検・評価を実施し、その結果については外部有識者による外部評価委員会からの評価を受けたうえで、内部質保証委員会が確認して内容の適切性を検証し、必要な助言を加えて改善・向上に向けた取り組みが行われている。

２．分析を踏まえた長所と問題点

教育研究活動の支援の充実を図ることを目的として、教学部の他に教育企画部と大学院教育研究部が設置されている。また、全学的な組織として教育委員会が組織され、歯学部と大学院間で定期的に情報を共有して改善に取り組んでいることは、本学の長所と考えられる。

FD・SD 委員会では、教職員の資質向上を推進するための方策を立案し、多数の講演会やワークショップを実施して、教職員の意欲や資質の向上のために効果的な改善を支援している。なお、FD・SD の実施方法については COVID-19 への対応としてオンラインでの実施を原則として実施されてきたが、５類感染症扱い移行後においても、参加者の利便性を考慮し、現地開催のみならず録画をオンデマンド視聴できるような、ICT 技術を活用した運用が行われている。

大学院教育研究部においては、博士課程教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司っている。教育部会、学生生活支援部会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進している。

上記のことから、現在重大な問題は発生しておらず、比較的良好な運営が行われているものと考えられるが、既に予測を超えた 18 歳人口の減少が高等教育機関に深刻な影響をもたらしている状況にあることから、学生募集状況の悪化により大学運営にも大きな影響が及ぶことを避けることはできない。学生確保に向けて、様々な対策に取り組んでいるが、今後も状況は益々悪化していくことから、更なる創意工夫の努力を払う必要がある。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は小規模な単科大学であることもあり、学長を中心とする「ガバナンス機能の強化」や大学運営の効率化が進められており、現在のところ概ね良好な大学運営がなされていると判断される。しかしながら、問題点に前述したとおり、今後の大学運営は学生募集状況が厳しさを加える中で、様々な問題を生じてくることが予測される。本学が中期計画として策定している KDU2028 計画が中盤に差し掛かっていることもあり、推定以上の 18 歳人口の減少に加えて歯学部人気が低下している現状を踏まえ、計画の進行状況を中間点検・評価して適正な修正を加えるとともに、更なる強化をはかる必要性が生じている。

第 10 章　大学運営･財務(2)財務

評定：A

１．現状分析

評価項目①
教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。
＜評価の視点＞
・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

KDU2028 計画でも管理･運営上の重点事項として挙げられている「老朽化したインフラの整備」を、中・長期の計画で進めている。最も老朽化が顕著であった本部棟の建て替えを軸とした第 1 次キャンパス改造計画をとりまとめ、学修スペースを目的としたデジタルライブラリーを併設した新本部棟を 2023（令和 5）年 12 月に竣工し、2024（令和 6）年に旧本部棟の解体工事が終了した。なお、計画通り本事業に係る経費は全額自己資金で賄うことができた。

【第一次キャンパス改造計画】

2020年度	基本設計
2021年度	旧附属病院解体・駐車場整備
2023年度	竣工
2024年度	現本部棟解体・外構整備

なお、横須賀キャンパス内には築 50 年を超える建屋がいくつかあり、今後も計画的に整備を進める必要がある。2030（令和 12）年の着工を目指し、第 1 及び第 2 研究棟の建て替え計画の立案を行うため検討委員会を立ち上げた。収支均衡を前提とした資金シミュレーション（根拠資料 10-2-1）のもと、教育研究活動に支障をきたさない範囲内で、無理のない実施計画の立案を進めている。

【老朽化が著しい建屋一覧】

建　　物	取得年	築年数
第1研究棟	1971年	52年
第2研究棟	1975年	48年
短大第1、第2校舎	1977年	46年
図書館	1973年	50年
講堂	1968年	55年

【資金シミュレーションの数値目標】

※1　2030（令和 12）年度までにキャンパス改造積立金を 30 億円積み増し
※2　翌年度繰越支払資金（運転資金）を毎年度 15～20 億円を維持する。
※3　償却前経常収支差額 10 億円以上、経常収支差額 1 億円以上の確保。
※4　人件費比率を 55%以内に抑える。

評価項目②
教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。
＜評価の視点＞
・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

①事業活動収支計算書の推移

収入面で特筆すべき点としては、2025（令和 7）年度決算でも過去最高を更新した医療収入の増収があげられる。歯学部の募集定員充足による学納金収入の増収とあわせて、経常収入全体では、増収傾向が続いており、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤は十分に確保出来ているといえる。

一方支出面では、ロシア・ウクライナ情勢の悪化に端を発したエネルギー価格の高騰による光熱水費の上昇に加え物価上昇の影響により経常経費が増加しており、今後も推移を注視する必要がある。

事業活動収支計算書の推移（法人全体）　（単位：百万円）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	全国平均
経常収入	8,186	8,661	8,649	8,756	8,724	8,998	—
学生生徒等納付金	4,007	3,978	3,919	3,911	3,715	3,749	—
	48.95%	45.93%	45.31%	44.67%	42.58%	41.66%	47.70%
寄付金	23	65	108	32	12	13	—
	0.28%	0.75%	1.25%	0.37%	0.14%	0.14%	1.60%
経常費等補助金	563	566	571	564	543	650	—
	6.88%	6.54%	6.60%	6.44%	6.22%	7.22%	10.40%
医療収入	3,162	3,634	3,595	3,698	3,927	4,028	—
	38.63%	41.96%	41.57%	42.23%	45.01%	44.77%	—
付随事業収入	77	74	61	80	86	95	—
	0.94%	0.85%	0.71%	0.91%	0.99%	1.06%	—
その他の収入	354	344	395	471	441	463	—
	4.32%	3.97%	4.57%	5.38%	5.06%	5.15%	—

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	全国平均
経常支出	8,170	8,499	8,607	8,697	9,183	9,132	—
人件費	4,426	4,500	4,588	4,755	4,769	4,708	—
	54.07%	51.96%	53.05%	54.31%	54.67%	52.32%	46.50%
教育研究経費	2,574	2,665	2,857	2,823	2,958	3,155	—
	31.44%	30.77%	33.03%	32.24%	33.91%	35.06%	44.30%
管理経費	1,169	1,333	1,160	1,118	1,454	1,268	—
	14.31%	15.68%	13.48%	12.86%	15.83%	13.89%	6.80%
その他の支出	1	1	2	1	2	1	—
	0.01%	0.01%	0.02%	0.01%	0.02%	0.01%	—
経常収支差額	16	162	42	59	−459	−134	—
経常収支差額比率	0.20%	1.87%	0.49%	0.67%	−5.26%	−1.49%	2.10%

（注1）下段の数値は、経常収入に占めるそれぞれの比率
（注2）全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団刊行「今日の私学財政」（令和7年度版）掲載の大学法人の財務比率表からの抜粋

① 貸借対照表の推移

財政的な安全性をみる自己資金構成比率は、2025（令和 7）年度末の数字で全国平均値を上回っている。外部からの借入れがないため、総負債比率も全国平均値より低く、財政状況は健全に推移しているといえる。また、引当特定資産のうち、退職給与引当特定資産については、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の 100％を計上し、退職金支給に備えている。

貸借対照表の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	全国平均
固定資産	27,439	26,672	27,138	28,791	28,404	28,268	—
	88.75%	86.32%	86.51%	92.23%	91.78%	91.94%	84.70%
（引当特定資産）	5,579	5,550	5,406	5,482	5,493	5,400	—
	18.05%	17.96%	17.23%	17.56%	17.75%	17.56%	—
流動資産	3,477	4,228	4,231	2,427	2,543	2,477	—
	11.25%	13.68%	13.49%	7.77%	8.22%	8.06%	15.30%
（現金・預金）	2,802	3,655	3,528	1,691	1,765	1,750	—
	9.06%	11.83%	11.25%	5.42%	5.70%	5.69%	—
負債合計	3,195	2,980	3,385	3,157	3,342	3,398	—
	10.33%	9.64%	10.79%	10.11%	10.80%	11.05%	13.90%
自己資金	27,721	27,919	27,984	28,061	27,605	27,348	—
（基本金+繰越収支差額）	89.67%	90.35%	89.21%	89.89%	89.20%	88.95%	86.10%
資産合計	30,916	30,900	31,369	31,218	30,947	30,745	—

（注1）下段の数値は、総資産（資産合計）に占める割合

（注2）全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団刊行「今日の私学財政」（令和7年度版）掲載の大学法人の財務比率表からの抜粋

③外部資金の受入れ

学納金以外の収入として外部資金獲得が非常に重要になっており、教育研究の活性化および財政の健全化のため、積極的に推進している。2018（平成 30）年度からの外部資金の受け入れ状況については、以下の「外部資金の受入状況（2018～2024 年度）」のとおりである。

2021（令和 3）年度と 2022（令和 4）年度にかけて COVID-19 の感染拡大を受け、遠隔授業が可能となる環境を整備するための私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金の申請を行い、採択されている。また、2022（令和 4）年度には、神奈川県死亡時画像診断システム等設備整備事業が採択され、法医学遺体撮影用ＣＴ画像解析装置（ワークステーション）を整備した。

2025（令和 7）年度は講義室の LED 化を計画し、私立大学施設整備補助金（エコキャンパス推進事業）の申請を行ったが、採択には至らなかった。次回の申請に向けて引き続き情報収集を行っていきたい。また、2027（令和 9）年度に実施が予定されている図書館の耐震工事についても補助金の申請を検討しており、現在調査を行っている。

科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金は平均年約 50 件（新規採択分と継続課題の合計件数）が交付され、平均年約 7,338 万円の研究費が交付されている。受託研究費、奨学寄附金、共同研究経費等の外部資金は年度により多少の増減はあるものの、奨学寄附金を軸に、平均年 700 万円弱の受入れがあり、研究の活性化につながっている。

外部資金の受入れ状況（2019～2025年度）

（単位：千円）

分類	項目＼年度	2025年度		2024年度		2023年度		2022年度		2021年度		2020年度		2019年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金		40	56,216	45	58,919	46	65,975	52	75,400	58	98,552	52	86,185	51	72,410
文部科学省	私立学校施設整備費補助金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	私立大学等教育研究活性化設備整備事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金	－	－	－	－	－	－	1	9,375	1	5,120	－	－	－	－
厚労省	戦没者遺骨のDNA鑑定	5	20,610	5	20,900	3	10,400	3	15,650	2	12,421	4	8,832	1	6,560
	科学研究費補助金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	58,953
金額特別費経費	私立大学経常費補助等 未来経営戦略推進経費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	私立大学等改革総合支援事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
受託研究費		4	5,366	3	1,733	5	3,084	4	12,094	6	6,008	6	3,389	6	4,784
奨学寄附金		19	7,940	21	10,870	18	23,390	17	7,180	23	18,677	25	12,228	37	14,936
共同研究経費		1	3,960	2	1,210	1	550	4	4,717	1	3,960	1	3,300	2	1,825
その他		1	1,000	3	2,256	6	5,024	4	6,960	7	10,024	2	9,595	11	9,041
合計		70	95,092	79	95,888	79	108,423	85	131,376	98	154,762	90	123,529	109	168,509

※間接経費が発生する項目は間接経費を含む。

２．分析を踏まえた長所と問題点

【長所：　医療収入の増収と収支の安定】

本学は、早期退職制度の導入や賞与支給基準の縮小による人件費削減に取り組むとともに、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターの診療体制強化による医療収入の大幅な増収、外部資金の獲得奨励等、学納金に過度に依存しない収入の多様化政策を併せて推し進めてきた。その結果、経常収支差額が改善し、固定資産の引当特定資産、流動資産の現預金残高も順調に推移しており、教育研究を安定して遂行するための十分な財政基盤を確保できる状況となっている。

医療収入の増収は、2017（平成 29）年 11 月に新附属病院がフルオープンしたことにより、2018（平成 30）年度決算では開学以来初の医療収入 30 億円台を達成した。2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令などに配慮した診療体制縮小の影響で減収となったが、2021（令和 3）年度は通常の診療体制のもと過去最高の売上を達成し、2023（令和 5）年度以降も増収傾向は続いている。

医療収入の推移

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
附属病院	1,726	1,731	1,955	2,041	2,154	2,218	2,175
横浜クリニック	1,554	1,430	1,679	1,554	1,544	1,710	1,853
合計	3,280	3,161	3,634	3,595	3,698	3,928	4,028

【問題点：　学生募集の改善】

2019（令和元）年度に収容定員（720 名）が 10 年ぶりに充足する等、学生募集状況は改善してきたが、2020（令和 2）年度入試から、本学のみならず歯学部全体で志願者数が大幅に減少し、この先しばらくの期間にわたり減少傾向が継続するものと危惧されている。本学では一人でも多くの新入生確保に向け、学生募集広報活動を専任とする「募集広報部」を立ち上げ、組織面での強化をはかった。同部署を中心に戦略的な広報活動を行った結果、2024（令和 6）年度、2025（令和 7）年度入試では募集定員を上回る新入生を獲得することができた。しかしながら、18 歳人口は 2030 年代以降さらに急減する見通しである。あらためて募集戦略を練り直すとともに、受験生に選ばれる大学を目指し教育面及びインフラ面での投資を継続して行っていく必要がある。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

執行部主導による大胆な財政再建政策が功を奏し、ここ数年は毎年度安定して収入超過を確保できる収支構造となっている。学科の廃科や人件費の抑制といった経費削減だけでなく、医療収入の増加といった事業の活性化により健全な財政再建が果たせたことは、学校の永続性を担保するうえで非常に大きな意義があったといえる。

教育活動資金収支差額は、毎年大幅な黒字が確保できており、日本私立大学振興・共済事業団が定める「定量的な経営判断指標に基づく経営状態」においても、2011（平成 23）年度決算以降、14 年連続で A3 を確保している。2025 年度決算では B0 と 1 ランク指標を下げる結果となったが、財政状況は引き続き安定している。

また、メディア等で取り上げられている歯科医師過剰について本当に歯科医師は過剰なのかを日本私立歯科大学協会と共に歯科プレスセミナーを開催し、歯科医師の現状・歯科医師へのニーズの高まりを説明しており、主な内容は次の通りである。

■高齢化の進展で歯科ニーズの拡大（訪問治療等）

■歯科医師の領域の拡大（災害歯科、摂食・嚥下、睡眠歯科、インプラント、顎関節症、再生医療等）

■やりがいがあり生涯続けられる仕事（70 歳以上の現役歯科医師１万人以上）

さらには、2019（令和元）年 4 月に開校した東京歯科衛生専門学校、及び 2020（令和 2）年 5 月より順次開院している羽田空港第 1、第 3 ターミナル歯科、歯科・健脳クリニック日本橋（日本橋・三越内）、2026（令和 8）年に開院を予定している BLUE FRONT SHIBAURA デンタルクリニック（芝浦・BLUE FRONT SHIBAURA 内）を中心とした新規事業展開を含めた未来構想を推進するうえでも、強固な財務基盤の確保、すなわち学生の収容定員確保や医療収入のさらなる増収等、現在の事業を安定・発展させていくことが当面の課題となる。